

伊万里市

第3次高齢者福祉計画及び
第6期介護保険事業計画

平成27年度～平成29年度

はじめに



わが国は、団塊の世代の65歳到達により、平成25年に高齢化率が25%を超え、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者に達しており、今後団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる平成37年（2025年）に向けた対策が求められております。

平成12年4月に高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険制度が創設され15年が経ち、着実に市民生活に浸透及び定着しておりますが、介護保険サービスだけでなく、さらに医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組が必要となります。

平成27年度から平成29年度までの第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険計画は、本市が目指す高齢社会像である「すべての高齢者が個人の尊厳を保持しながら、住みなれた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせる社会」の実現に向け、「安心して健やかな暮らしづくり」を基本理念として、高齢化が進行する中「地域包括ケアシステム」の考え方を基に、市民・団体、事業者等と連携・協働して、高齢者の生活を支える地域づくりの実現に向けた取組等を目標としております。

本計画に定めた基本理念の実現に向け、市は全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ならびに、真摯にご検討、ご議論いただきました「高齢者福祉計画等策定委員会」の委員の皆様、並びにご協力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

伊万里市長 塚部 芳和

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	3
4 他計画との関係.....	4
5 計画策定の体制.....	5
第2章 高齢者を取り巻く状況.....	7
1 高齢者の現状.....	8
第3章 計画達成状況等の検証・評価.....	23
政策目標1 介護保険サービスを利用しやすい環境づくり.....	24
1 介護サービスの充実.....	30
2 地域包括ケアシステムの構築.....	34
政策目標2 介護予防の推進により健康に暮らせる環境づくり.....	36
1 介護予防サービスの充実.....	36
2 地域支援事業による介護予防の推進.....	40
政策目標3 安心して暮らせる、人にやさしい環境づくり.....	52
1 総合相談支援・権利擁護体制の強化.....	52
2 認知症高齢者ケアの充実.....	56
3 高齢者の生きがいづくり.....	57
4 高齢者が安心して生活できる地域福祉の推進.....	60
5 高齢者が安心して暮らせる環境の整備.....	64
第4章 高齢者の将来推計.....	67
1 人口の将来推計.....	68
2 要介護認定者数の見込み.....	70
第5章 高齢者施策の将来ビジョン.....	71
1 基本理念.....	72
2 基本目標.....	73
3 施策体系.....	74
4 日常生活圏域の設定について.....	75

第6章 高齢者福祉施策の推進	77
基本目標1 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実	78
主要施策1 高齢者の社会参画、生きがいづくりの推進	78
基本目標2 高齢者が安心して快適に生活できる生活支援の充実	81
主要施策2 生活支援サービスの充実	81
主要施策3 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進	84
基本目標3 介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進	86
主要施策4 介護予防、健康づくりの推進	86
主要施策5 介護サービスの充実	89
主要施策6 地域包括ケアシステムの構築	93
第7章 介護保険事業の推進	95
1 介護保険関係の推計の流れ	96
2 将来の認定者数の推計	97
3 サービス利用者数の推計	98
4 サービス別の事業量の推計	102
5 給付費の見込み	126
6 第1号被保険者の介護保険料	132
7 制度改正による負担の見直し	137
第8章 計画推進のために	139
1 計画の推進方策	140
2 計画の進行管理	140
資料編	143
1 伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱	144
2 計画の策定経緯	146

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年(2000年)に介護保険制度が施行されて以降、数度にわたり制度の見直しが行われてきました。

新たに改正が行われる介護保険法(平成27年4月施行)では、いわゆる『団塊の世代』が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急増すると見込まれる平成37年(2025年)を見据えて、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を柱とした見直しが行われることとなります。

この「地域包括ケアシステム」においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される体制づくりが必要です。

そのためには「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援・介護予防サービスの充実・強化」への取組が必要となり、地域包括支援センターを核とし、介護、保健、医療、福祉などの様々な職種と団体、ボランティア等とのネットワークの構築を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりが重要となります。

本市においては、平成24年3月に「伊万里市第2次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」を策定し、『安心で健やかな暮らしづくり』を基本理念として、高齢化が進行する中、地域包括ケアシステムの考え方を基に、市民・団体、事業者等と連携・協働して、伊万里市が目指す高齢社会像の実現に努めてきました。

また、その中で高齢者福祉施策と介護保険事業は、平成26年度までを一つの区切りとして、『地域包括ケアシステム』の構築を目指した施策に取り組んできました。

これらを踏まえ第6期計画は、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と進む平成37年(2025年)に向けて、『地域包括ケアシステム』の構築に向けた取組をもう一步進めるための計画となります。そのため現行計画の基本理念を踏襲し、昨今の高齢者を取り巻く情勢を踏まえながら、平成37年(2025年)までの中長期的な視野に立ち、介護給付対象サービスや予防給付対象サービス、地域支援事業の実施目標を定めた『伊万里市第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画』を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定いたします。

(1) 老人福祉法

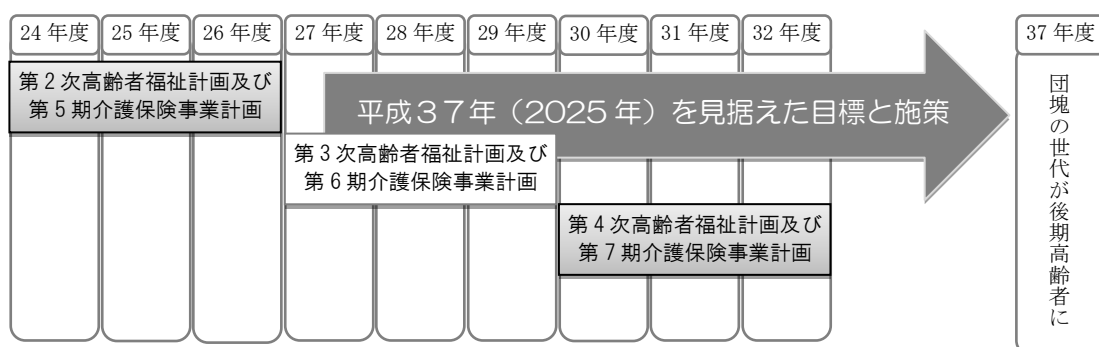
- ①「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。」（第20条の8第1項）
- ②「市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」（第20条の8第7項）

(2) 介護保険法

- ①「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。」（第117条第1項）
- ②「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」（第117条第6項）

3 計画期間

計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間です。これは、今後も進行する高齢化に対応するため、目標を掲げ、3年ごとに計画を策定するもので、計画期間3年目の平成29年度に本計画全体の評価・検証を実施し、見直しを行います。

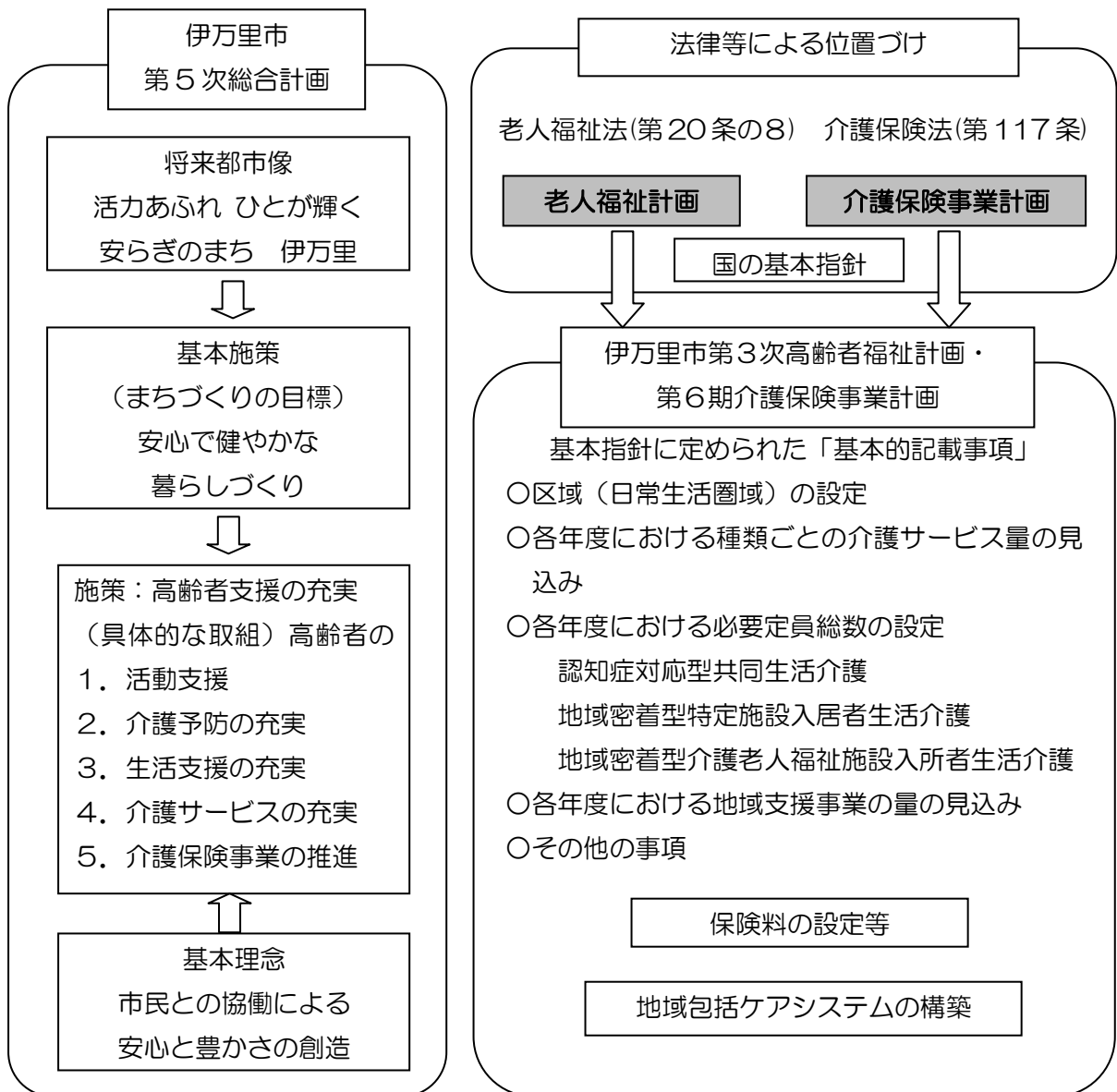


4 他計画との関係

本計画は、「伊万里市総合計画」の基本施策の一つである「安心して健やかな暮らしづくり」の施策の中で、高齢者支援の充実に位置づけられる主要計画です。

したがって、「総合計画」に示されている基本方向に沿って作成します。また、いきいき健康づくりプラン21、地域福祉計画、障害福祉計画など、高齢者の医療・保健・福祉に関する各種計画との整合性を図って作成します。

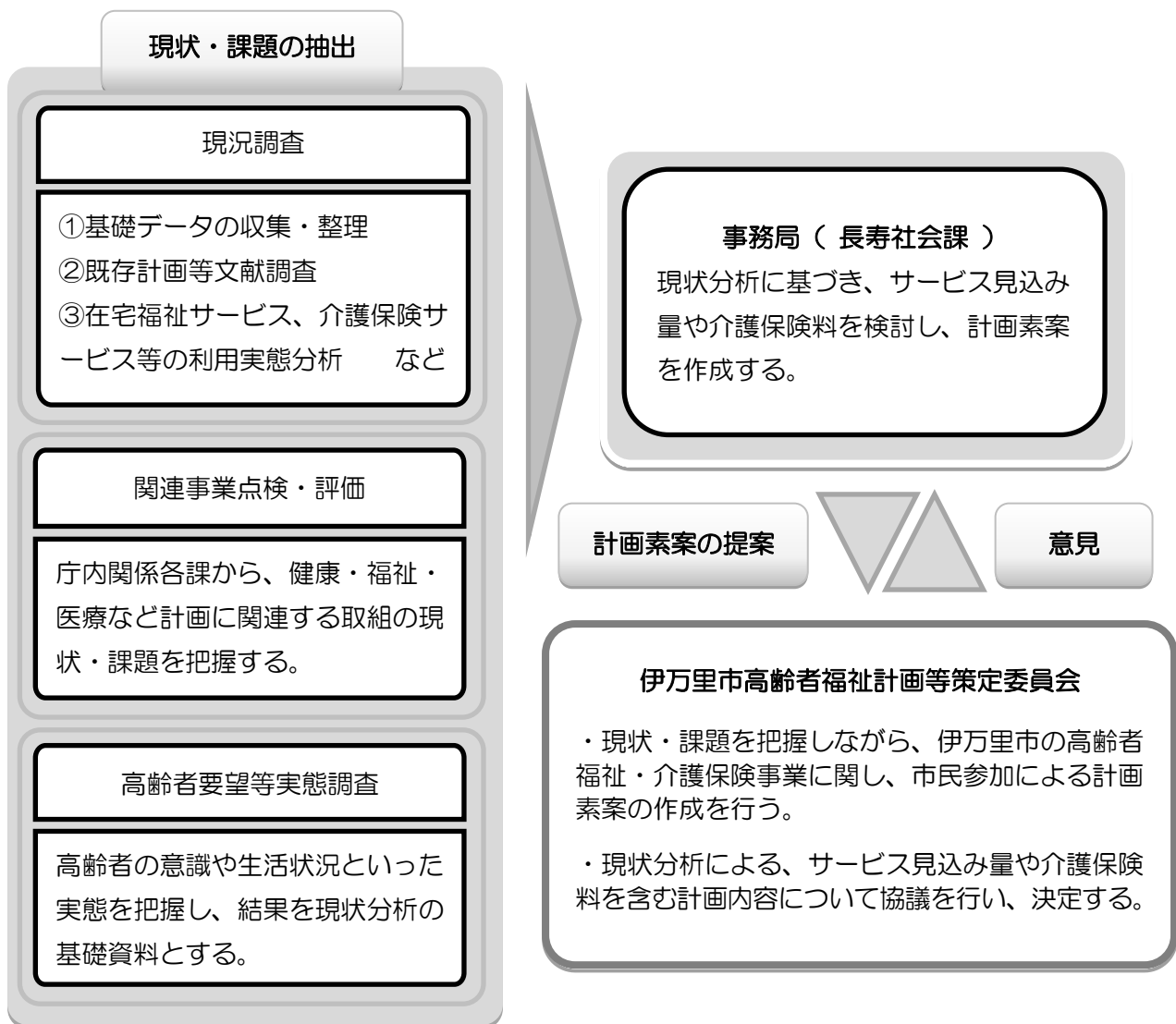
さらに、県が作成するさがゴールドプラン21（佐賀県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画）等関連計画と調和を保ったものとしします。



5 計画策定の体制

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定、介護保険に関する施策の進行管理その他、介護保険に関する事項について審議するため「伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会」を設置しています。

この組織は、任期を1年とする公募による市民、保健・医療・福祉の学識を有する者、介護サービス提供事業者及び行政関係者で構成され、計画の進捗状況等の確認や見直し、介護サービスの需要の見通しと供給量の確保・保険料等の検討を行います。



第1章 計画の策定にあたって

第2章

高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の現状

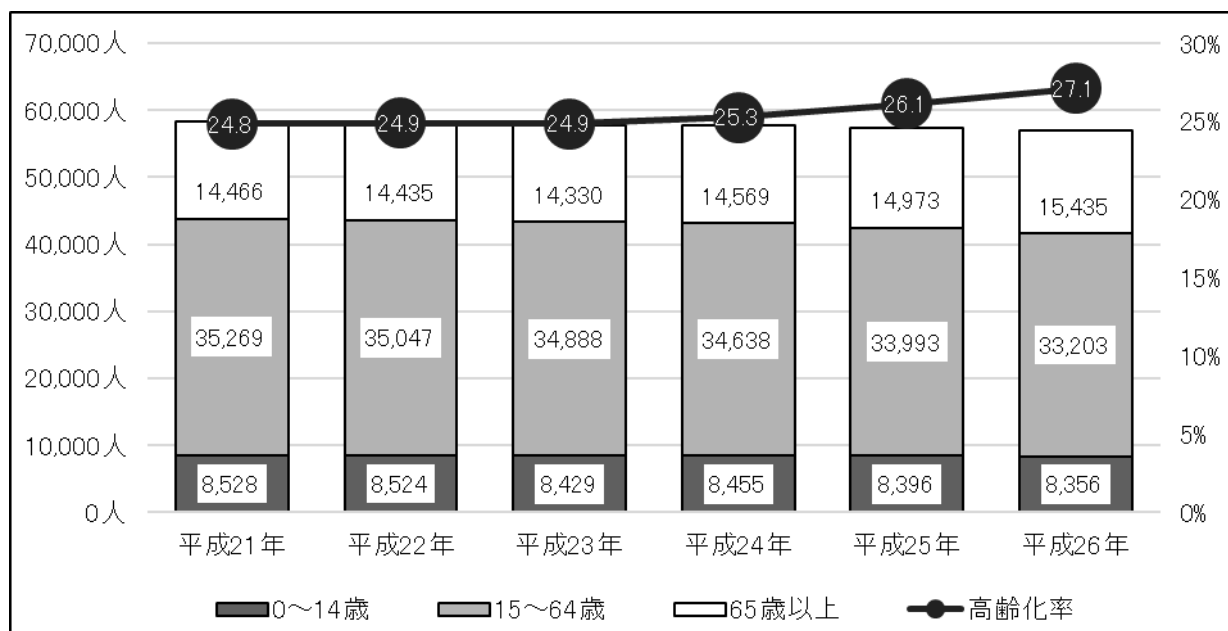
(1) 人口構造

① 総人口の推移

伊万里市の総人口は年々減少しており、平成21年（58,263人）から平成26年（56,994人）の6年間で約2.2%（1,269人）の減少となっています。

年齢構造別にみると、高齢者人口は平成21年から平成23年までは減少していますが、平成24年以降再び増加しているのに対し、生産年齢人口は年々減少しており、年少人口も平成24年は微増しましたが年々減少傾向にあります。高齢化率は平成21年から平成23年までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成24年以降は上昇しています。

■ 伊万里市における人口の推移



(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	58,263	58,006	57,647	57,662	57,362	56,994
年少人口	8,528	8,524	8,429	8,455	8,396	8,356
(0～14歳)	(14.7%)	(14.7%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.6%)	(14.7%)
生産年齢人口	35,269	35,047	34,888	34,638	33,993	33,203
(15～64歳)	(60.5%)	(60.4%)	(60.5%)	(60.1%)	(59.3%)	(58.2%)
高齢者人口	14,466	14,435	14,330	14,569	14,973	15,435
(65歳以上)	(24.8%)	(24.9%)	(24.9%)	(25.3%)	(26.1%)	(27.1%)

※()内は総人口に占める割合

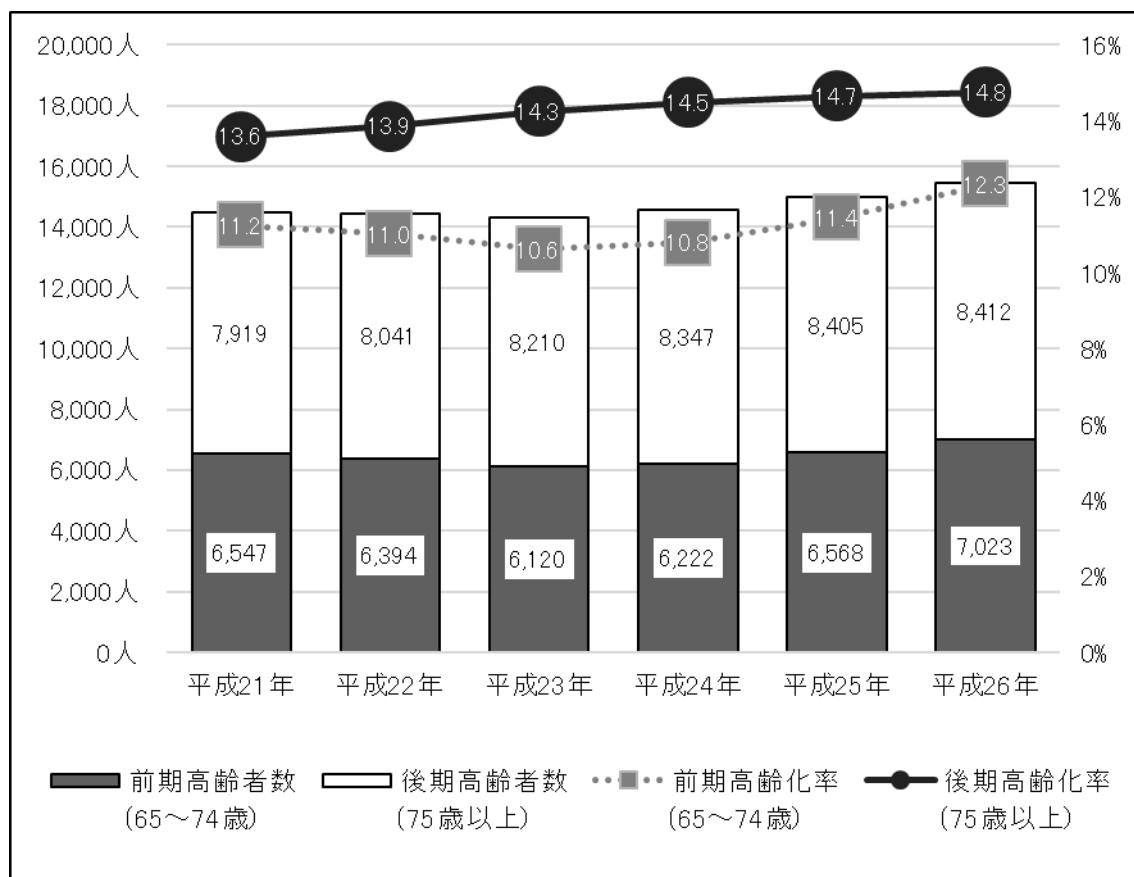
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在,平成26年度のみ9月末)

第2章 高齢者を取り巻く状況

② 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は平成21年から平成23年までは減少傾向にありましたが、平成24年から再び増加傾向にあり、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しています。高齢者人口に占める後期高齢者の割合が高くなっています。

■ 伊万里市における高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③ 人口構造に見る課題

平成25年には4人に1人が65歳以上の高齢者（高齢化率26.1%）であり、平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となります。

今後、総人口が減少していく反面、高齢化が進み、福祉サービスや介護サービスに対するニーズが増加していくことが予想され、これらに対応できるサービス体制の確立・確保はもちろんのこと、サービスを支える担い手の確保や質の維持・向上も課題となります。

また担い手については介護・医療の専門職だけでなく、地域住民の元気な高齢者等にも参加してもらえるような工夫が必要です。

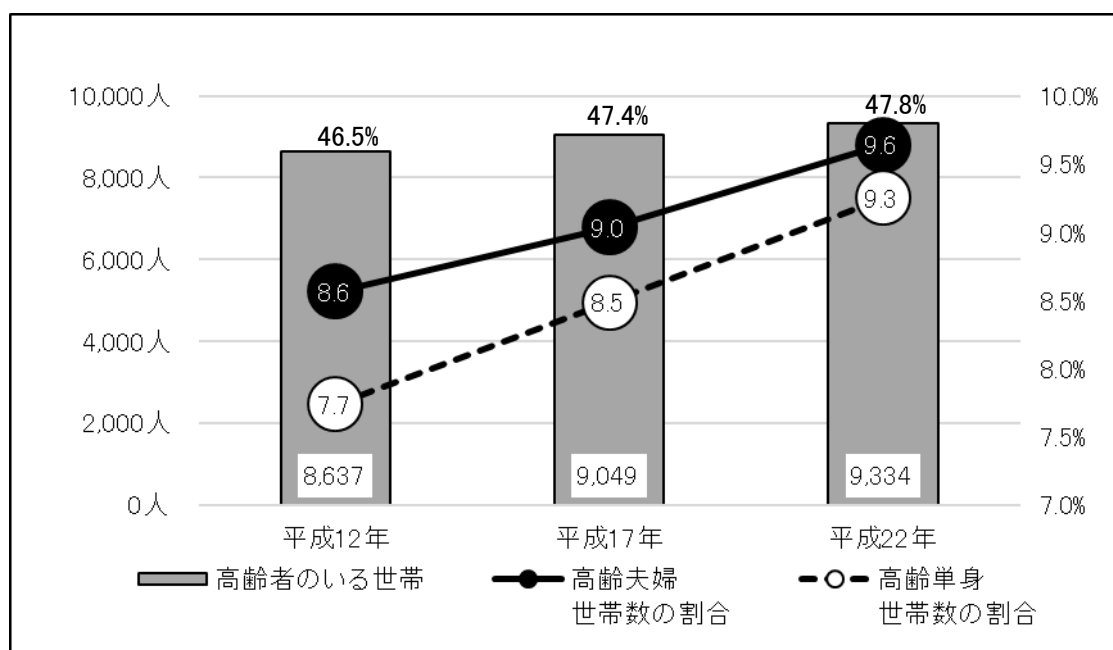
(2) 高齢者のいる世帯の状況

① 高齢者のいる一般世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成12年の8,637世帯から平成22年の9,334世帯と697世帯の増加となり、一般世帯数に占める割合は47.8%となっています。

また、一般世帯に占める高齢夫婦世帯は291世帯の増加、高齢単身世帯では369世帯の増加となっています。

■ 高齢者世帯の推移



(単位: 人)

	平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯数	18,588	—	19,073	—	19,533	—
高齢者のいる世帯	8,637	46.5%	9,049	47.4%	9,334	47.8%
高齢夫婦世帯	1,592	8.6%	1,723	9.0%	1,883	9.6%
高齢単身世帯	1,438	7.7%	1,618	8.5%	1,807	9.3%

※割合は一般世帯に対する割合 資料: 総務省・国勢調査

② 世帯構造に見る課題

高齢者のいる世帯の増加は10年間で697世帯となり、その割合も1.3ポイントの増加となり、急速に高齢者世帯が増えているのが分かります。

また高齢夫婦世帯、高齢単身世帯も増加し、これらの世帯への見守りや配食などの支援も必要となり、支援の担い手の確保などが今後の課題となることが予想されます。

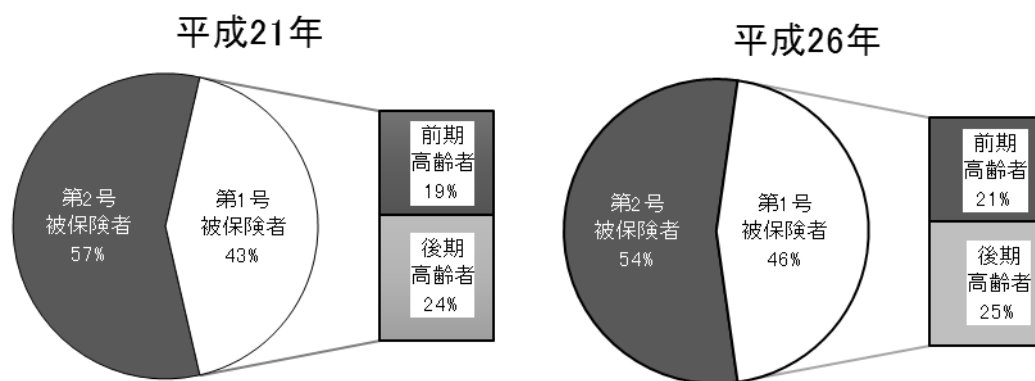
(3) 被保険者と要介護認定の状況

① 被保険者数の推移

被保険者数は、平成23年までは減少していましたが平成24年から増加しています。

また、平成21年と平成26年の被保険者の構成を比較すると第1号被保険者の割合は3ポイントの増加となり、後期高齢者は1ポイントの増加に対し、前期高齢者は2ポイントの増加となっています。

■ 被保険者の構成と推移



(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
第1号(65歳以上)	14,466	14,435	14,330	14,569	14,973	15,435
前期高齢者	6,547	6,394	6,120	6,222	6,568	7,023
後期高齢者	7,919	8,041	8,210	8,347	8,405	8,412
第2号(40~64歳)	19,360	19,335	19,376	19,158	18,890	18,471
計	33,826	33,770	33,706	33,727	33,863	33,906

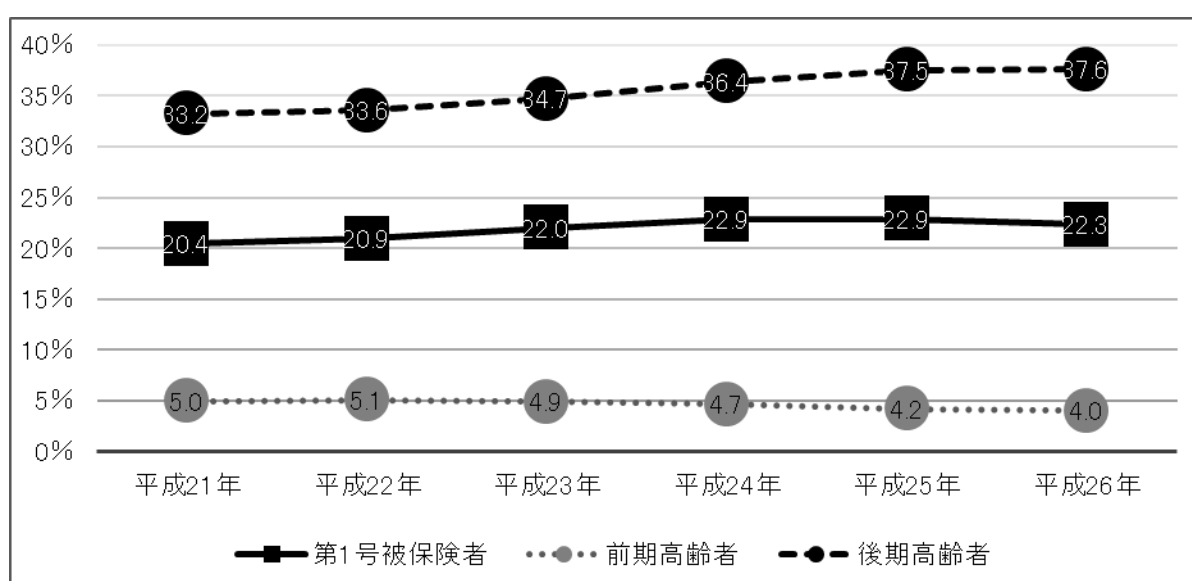
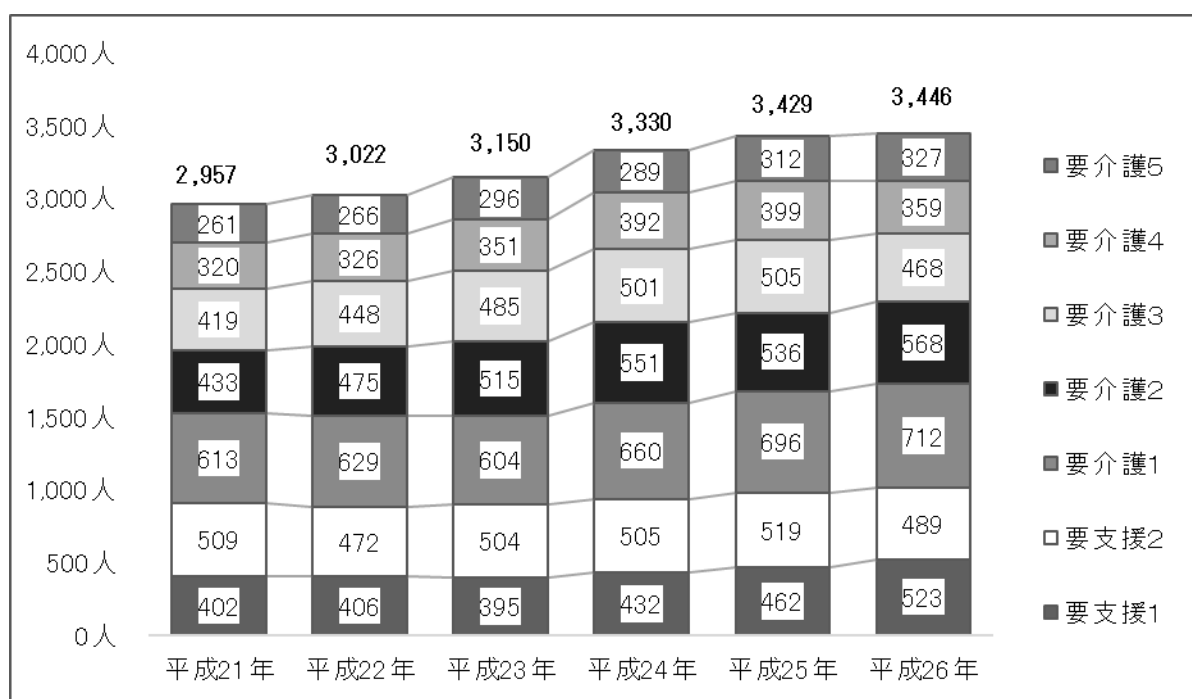
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

第2章 高齢者を取り巻く状況

② 要介護認定者数と要介護認定率の推移

第1号被保険者における要介護認定者は、平成21年度から平成26年の6年間で489人、16.5%の増加となっています。認定率では第1号被保険者における要介護認定者は平成24年、平成25年をピークに減少しています。その中でも後期高齢者は平成22年から平成25年にかけて3.9ポイントの増加を示しましたが、平成26年ではわずか0.1ポイントの増加にとどまりました。

■ 第1号被保険者における認定者数と認定率の推移



資料:伊万里市 (平成26年10月1日現在)

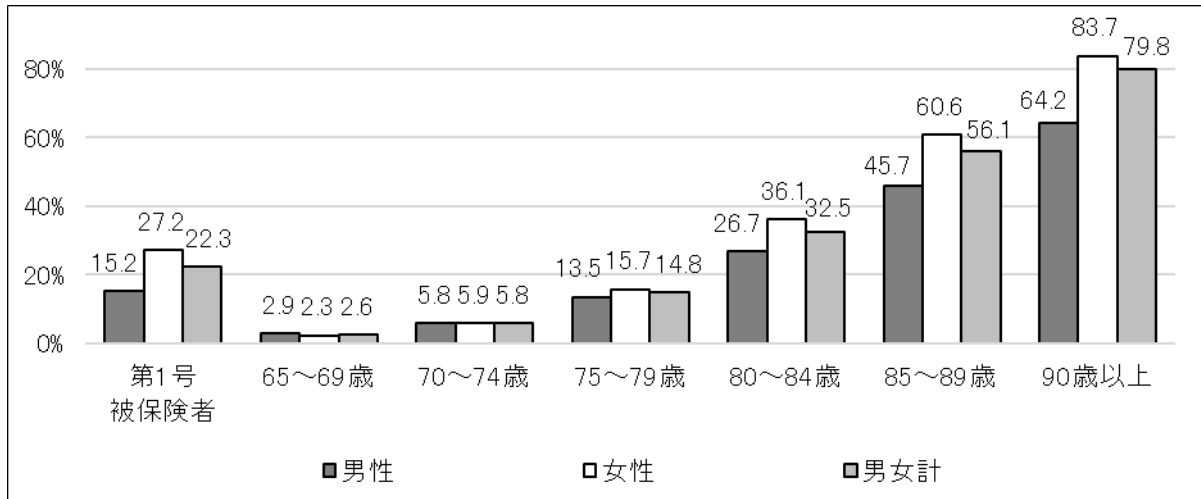
第2章 高齢者を取り巻く状況

③ 年齢別の認定率

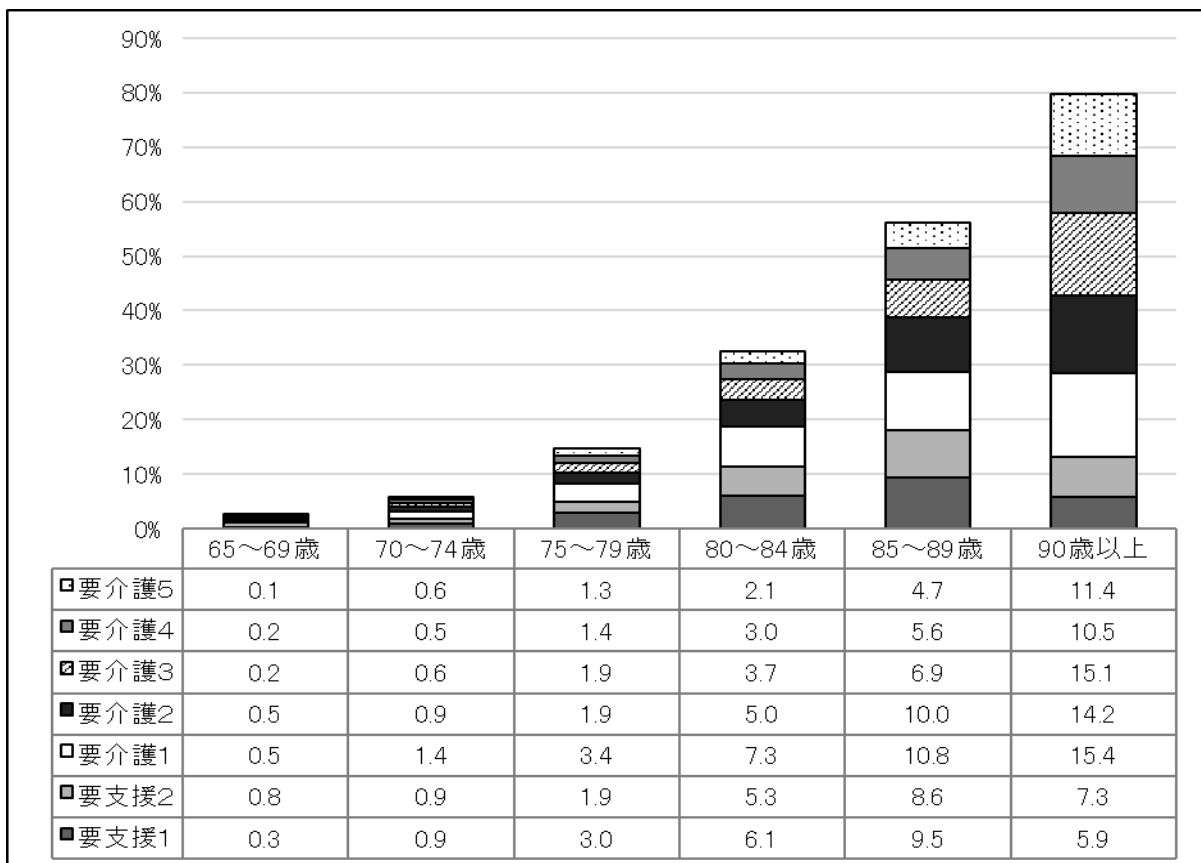
認定者となる割合（認定率）は、年齢別でかなりの違いがあり、高齢になるほど認定率は高く、90歳以上では男女合わせて79.8%となっています。

性別にみると、65歳から69歳で男性が高く、70歳以上で女性の認定率が高くなっています。また、要介護度別にみると、年齢が高くなるに従い、要介護3から要介護5までの認定率が高まっています。

■ 第1号被保険者の性別・年齢別の認定率（平成26年）



■ 第1号被保険者の要介護度別・年齢別の認定率（平成26年）



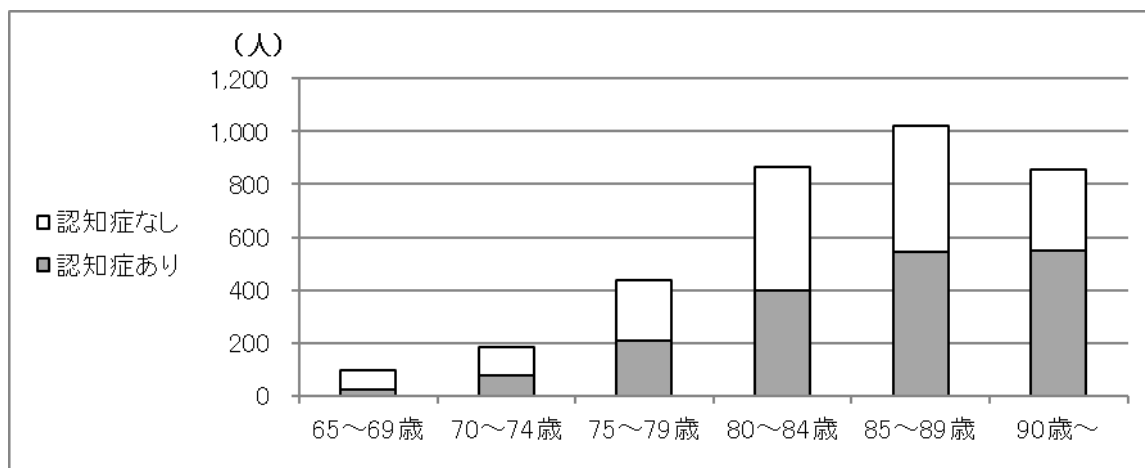
資料:伊万里市（平成26年10月1日現在）

第2章 高齢者を取り巻く状況

④ 要介護認定者の認知症高齢者の日常生活自立度

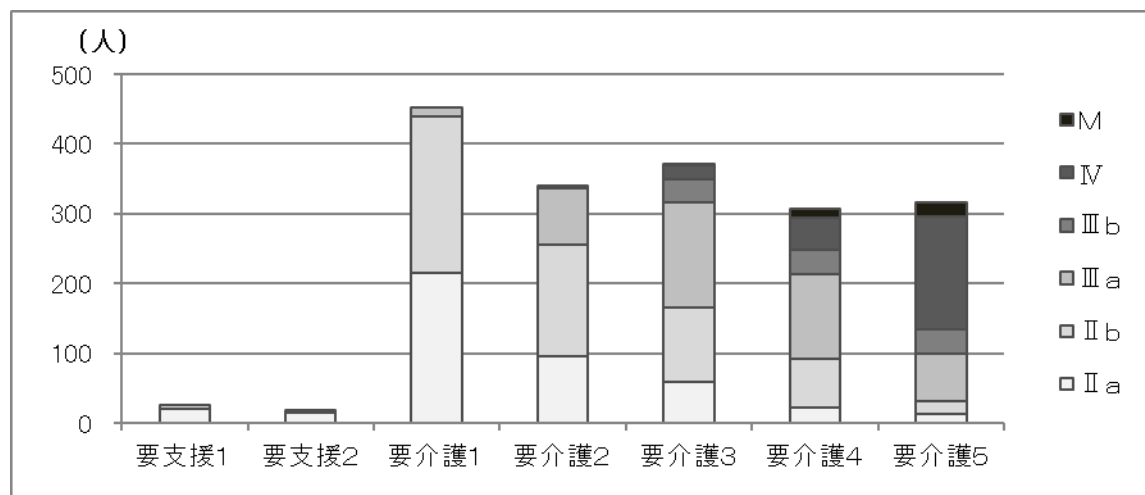
平成26年3月末の要介護認定者3,458人について、認定調査の結果から認知症高齢者の日常生活自立度をみると、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等がみられるランクⅡa以上の人は、認定者の52.1%の1,803人で、特に85歳以上の認定者に多くなっています。

■ 要介護（支援）認定者の認知症高齢者の日常生活自立度（年齢別）



		第1号被保険者						
		計	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳~
認知症なし	自立・I	1,655人	73人	108人	229人	465人	475人	305人
		47.9%	74.5%	58.7%	52.6%	53.8%	46.6%	35.6%
認知症あり	Ⅱa以上	1,803人	25人	76人	206人	400人	545人	551人
		52.1%	25.5%	41.3%	47.4%	46.2%	53.4%	64.4%
合計		3,458人	98人	184人	435人	865人	1,020人	856人
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

■ 要介護（支援）認定者の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上（介護度別）



資料:伊万里市 高齢者実態調査結果より

<認知症高齢者の日常生活自立度>

日常生活でどれくらいの自立度を維持しているかという指標です。
その度合いによって下表のようなランクに分けられます。

<日常生活自立度の主な判断基準>

- ランクⅠ** : 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- ランクⅡ** : 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
a 家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。
b 家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。
- ランクⅢ** : 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
a 日中を中心としてⅢの状態がみられる。
b 夜間を中心としてⅢの状態がみられる。
- ランクⅣ** : 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- ランクM** : 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。(せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等)。



第2章 高齢者を取り巻く状況

⑤ 医療・介護データからみる要介護認定者の状況

国保データベース（KDB）システムにより、伊万里市の平成25年度の要介護（支援）認定者3,601人の有病状況をみると、高血圧・心臓病が2,377人（66.0%）で1番多く、次に、筋・骨疾患2,095人（58.2%）、認知症・精神疾患1,438人（39.9%）、脳血管疾患1,146人（31.8%）となっています。

75歳以上では、筋・骨疾患や高血圧・心臓病の占める割合が高く、医療費の状況では、介護を受けている人は、介護を受けていない人より7,291円高くなっています。

■ 要介護（支援）認定者の有病状況

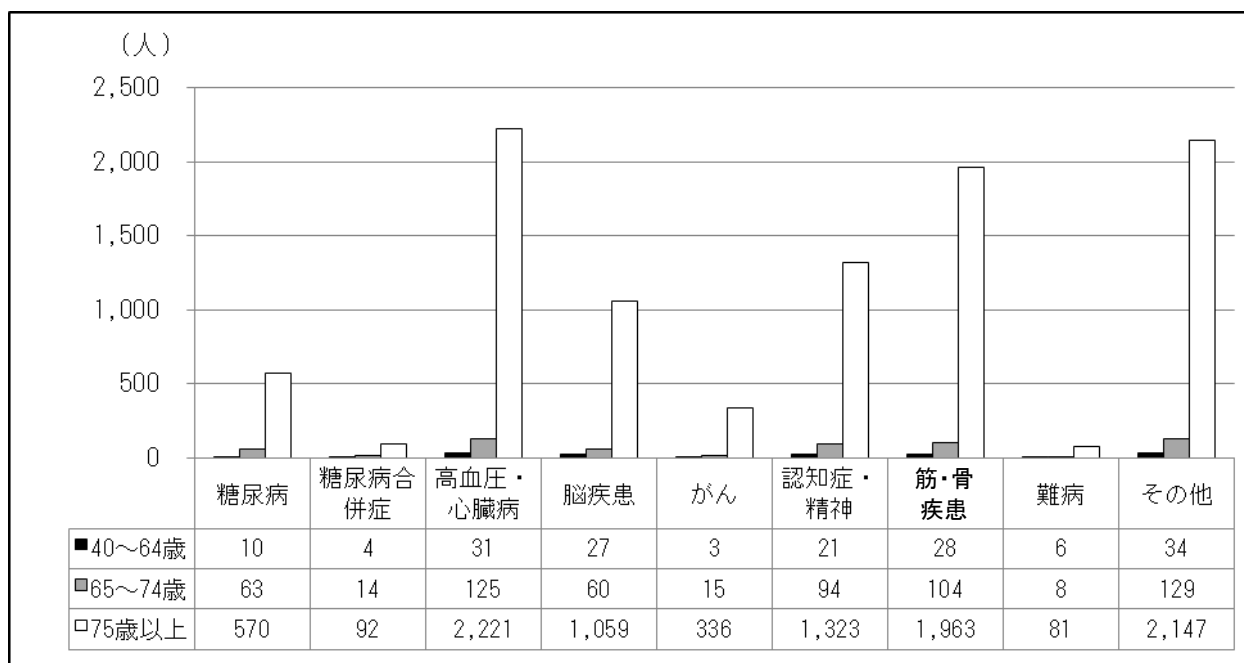
（単位：人）

		40～64歳	65～74歳	75歳以上	計
要介護認定者数	人数	89	289	3,223	3,601
糖尿病	人数	10	63	570	643
	割合	11.2%	21.8%	17.7%	17.9%
糖尿病合併症	人数	4	14	92	110
	割合	4.5%	4.8%	2.9%	3.1%
高血圧・心臓病	人数	31	125	2,221	2,377
	割合	34.8%	43.3%	68.9%	66.0%
脳血管疾患	人数	27	60	1,059	1,146
	割合	30.3%	20.8%	32.9%	31.8%
悪性新生物(がん)	人数	3	15	336	354
	割合	3.4%	5.2%	10.4%	9.8%
認知症・精神疾患	人数	21	94	1,323	1,438
	割合	23.6%	32.5%	41.0%	39.9%
筋・骨疾患	人数	28	104	1,963	2,095
	割合	31.5%	36.0%	60.9%	58.2%
難病	人数	6	8	81	95
	割合	6.7%	2.8%	2.5%	2.6%
その他	人数	34	129	2,147	2,310
	割合	38.2%	44.6%	66.6%	64.1%

資料：KDBシステム（平成26年3月レセプト分）

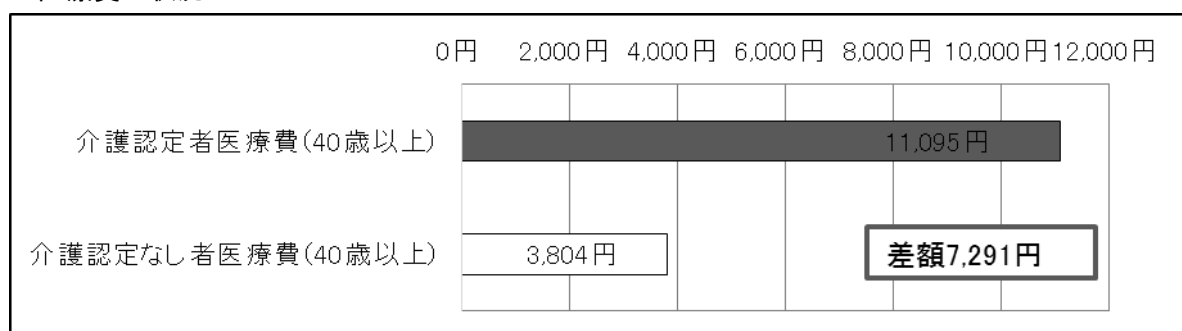
第2章 高齢者を取り巻く状況

■ 年齢・疾患別要介護者認定者数



資料:KDB システム(平成 25 年度累計)

■ 医療費の状況



資料:KDB システム(平成 25 年度累計)

⑥ 要介護認定の状況に見る課題

高齢化の進展に伴い、後期高齢者の要介護認定者が増加しています。

高齢者が何らかの疾病や要介護状態になった場合、医療保険制度や介護保険制度を利用することから、健診、医療、介護状況から地域の課題を把握し、発生予防をはじめ、要介護状態になっても介護度の重度化防止に向けた取組や、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療と介護サービスの適切な提供、連携を推進していく必要があります。

(4) 高齢者要望等実態調査 (平成 25 年 10 月実施) から見た高齢者の生活機能の状態

高齢者要望等実態調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、伊万里市の第5期介護保険事業計画の見直しにあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態等を把握し、これを平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする第6期介護保険事業計画策定の基礎資料とするものです。

2. 実施概要

(1) 抽出基準日

平成 25 年 10 月 1 日

(2) 調査期間

平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日

(3) 調査の対象者と回収数

実態調査の配布対象者と配布数について、整理すると次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
在宅者(要支援)	473	379	80.13%
在宅者(要介護)	536	421	78.54%
施設入所者	76	66	86.84%
二次予防事業対象者	39	31	79.49%
一般高齢者	921	542	58.85%
合計	2,045	1,439	70.37%

第2章 高齢者を取り巻く状況

① 生活機能の項目別評価結果

アンケートにおいて、生活機能の評価項目ごとの非該当者（リスクなし）の割合をみると、要介護・要支援認定を受けておらず、また二次予防の対象にもならない『一般高齢者』でその割合が最も高く、次いで『二次予防事業対象者』、『在宅者（要支援）』、『在宅者（要介護）』の順となっており、それぞれの生活機能レベルを反映した結果となっています。

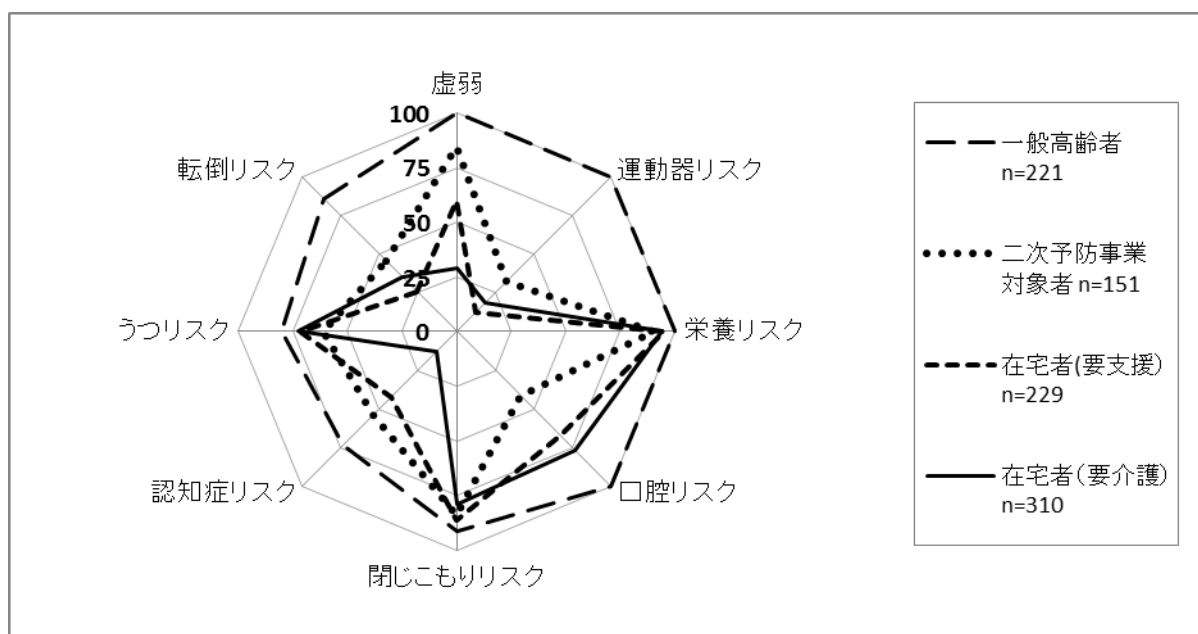
二次予防事業対象者選定の直接の条件になっていない「認知症リスク」、「うつリスク」及び「転倒リスク」については、『一般高齢者』の中にも該当者（リスク者）が1～3割程度いることが分かります。

項目別では、「栄養リスク」については、該当者（リスク者）の割合は少なく、「虚弱」、「運動器リスク」及び「転倒リスク」は、『一般高齢者』、『二次予防事業対象者』、『在宅者（要支援）』及び『在宅者（要介護）』で、該当者（リスク者）の割合に大きな差異がみられます。

また介護が必要となった主な原因として「関節疾患」、「高齢による衰弱」及び「脳血管疾患（脳卒中）」が多く挙げられますが、次に「認知症」も多く、『一般高齢者』や『二次予防事業対象者』にも「認知症リスク」の該当者が見られます。

■項目別評価結果（各機能にリスクの少ない人の割合）

	一般高齢者	二次予防事業対象者	在宅者（要支援）	在宅者（要介護）
虚弱	100	84.3	59.7	28.9
運動器リスク	100	32.6	12.6	18.8
栄養リスク	100	90.4	94.8	94.3
口腔リスク	100	41.7	67.1	76.8
閉じこもりリスク	91.2	83.9	86.3	79.0
認知症リスク	73.3	53.9	42.7	13.3
うつリスク	80.4	60.9	71.8	72.6
転倒リスク	85.9	45.7	25.8	35.3



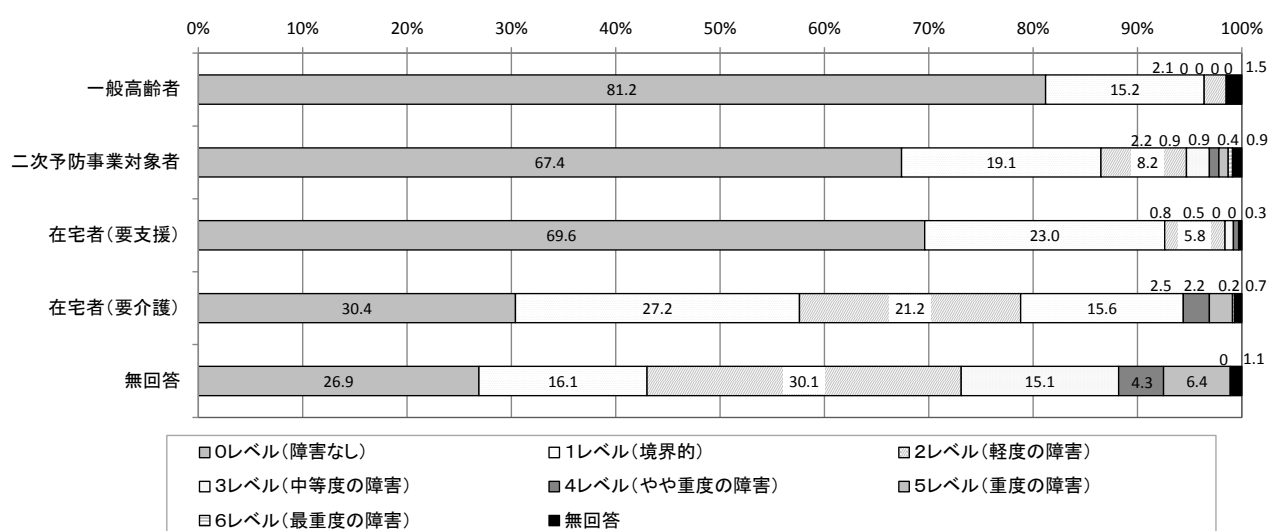
第2章 高齢者を取り巻く状況

② 認知機能の障害程度

調査の回答結果からCPS(※)に準じて評価される認知機能の障害程度区分の分布をみると、認知機能の障害ありとされる方(1レベル以上)の割合が最も高いのは『在宅者(要介護)』で68.9%、次いで『二次予防事業対象者』31.8%、『在宅者(要支援)』30.1%、『一般高齢者』17.3%の順となっています。

CPSで認知症の行動・心理症状がみられるのは3レベル以上といわれており、その割合は、『一般高齢者』0.0%、『二次予防事業対象者』4.4%、『在宅者(要支援)』1.3%、『在宅者(要介護)』20.5%となり、『二次予防事業対象者』が『在宅者(要支援)』を上回る結果となっています。

■ 認知機能の障害程度 (CPS)



※ CPS

認知機能の障害程度の指標として有用とされるCPS (Cognitive Performance Scale) は0レベル～6レベルまでの7段階で障害の程度を測るもので、要介護認定調査の主治医意見書にも使われています。なお、1レベル以上の障害程度をリスクありとしています。

第2章 高齢者を取り巻く状況

③ 生活機能等から見た課題

伊万里市では二次予防事業として、「運動器機能向上」「口腔機能向上及び栄養改善」の教室を開催していることから、二次予防事業対象者は、運動器と口腔機能のリスクが高い高齢者が多いという回答結果となっています。

これまで「二次予防事業対象者把握事業」により、要介護・要支援に該当しない高齢者に「基本チェックリスト」を一律配付し、二次予防事業対象者を選定する流れとなってきましたが、平成27年度以降は、地域包括支援センターや市の窓口において支援の相談に来所された高齢者に「基本チェックリスト」を活用し、介護予防マネジメントを通じて、介護予防生活支援サービス事業や一般介護予防事業の利用に繋げていくようになります。

地域ネットワークにより生活機能の低下のため支援が必要な高齢者を早期に発見し、早期に支援していく仕組みをつくり、自立支援や重症化予防に繋げていくことが重要です。

また、今後も認知症をはじめ介護予防に関する啓発や予防に力を入れていく必要があります。



第2章 高齢者を取り巻く状況

第3章

計画達成状況等の検証・評価

政策目標1 介護保険サービスを利用しやすい環境づくり

[サービス利用者数]

サービス利用者数については、平成24年度、平成25年度ともにわずかではあります
が、第5期計画値より実績値が上回る結果となりました。

認定者に対する利用者の割合（利用者率）は、計画では平成24年度、平成25年度と
もに82.3%でしたが、実績値においては平成24年度で79.6%、平成25年度で78.8%
となりました。

○標準的居宅サービス利用者数

標準的居宅サービス利用者とは、下記の居住系サービス利用者及び施設サー
ビス利用者以外のサービス利用者で、主として在宅でサービスを利用されてい
る方です。

標準的居宅サービス利用者数については、平成24年度、平成25年度とも
にわずかに第5期計画値より実績値が多くなりました。

○居住系サービス利用者数

居住系サービス利用者とは、特定施設や認知症対応型共同生活介護（グルー
プホーム）を利用されている方です。

居住系サービス利用者数については、平成24年度、平成25年度ともにわ
ずかに第5期計画値より実績値が少くなりました。

○施設サービス利用者数

施設サービス利用者とは、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老
健）、介護療養型医療施設を利用されている方です。

施設サービス利用者数については、平成24年度、平成25年度ともに第5
期計画値より実績値が少くなりました。

うち、要介護4～5の利用者数は、第5期計画値より少なくなり、比較（実
績/計画値）においては、平成24年度で11.4%、平成25年度で20.7%下
回っています。

（単位：人）

	第5期計画		実績		比較(実績/計画値)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
認定者数	3,260	3,324	3,407	3,501	104.5%	105.3%
利用者数	2,683	2,736	2,713	2,759	101.1%	100.8%
標準的居宅サービス利用者数	1,928	1,968	1,983	2,038	102.9%	103.6%
居住系サービス利用者数	187	200	184	197	98.4%	98.5%
施設サービス利用者	568	568	546	524	96.1%	92.3%
要介護4～5の利用者数	367	382	325	303	88.6%	79.3%
要介護4～5の割合	64.6%	67.3%	59.5%	57.8%	—	—
利用者率(利用者数/認定者数)	82.3%	82.3%	79.6%	78.8%	—	—

※認定者数の実績は、各年9月末時点

※利用者数の実績は、各年度の月平均

第3章 計画達成状況等の検証・評価

要介護度別の利用者の状況は次のとおりです。

(単位:人)

	第5期計画		実績		比較(実績/計画値)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
標準的居宅サービス利用者数	1,928	1,968	1,983	2,038	102.9%	103.6%
要支援1	291	300	263	280	90.4%	93.3%
要支援2	390	387	368	366	94.4%	94.6%
要介護1	456	463	468	500	102.6%	108.0%
要介護2	368	380	381	372	103.5%	97.9%
要介護3	275	293	282	270	102.5%	92.2%
要介護4	107	107	150	162	140.2%	151.4%
要介護5	41	38	71	88	173.2%	231.6%
居住系サービス利用者数	187	200	184	197	98.4%	98.5%
特定施設入居者生活介護	66	66	68	71	103.0%	107.6%
要支援1	7	7	6	9	85.7%	128.6%
要支援2	7	7	6	5	85.7%	71.4%
要介護1	15	15	16	21	106.7%	140.0%
要介護2	9	9	14	13	155.6%	144.4%
要介護3	13	13	10	8	76.9%	61.5%
要介護4	13	13	11	10	84.6%	76.9%
要介護5	2	2	5	5	250.0%	250.0%
認知症対応型共同生活介護	121	134	116	126	95.9%	94.0%
要支援2	2	2	4	3	200.0%	150.0%
要介護1	22	24	19	24	86.4%	100.0%
要介護2	28	31	24	27	85.7%	87.1%
要介護3	40	44	39	39	97.5%	88.6%
要介護4	19	22	20	25	105.3%	113.6%
要介護5	10	11	10	8	100.0%	72.7%
施設系サービス利用者数	568	568	546	524	96.1%	92.3%
介護老人福祉施設	233	233	234	236	100.4%	101.3%
要介護1	7	7	7	11	100.0%	157.1%
要介護2	21	20	23	19	109.5%	95.0%
要介護3	56	51	56	53	100.0%	103.9%
要介護4	83	87	80	81	96.4%	93.1%
要介護5	66	68	68	72	103.0%	105.9%
介護老人保健施設	182	182	182	178	100.0%	97.8%
要介護1	17	17	17	18	100.0%	105.9%
要介護2	32	31	30	38	93.8%	122.6%
要介護3	37	34	51	51	137.8%	150.0%
要介護4	45	47	41	33	91.1%	70.2%
要介護5	51	53	43	38	84.3%	71.7%
介護療養型医療施設	153	153	130	110	85.0%	71.9%
要介護1	5	4	6	4	120.0%	100.0%
要介護2	8	7	10	6	125.0%	85.7%
要介護3	18	15	21	21	116.7%	140.0%
要介護4	50	52	38	30	76.0%	57.7%
要介護5	72	75	55	49	76.4%	65.3%

※実績は、各年度の月平均

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

第3章 計画達成状況等の検証・評価

○介護サービスの給付費

サービス種類別にみると、第5期計画値を大きく上回ったサービスは通所介護（平成25年度比較で28.5%超過）、短期入所生活介護（平成25年度比較で30.0%超過）、特定施設入居者生活介護（平成25年度比較で12.4%超過）、認知症対応型通所介護（平成25年度比較で55.3%超過）となりました。

地域密着型のうち、夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護については第5期計画では見込んでおらず、また参入事業者がなかったため実績はゼロとなっています。

（単位：千円）

介護サービスの給付費	第5期計画		実績		比較(実績/計画値)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
居宅系	2,021,218	2,078,991	2,205,158	2,365,573	109.1%	113.8%
訪問介護	176,569	181,452	170,977	170,569	96.8%	94.0%
訪問入浴介護	6,623	6,598	5,477	6,413	82.7%	97.2%
訪問看護	54,358	55,953	46,818	51,096	86.1%	91.3%
訪問リハビリテーション	21,000	21,677	23,381	21,352	111.3%	98.5%
居宅医療管理指導	14,528	14,899	11,627	10,714	80.0%	71.9%
通所介護	906,030	933,684	1,064,558	1,199,488	117.5%	128.5%
通所リハビリテーション	365,997	377,479	333,037	318,156	91.0%	84.3%
短期入所生活介護	283,752	292,584	347,839	380,356	122.6%	130.0%
短期入所療養介護	9,417	9,717	6,677	6,483	70.9%	66.7%
特定施設入居者生活介護	112,923	112,923	123,163	126,884	109.1%	112.4%
福祉用具貸与	64,756	66,581	67,188	69,954	103.8%	105.1%
特定福祉用具販売	5,265	5,444	4,416	4,108	83.9%	75.5%
地域密着型系	400,135	437,783	381,635	427,909	95.4%	97.7%
夜間対応訪問介護	0	0	0	0	—	—
認知症対応型通所介護	44,830	43,724	47,836	67,924	106.7%	155.3%
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	—	—
認知症対応型共同生活介護	355,305	394,059	333,799	359,985	93.9%	91.4%
住宅改修	15,444	15,892	13,820	12,197	89.5%	76.7%
居宅介護支援	194,422	200,163	211,935	221,988	109.0%	110.9%
施設系	1,868,634	1,877,108	1,753,597	1,667,715	93.8%	88.8%
介護老人福祉施設	658,200	660,000	664,128	673,316	100.9%	102.0%
介護老人保健施設	580,462	581,901	563,578	561,233	97.1%	96.4%
介護療養型医療施設	629,972	635,207	525,891	433,166	83.5%	68.2%
合計	4,499,853	4,609,937	4,566,145	4,695,382	101.5%	101.9%

※実績は年度計

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

第3章 計画達成状況等の検証・評価

○介護予防サービスの給付費

サービス種類別にみると、見込みを大きく上回ったサービスとしては短期入所療養介護（平成25年度比較で109.7%超過）、認知症対応型共同生活介護（平成25年度比較で47.7%超過）等が挙げられます。

また短期入所生活介護と短期入所療養介護については、その年によって大きな変動がみられます。

地域密着型のうち、小規模多機能型居宅介護については事業者の参入がなく、また、認知症対応型通所介護については平成24年度のみでの利用でした。

（単位：千円）

	第5期計画		実績		比較(実績/計画値)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
居宅系	309,347	310,206	282,203	283,872	91.2%	91.5%
訪問介護	47,755	48,040	51,755	51,598	108.4%	107.4%
訪問入浴介護	0	0	0	0	—	—
訪問看護	9,801	9,785	8,753	7,105	89.3%	72.6%
訪問リハビリテーション	6,674	6,681	6,504	6,749	97.5%	101.0%
居宅療養管理指導	1,629	1,628	1,849	1,550	113.5%	95.2%
通所介護	106,903	107,340	95,840	109,152	89.7%	101.7%
通所リハビリテーション	105,422	105,537	90,263	81,372	85.6%	77.1%
短期入所生活介護	2,080	2,070	1,696	863	81.5%	41.7%
短期入所療養介護	160	165	33	346	20.6%	209.7%
特定施設入居者生活介護	15,837	15,837	12,541	13,073	79.2%	82.5%
福祉用具貸与	10,407	10,422	10,779	9,687	103.6%	92.9%
特定福祉用具販売	2,679	2,701	2,190	2,377	81.7%	88.0%
地域密着型系	6,205	6,205	10,379	9,162	167.3%	147.7%
認知症対応型通所介護	0	0	106	0	—	—
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	—	—
認知症対応型共同生活介護	6,205	6,205	10,273	9,162	165.6%	147.7%
住宅改修	11,468	11,607	12,384	10,846	108.0%	93.4%
居宅介護支援	34,784	35,091	32,150	33,033	92.4%	94.1%
合計	361,804	363,109	337,116	336,913	93.2%	92.8%

※実績は年度計

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

第3章 計画達成状況等の検証・評価

【給付費】

給付費については、平成 25 年度実績で介護サービスが 46 億 95 百万円、介護予防サービスが 3 億 37 百万円、合計で 50 億 32 百万円となっており、介護予防サービスは第 5 期計画値より 7.2% 下回りましたが、介護サービスが 1.9% 上回り、全体では 1.2% 上回る結果となっています。

(単位: 千円)

給付費	第5期計画		実績		比較(実績/計画値)	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護サービス	4,499,853	4,609,937	4,566,145	4,695,382	101.5%	101.9%
介護予防サービス	361,804	363,109	337,116	336,913	93.2%	92.8%
合計	4,861,657	4,973,046	4,903,261	5,032,295	100.9%	101.2%



第3章 計画達成状況等の検証・評価

※ 伊万里市の介護保険の現状まとめ（平成 25 年度実績より）

認定者が何らかのサービスを利用している利用者率は平均すると全体（計）で 78.8% となっています。

利用者の内訳は、標準的居宅サービス利用者が 2,038 人（58.2%）、居住系サービス利用者が 197 人（5.6%）、施設サービス利用者が 524 人（15.0%）となっています。

標準的居宅サービス利用者率を見ると要支援 1～要介護 2 において偏りが見られますが、居住系サービス利用者率では要介護 1～要介護 4、施設サービス利用者率では、要介護 4～5 に偏りが見られます。

給付費は 50 億 32 百万円で、内訳は標準的居宅サービスが 28 億 55 百万円（56.7%）、居住系サービスは 5 億 09 百万円、施設サービスが 16 億 68 百万円となっています。

利用者 1 人あたりの給付費（月額）としてみると、標準的居宅サービス利用者は 11 万 7 千円、居住系サービス利用者は 21 万 5 千円、施設サービス利用者は 26 万 5 千円となっています。

（単位：人、円）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	466	530	714	547	512	408	324	3,501
利用者数	289	374	578	475	442	341	260	2,759
標準的居宅サービス	280	366	500	372	270	162	88	2,038
居住系サービス	9	8	45	40	47	35	13	197
施設サービス	—	—	33	63	125	144	159	524
利用者率	62.0%	70.6%	81.0%	86.8%	86.3%	83.6%	80.2%	78.8%
標準的居宅サービス	60.1%	69.1%	70.0%	68.0%	52.7%	39.7%	27.1%	58.2%
居住系サービス	1.9%	1.5%	6.3%	7.3%	9.2%	8.6%	4.0%	5.6%
施設サービス	—	—	4.7%	11.5%	24.4%	35.3%	49.1%	15.0%
給付費（千円）	103,601	233,312	758,366	865,170	1,159,743	1,024,499	887,604	5,032,295
標準的居宅サービス	97,465	217,213	568,891	587,469	647,802	461,644	274,992	2,855,476
居住系サービス	6,136	16,099	110,025	105,077	134,289	100,256	37,222	509,104
施設サービス	—	—	79,450	172,624	377,652	462,599	575,390	1,667,715
利用者 1人あたり給付費/月	29,873	51,986	109,338	151,784	218,654	250,366	284,488	151,996
標準的居宅サービス	29,007	49,457	94,815	131,601	199,939	237,471	260,409	116,760
居住系サービス	56,815	167,698	203,750	218,910	238,101	238,705	238,603	215,357
施設サービス	—	—	200,631	228,339	251,768	267,708	301,567	265,222

※各項目は平成 25 年度の数値

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(項目名の右のページ数は第5期計画の掲載ページです。)

1 介護サービスの充実

(1) 居宅サービス・施設サービス等の充実 (P62)

【第5期計画概要】

サービスの充実とともに認知症高齢者の今後の増加に対応するため、地域密着型サービスの充実を図り、「認知症対応型共同生活介護」(グループホーム)の整備を推進します。

施設サービスについては、平成24年3月までに廃止の方針であった「介護療養型医療施設」が、平成29年度まで存続することから、第5期介護保険事業計画期間中も、第4期介護保険事業計画期間の取り扱いを継続し、新施設への転換等について情報提供等を行います。

【実施状況】

平成24年度に「認知症対応型共同生活介護」を行うグループホーム2ユニット、18床の整備を行い、平成25年3月よりサービス提供が行われています。

また、平成25年度のサービス種類別では、見込みを大きく上回ったサービスとして、訪問介護(回数:22.9%超過)、訪問リハビリテーション(回数:80.4%超過)、通所介護(回数:22.8%超過)、短期入所生活介護(日数:28.0%超過)、認知症対応型通所介護(回数:52.3%超過)等が挙げられます。

地域密着型サービスについては参入事業者のない事業が多く、認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護の利用にとどまりました。



第3章 計画達成状況等の検証・評価

■ 第5期 計画値と実績値

(回数・人数/年)

		第5期計画		実績		比較(計画/実施)	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回数	48,187	49,453	59,619	60,779	123.7%	122.9%
	人数	3,623	3,714	3,482	3,495	96.1%	94.1%
訪問入浴介護	回数	581	579	478	559	82.3%	96.5%
	人数	119	119	90	109	75.6%	91.6%
訪問看護	回数	8,918	9,171	7,470	8,430	83.8%	91.9%
	人数	1,737	1,785	1,359	1,251	78.2%	70.1%
訪問 リハビリテーション	回数	4,050	4,178	8,157	7,536	201.4%	180.4%
	人数	804	829	800	715	99.5%	86.2%
居宅療養管理指導	人数	1,874	1,923	1,665	1,460	88.8%	75.9%
通所介護	回数	120,779	124,434	133,526	152,859	110.6%	122.8%
	人数	8,770	9,021	8,900	9,597	101.5%	106.4%
通所 リハビリテーション	回数	49,954	51,463	45,200	42,993	90.5%	83.5%
	人数	5,157	5,308	4,693	4,350	91.0%	82.0%
短期入所生活介護	日数	34,727	35,856	42,414	45,884	122.1%	128.0%
	人数	2,040	2,107	2,210	2,257	108.3%	107.1%
短期入所療養介護	日数	1,081	1,115	724	714	67.0%	64.0%
	人数	166	171	111	119	66.9%	69.6%
福祉用具貸与	人数	5,262	5,424	5,459	5,773	103.7%	106.4%
特定福祉用具販売	人数	208	214	140	152	67.3%	71.0%
住宅改修	人数	166	171	141	128	84.9%	74.9%
特定施設入居者 生活介護	人数	624	624	673	678	107.9%	108.7%
(2) 地域密着型サービス						—	—
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数	0	0	0	0	—	—
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	—	—
認知症対応型 通所介護	回数	3,871	3,789	3,858	5,771	99.7%	152.3%
	人数	290	290	180	260	62.1%	89.7%
小規模多機能型 居宅介護	人数	0	0	0	0	—	—
認知症対応型 共同生活介護	人数	1,428	1,584	1,346	1,480	94.3%	93.4%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人数	0	0	0	0	—	—
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	人数	0	0	0	0	—	—
複合型サービス	人数	0	0	0	0	—	—
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人数	2,796	2,796	2,808	2,826	100.4%	101.1%
介護老人保健施設	人数	2,184	2,184	2,178	2,140	99.7%	98.0%
介護療養型医療施設	人数	1,836	1,836	1,557	1,325	84.8%	72.2%
(4) 居宅介護支援	人数	14,955	15,383	16,225	16,706	108.5%	108.6%

(2) 介護サービスの質的向上 (P65)

① 安心してサービスが受けられるしくみづくり

【第5期計画概要】

「介護保険運営会議」を設置し、介護保険事業の進捗状況の検証や進行管理を行い、必要に応じて運営会議の意見を次期介護保険事業計画策定委員会に提出し、効果的な介護保険事業計画の見直しを行います。

また地域密着型サービスに関しては、「地域密着型サービス運営委員会」により、事業者の新規参入や更新手続き、運営の評価や安全対策等の支援策について審議を行います。

また、市民に対し介護保険制度を分かりやすく周知するため、「介護保険活用ガイド」の配布や、「出前講座」での介護保険制度の普及啓発に努めます。

【実施状況】

介護保険運営会議は平成24年度、平成25年度ともに2回、地域密着型サービス運営委員会は平成24年度、平成25年度ともに3回行い、事業の適正な運営等について、協議検討を行いました。

また、市民の皆さんへの介護保険活用ガイドの配布は、3年に1回行っており、制度改正が行われた平成24年度に全戸に配布しました。次回は平成27年5月に配布予定となっています。

また、出前講座については、老人クラブを中心に各公民館等に出向き、介護保険制度について説明を行いました。

② 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

【第5期計画概要】

介護支援専門員連絡協議会や地域ケア会議（コミュニティケア会議）において、情報提供や研修内容の希望を確認しながらニーズに応じた研修を企画するなど、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

【実施状況】

平成25年度には介護支援専門員連絡協議会研修を6回、主任介護支援専門員会議を2回開催しました。介護支援専門員の資質向上は、利用者の自立支援に直接影響するため、さらに充実を図っていきます。

③ 介護従事者の資質向上

【第5期計画概要】

県等が主催する講演会や研修会についての情報提供と参加要請に努めます。

【実施状況】

指定権限が市となっている地域密着型サービス事業所について、情報提供、参加要請等を行いました。

(3) 介護保険の適正な運営 (P65)

① 介護給付費の適正化

【第5期計画概要】

国保連合会と共同の介護給付費適正化縦覧審査を行うとともに、介護サービスの利用状況を記載した給付費通知書を利用者に送付することで、事業者からの不正請求等の抑止効果を高めます。

【実施状況】

国保連合会が作成する介護給付費適正化縦覧審査結果表に基づき、請求事業所への確認により、誤りは過誤申立書の提出を求め、不正請求の抑止効果を高めました。

また、給付費通知書を送付し、利用者が自分の受けた介護サービス及び給付額を確認することにより、介護給付の透明化を図りました。

② 適正な制度の運営のためのしくみづくり

【第5期計画概要】

要介護認定及び要支援認定において、認定調査及び認定審査会における適正な審査判定の徹底を図るとともに、居宅介護事業者等が行う利用者の自立支援のため、適切かつ質の高いケアプランの作成を支援するなど、ケアマネジメントを行い適正なサービスの提供が図られるように努めます。

【実施状況】

要介護認定については、全国一律の基準に基づき実施するとともに、介護認定調査従事者や介護認定審査員の研修など、必要に応じて関係者への指導を行い、公平で的確な実施に努めました。

2 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括支援センターの適切な運営の促進 (P66)

【第5期計画概要】

「地域包括支援センター」は、介護予防ケアマネジメントや介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、さらには支援困難ケースへの対応など、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援などを主な業務としています。

利用者・被保険者、サービス事業者及び関係団体等の代表などで構成される「地域包括支援センター運営協議会」での緊密な情報交換、ケース検討などを行いながら、運営協議会の充実、強化に努め、同センターの地域に密着した質の高い業務の展開を図ります。

【実施状況】

地域包括支援センターについては、地域包括支援センター運営協議会を年2回開催し、適切、公正かつ中立的な運営の確保等についての評価を受けました。

(2) 地域ケア会議等による支援体制づくり (P67)

【第5期計画概要】

本市では、高齢者や介護者等の保健・医療・福祉ニーズを解決するため、サービス利用調整機関としての中心的役割を担う地域包括支援センターが核となって、地域ケア会議（コミュニティケア会議）を設け、地域での支援体制を整えています。

地域ケア会議は市健康づくり課をはじめ、医師会等の関係機関、介護サービス事業者及び介護支援専門員等で構成され、地域包括支援センター主導で2か月毎に開催し、研修や困難事例の対応や検討等を行っています。今後も、地域ケアの要として重要な役割を担う機関として、同会議の充実、強化を図っていきます。

【実施状況】

定例の地域ケア会議として、コミュニティケア会議、介護支援専門員連絡協議会、主任ケアマネ会議を活用し開催しました。

また、必要に応じて関係者を招集し、地域ケア会議を開催しました。

(3) 介護者への支援等 (P67)

【第5期計画概要】

関係機関と連携を図りながら、介護者の置かれている状況と介護の実際、悩みや不安等介護の状況について把握し、サービスの検討や家族の会の紹介、介護者本人の健康づくりの支援等を行います。

【実施状況】

家族介護継続支援事業として紙おむつを給付し、必要な方には在宅介護支援センターより訪問を行うとともに、認知症の人と家族の会の紹介も行なうなど、悩みや不安の解消に努めました。

(4) 地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの構築 (P67)

【第5期計画概要】

地域包括支援センターを拠点としながら、高齢者の保健・医療・福祉・介護等に携わる様々な職種と団体・ボランティア等のネットワークの構築を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりに取り組みます。

既存の様々なネットワークや地域における社会資源等の活用を前提に、地域包括ケア体制のあり方について検討を行います。

【実施状況】

医療と介護の連携強化については、医師会の在宅医療連携拠点事業に加わるとともに、コミュニティケア会議にも医療ソーシャルワーカーに参加を求めるなど、ネットワークの拡大に努めました。

また、介護保険制度の公的サービスのみならず、老人クラブやシルバー人材センターなどの社会資源を活用してもらうために、65歳到達者に介護保険証の送付の際に情報チラシも同時に配布しました。

政策目標2 介護予防の推進により 健康に暮らせる環境づくり

1 介護予防サービスの充実

(1) 介護予防サービス等の充実 (P70)

【第5期計画概要】

要支援者を対象とした自立支援を行うことにより、要介護への悪化防止のための介護予防給付対象事業の充実を図ります。

具体的には、居宅での対策として「介護予防訪問介護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防通所介護」、「介護予防通所リハビリテーション」等の主要な介護予防サービスを推進します。

特に、「訪問リハビリテーション」については、実際に生活する場で行われるリハビリテーションであり、要支援者のニーズにあったサービスの提供が期待されます。

【実施状況】

平成 25 年度でサービス種類別にみると、見込みを大きく上回ったサービスとしては介護予防訪問リハビリテーション（回数：96.7%超過）、介護予防短期入所療養介護（老健）（日数：96.2%超過）、介護予防福祉用具貸与（人数：29.3%超過）、介護予防認知症対応型共同生活介護（人数：66.7%超過）等が挙げられます。

一方、大きく下回ったサービスは介護予防訪問看護、介護予防短期入所生活介護となっております。

また、介護予防短期入所療養介護（老健）については、利用日数は増加したものの、利用者は減少しており、同一被保険者による利用回数の増加によるものです。

第3章 計画達成状況等の検証・評価

■ 第5期 計画値と実績値

(回数・人数/年)

		第5期計画値		実績値		比較(実績値/計画値)	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
(1)介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人数	2,408	2,430	2,508	2,550	104.2%	104.9%
介護予防訪問 入浴介護	回数	0	0	0	0	—	—
	人数	0	0	0	0	—	—
介護予防訪問看護	回数	1,789	1,787	1,451	1,154	81.1%	64.6%
	人数	428	428	274	268	64.0%	62.6%
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	1,225	1,227	2,312	2,414	188.7%	196.7%
	人数	208	209	215	212	103.4%	101.4%
介護予防居宅療養 管理指導	人数	183	183	232	220	126.8%	120.2%
介護予防通所介護	人数	3,377	3,411	3,050	3,460	90.3%	101.4%
介護予防通所 リハビリテーション	人数	2,711	2,726	2,301	2,111	84.9%	77.4%
介護予防短期入所 生活介護	日数	484	482	361	179	74.6%	37.1%
	人数	61	61	50	20	82.0%	32.8%
介護予防短期入所 療養介護(老健)	日数	25	26	6	51	24.0%	196.2%
	人数	25	25	2	11	8.0%	44.0%
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0	—	—
	人数	0	0	0	0	—	—
介護予防 福祉用具貸与	人数	1,209	1,214	1,430	1,570	118.3%	129.3%
特定介護予防福祉 用具販売	人数	113	114	95	90	84.1%	78.9%
介護予防住宅改修	人数	113	114	117	124	103.5%	108.8%
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	168	168	148	165	88.1%	98.2%
(2)地域密着型 介護予防サービス							
介護予防認知症対 応型通所介護	回数	0	0	12	0	—	—
	人数	0	0	2	0	—	—
介護予防小規模多 機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	—	—
介護予防認知症対 応型共同生活介護	人数	24	24	46	40	191.7%	166.7%
(3)介護予防支援	人数	8,176	8,246	7,573	7,746	92.6%	93.9%

(2) 介護予防サービスの質的向上 (P72)

① 介護予防ケアマネジメントの充実

【第5期計画概要】

介護保険予防給付サービスが効果的に提供されるよう、地域包括支援センターを中心とする介護予防ケアマネジメントの充実を図ります。

具体的には介護予防ケアマネジメントの過程で設定される個別の目標に基づき、一体的な取り組みプログラムとして提供するとともに、利用者本人が出来ることは、できる限り本人が行うことを基本にしつつ、利用者の意向に基づいて専門家の支援を得ながら生活機能の維持・向上に対する積極的な意欲を引き出す働きかけも行います。

【実施状況】

介護予防サービスが効果的に提供されるよう、利用者に対して家族を含めてアセスメントを行い、自立に向けての目標設定とケアプランを作成しました。

作成にあたっては、サービス担当者会議を開催して、情報共有、意見交換を行うとともに、専門家の支援を受けながら、本人の意欲を引き出す働きかけを行いました。

② 安心してサービスを受けるための体制強化や人材の質的向上

【第5期計画概要】

「介護保険運営会議」を設置し、介護保険事業の進捗状況の検証や進行管理を行い、必要に応じて運営会議の意見を次期介護保険事業計画策定委員会に提出し、効果的な介護保険事業計画の見直しを行います。

また地域密着型サービスに関しては、「地域密着型サービス運営委員会」により、事業者の新規参入や更新手続き、運営の評価や安全対策等の支援策について審議を行います。

また、市民に対し介護保険制度を分かりやすく周知するため、「介護保険活用ガイド」の配布や「出前講座」での介護保険制度の普及啓発に努めます。

【実施状況】

介護保険運営会議は、平成24年度、平成25年度ともに2回、地域密着型サービス運営委員会は、平成24年度、平成25年度ともに3回行い、事業状況の適正等について、協議検討を行いました。

また、介護保険活用ガイドの配布については、市民に対し、3年に1回の制度改正に合わせて平成24年度に全戸配布を行いました。

また、出前講座については、各公民館等において老人クラブを中心に、介護保険制度についての説明を行いました。

③ 介護保険の適正な運営

【第5期計画概要】

国保連合会と共同の介護給付費適正化縦覧審査を行うとともに、介護予防サービスの利用状況を記載した給付費通知書を利用者に送付することで、事業者からの不正請求等の抑止効果を高めます。

【実施状況】

国保連合会が作成する介護給付費適正化縦覧審査結果表に基づき、請求事業所に確認を行わせ、誤りは過誤申立書の提出を求め、不正請求の抑止効果を高めました。

また、給付費通知書を送付し、利用者に自分の受けた介護サービス及び給付額の確認を行うことにより、介護給付の透明化を図りました。

(3) 地域支援の充実・強化 (P73)

【第5期計画概要】

高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続するため、ニーズに応じてあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、包括的及び継続的な支援が必要になります。

そのため、介護サービスと同様に、地域ケア会議（コミュニティケア会議）の充実を通して、地域ケア体制の構築を図ります。

併せて、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの支援、老人福祉センター・老人憩いの家の運営を継続して実施し、さらには「まちづくり出前講座」での啓発活動や「介護保険活用ガイド」の配布などを通して、地域住民全体に介護保険制度等の普及をはじめ、地域での高齢者を支えるという意識の浸透及び地域支援の充実、強化を図ります。

【実施状況】

地域支援の充実のために、コミュニティケア会議では、老人クラブやシルバー人材センターの社会資源の紹介を行うなど、情報を共有し活用できるよう支援を行いました。

また、出前講座等の機会を活用して、高齢福祉サービスや介護保険外のサービス紹介冊子の配布を行いました。

さらに、老人クラブ活動などのPRチラシを65歳到達者への介護保険証の配布に合わせて送付するなど、普及啓発活動にも努めました。

2 地域支援事業による介護予防の推進

(1) 介護予防事業の推進 (P74)

① 介護予防総務事業

【第5期計画概要】

要介護に繋がる生活習慣病や生活機能低下の予防に重点を置き、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の受診率向上を図り、下記に掲げる健康相談、健康教育、認知症予防推進事業、生きがいつくり教室、訪問指導を通じて、介護予防の普及啓発と生活習慣改善のための支援に努めます。

また、介護予防事業の総括として事業の評価を実施します。

【実施状況】

要介護に繋がる生活習慣病や生活機能低下の予防に重点を置いた健康教育等を通じて、介護予防の啓発と生活習慣改善に向けた支援を行いました。

また、特定健康診査をはじめとした保健事業を通じて介護予防支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、健康相談、健康教育、生きがいつくり教室を開催するなど、介護予防の普及啓発に努め、高齢者の健康づくりを支援しました。

② 健康相談事業

【第5期計画概要】

関係団体との連携や事業の周知を図り、健康相談、骨密度測定、在宅要介護者の歯科相談を継続実施します。

また、血圧測定や特定健康診査結果から、脳卒中や人工透析等の重症化予防のため、早期受診や治療の継続、生活改善の支援を行います。

【実施状況】

高齢者の健康づくりや骨粗鬆症、生活習慣病予防などの健康相談事業に取り組み、参加人数は、各年度ともに計画を上回りました。骨密度測定については、平成24年度は上回りましたが平成25年度は未達成となりました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
健康相談事業	回数	270回	270回	282回	278回
	延人数	3,900人	3,900人	4,461人	4,520人
骨密度測定	回数	9回	9回	10回	7回
	延人数	260人	260人	287人	210人

第3章 計画達成状況等の検証・評価

③ 健康教育事業

【第5期計画概要】

関係団体との連携や事業の周知を図り、老人クラブや高齢者サロン、出前教室等で、生活習慣病や介護予防に関する知識の普及・啓発を行い、高齢者の健康づくりを支援していきます。

【実施状況】

生活習慣病及び介護の予防の普及・啓発のための健康教室を開催しましたが、回数、参加者ともに未達成となりました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
健康教育事業	回数	180 回	180 回	113 回	145 回
	延人数	4,200 人	4,200 人	3,164 人	3,619 人

④ 認知症予防推進事業

【第5期計画概要】

高齢社会が進展する中、認知症対策は重要な課題であり、今後も認知症予防についての知識の普及や早期発見、治療に努めるとともに、脳の健康教室を継続して実施します

【実施状況】

認知症予防のための高齢者健康教室等を開催しましたが、回数、参加者数ともに未達成となりました。

脳の健康教室において平成 24 年度は上回りましたが、平成 25 年度は未達成となりました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認知症予防健康教育	回数	40 回	40 回	18 回	16 回
	延人数	900 人	900 人	490 人	435 人
脳の健康教室	実人員	25 人	25 人	29 人	21 人
	延人数	450 人	450 人	587 人	405 人

第3章 計画達成状況等の検証・評価

⑤ 生きがいつくり教室事業

【第5期計画概要】

教室への参加と、仲間との交流を通じて、閉じこもりや要介護状態になることを防ぎ、健康でいきいきとした生活を送ることに役立っており、たっしゅか体操、気功などの生きがいつくり教室を継続開催し、健康寿命の延伸を支援します。

【実施状況】

陶芸、リズム運動、気功、たっしゅか体操など生きがい・健康づくり教室を開催しました。

アンケートでは「足腰の運動教室」「忘れ防止教室」「人の交流を目的とした集まり」に参加の意向のある方が多く、健康に関心を持つ人の割合は 75.5%で、今後も継続して生きがい・健康づくりの輪を広げていく必要があります。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生きがいつくり教室	参加延人数	6,000 人	6,000 人	4,527 人	4,688 人

⑥ 訪問指導事業

【第5期計画概要】

特定健診結果を活用し、高血圧や糖尿病等の要指導者に対し、訪問による個別支援を行うとともに、健診未受診者の状況把握に努め受診勧奨を行うことにより、要介護に繋がる生活習慣病の発症予防や脳血管疾患、人工透析等重症化予防の支援を重点的に行います。

【実施状況】

健康診査の結果等により、生活習慣病の発症や重症化予防を目的として訪問指導を行いました。

また、二次予防対象者に閉じこもり予防を支援するために訪問を行いました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問指導	被訪問指導延人員	300 人	300 人	462 人	421 人

第3章 計画達成状況等の検証・評価

⑦ 健康長寿のまちづくり推進事業

【第5期計画概要】

関係団体との連携を図り、健康づくり普及推進員等の研修会の開催や地域での健康づくり活動を支援し、市民との協働で健康づくりを推進し、健康長寿のまちづくりをめざします。

【実施状況】

健康づくり普及推進員や食生活改善推進員の活動を支援し、地域で健康づくりについての声かけや伝達、たっしゅか体操の普及、料理講習会等を行いました。

また、各種健診や健康づくりフェスタ、脳の健康教室については、推進員や関係団体との協働により開催し、健康づくりの推進に努めました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
たっしゅか体操の普及	回数	200回	200回	155回	147回
	延人数	6,000人	6,000人	3,977人	3,620人
健康づくり普及推進員	活動回数	150回	150回	221回	183回

⑧ 二次予防事業対象者把握事業

【第5期計画概要】

毎年地域を特定して65歳以上の対象者（介護認定者を除く）を抽出し、基本チェックリストの郵送を行い、返送されたチェックリストをもとに二次予防事業の対象者の把握を行います。

また、保健・医療・福祉及びその他関係部門と連携し、要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる高齢者の状況を把握し、介護予防事業へと結びつけるとともに、対象者に対する介護予防の必要性の周知を図るほか、要支援の対象と二次予防事業の対象を行き来する際も担当部署と連携を図りスムーズなサービスを提供するなど、適切な予防マネジメントの実施に努めます。

第3章 計画達成状況等の検証・評価

【実施状況】

平成 25 年度は東山代、立花地区を対象に要介護、要支援に該当しない者に基本チェックリストの郵送を行うことにより対象者を把握し、希望者に介護予防事業の周知及び介護予防教室へと繋げました。

教室の人数に限られるため、一度に広げていくことは難しいものの、修了者の中で希望する人には継続して教室への参加を勧めました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
二次予防事業対象者 把握事業	実態 把握者数	1,000 人	1,000 人	1,450 人	1,408 人

⑨ 通所型介護予防事業

【第5期計画概要】

第4期介護保険事業計画期間中に実施していた、機能訓練事業及び転倒骨折予防事業を統合し、第5期介護保険事業計画期間では、新たに通所型介護予防事業として取り組みます。

取組内容としては、二次予防事業高齢者を対象とした運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上支援の教室を実施します。

具体的には、ロコモ予防教室及びロコモ予防教室修了生の運動継続を支援するはつらつ会、健口たっしゃか教室を開催し、介護の予防に努めます。

【実施状況】

アンケートでは、介護・介助が必要となった要因の一つに転倒による骨折があがっていることから、運動機能の維持・改善により、できるだけ長く健康寿命（健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間）が延ばせるよう、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上のための教室を開催しました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ロコモ予防教室	実人員	30 人	30 人	30 人	30 人
	延人数	250 人	250 人	284 人	268 人
はつらつ会	実人員	50 人	50 人	38 人	31 人
	延人数	450 人	450 人	414 人	501 人
健口たっしゃか教室	実人員	15 人	15 人	13 人	24 人
	延人数	60 人	60 人	60 人	80 人

第3章 計画達成状況等の検証・評価

⑩ ふれあい通所サービス事業

【第5期計画概要】

「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」を必要と判断した二次予防事業対象者に対し、対象者の日常生活、健康管理等について総合的な視点からの支援、指導の充実を図ります。

【実施状況】

対象者の生活状況等の基準を設け、対象者の日常生活、健康管理等について総合的な視点からの支援、指導の充実を図りましたが、利用者、回数ともに減少しました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
ふれあい通所サービス事業	利用者数	10人	10人	8人	5人
	延回数	400回	400回	225回	151回

⑪ 生活管理指導員派遣事業

【第5期計画概要】

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、日常生活を営む上で何らかの生活支援が必要と認められる社会適応が困難な高齢者宅をホームヘルパーなどの生活管理指導員が訪問し、家事などの日常生活の指導支援など必要に応じたサービスを提供することで、在宅支援と要介護状態への移行防止を図ります。

【実施状況】

訪問介護を行う事業者に委託し、日常生活の支援・指導を行いました。利用者が減少したため、派遣回数も減少しました。今後も継続した事業の周知と利用者の支援の充実が必要です。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
生活管理指導員派遣事業	利用者数	5人	5人	4人	2人
	延回数	240回	240回	114回	83回

(2) 包括的支援事業等の推進 (P78)

① 包括支援総務事業

【第5期計画概要】

地域包括支援センターにおいては、関係機関と連携・協力体制を築きながら、支援の領域においても、時間の経過においても、途切れることなく一貫してひとりの高齢者が地域で暮らし続ける事ができるように支援することが必要であるため、包括的、継続的なケアマネジメントに努めます。

- ・ 介護予防ケアマネジメント：二次予防事業対象者に対し「一次アセスメント」「介護予防プラン作成」「サービス提供後の再アセスメント」「事業評価」を行う。
※介護予防プラン作成は、必要な人のみ行う。
- ・ 総合相談支援事業・権利擁護事業：地域の高齢者の相談への対応、特に権利擁護の観点からの対応が必要な人への支援を行う。
- ・ 包括的・継続的マネジメント事業：主治医・ケアマネジャー他関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行う。

【実施状況】

二次予防事業対象者に対してアセスメントを行い、必要な人に介護予防プラン作成し、支援を行いました。

総合相談支援や権利擁護は年々相談件数が増加するとともに、困難事例も多く、関係機関との連絡・調整を継続するなど、長期に対応するケースも多くなりました。

また、市内5か所にランチ相談窓口を設置し、介護支援専門員や民生委員などと連携しながら体制づくりを図りました。

さらに、地域ケア会議を開催し、研修や困難事例の検討会を行うとともに、介護支援専門員連絡協議会の事務局として定期的に研修会を開催し、介護支援専門員のレベルアップと多職種間連携を図りました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
包括支援	延相談人員	650人	650人	1,119人	1,109人
	地域ケア会議開催数	6回	6回	6回	6回

② 介護給付等費用適正化事業

【第5期計画概要】

国保連合会と共同の介護給付費適正化縦覧審査を行うとともに、介護予防サービスの利用状況を記載した給付費通知書を利用者に送付することで、事業者からの不正請求等の抑止効果を高めます。

また、適正化に関する研修会等への参加等により職員の能力を高めるとともに、将来的には、ケアプランチェックを行う介護保険専門員の配置も視野に入れたチェック体制の強化に努めます。

【実施状況】

国保連合会と共同事業により、縦覧審査、給付費通知の発送を行うとともに、グループホームについては、指定更新時に実地指導を行い、ケアプランチェックを行いました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付費通知	1回目	2,700 人	2,750 人	2,071 人	2,099 人
	2回目	2,700 人	2,750 人	2,109 人	—

③ 老人日常生活用具給付等事業

【第5期計画概要】

概ね 65 歳以上の心身の機能低下に伴い防火等への配慮を必要とする高齢者世帯等に対し、電磁調理器、自動消火器及び火災警報器のいずれかを給付し、在宅での生活を支援するため、継続して事業を実施します。

【実施状況】

その年によって必要とする高齢者が増減し、対象となる用具も異なるなど、平成 25 年度は計画値に達しませんでした。しかし、自動消火器や火災報知器は防火上必要であり、継続して在宅での生活を支援していきます。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
老人日常生活用具 給付等	電磁調理器	2 台	2 台	2 台	0 台
	自動消火器	2 台	2 台	2 台	1 台
	火災報知器	2 台	2 台	0 台	0 台

第3章 計画達成状況等の検証・評価

④ 高齢者紙おむつ支給事業

【第5期計画概要】

後期高齢者の増加に伴い、利用増が見込まれるため、65歳以上の在宅で介護を受けている人の中で、寝たきりや認知症等で常時失禁状態にある人に対し、利用ニーズに応じたタイプの紙おむつを支給するなど、継続して事業を実施します。

【実施状況】

高齢者紙おむつ支給は無償の現物支給で、利用者の希望に応じたタイプの紙おむつを支給しています。年々増加傾向にあったものの、利用者が入院したり非課税世帯に該当しなくなった場合もあり、平成24年度は計画を超えましたが、平成25年度は達しませんでした。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
高齢者紙おむつ支給	利用者数	210人	210人	234人	179人

⑤ 成年後見制度利用支援事業

【第5期計画概要】

認知症高齢者について、本人の判断能力等を総合的に考察し、権利擁護を図るため、市長が本人に代わって審判請求を実施するとともに、成年後見制度の周知を進め、親族の利用を支援するほか、成年被後見人が生活保護受給者等の場合には、成年後見等への報酬の一部を助成するなど、継続して事業を実施します。

【実施状況】

成年後見制度利用支援事業による審判請求については、平成24年度は5件であったものの、平成25年度は計画並の1件でした。認知症高齢者や虐待相談対応の増加に伴い、相談件数や対応が増えており、今後さらに充実させる必要があります。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
成年後見制度利用支援	利用者数	1人	1人	5人	1人

第3章 計画達成状況等の検証・評価

⑥ 生活発見創造講座事業

【第5期計画概要】

60 歳以上の方に趣味活動の促進を図るとともに、生きがいのある生活に繋げるため、老人福祉センターにおいて陶芸教室、手芸教室、園芸教室を開催し、継続して事業の充実を図ります。

- ◎ 陶芸教室 毎週木曜日 ◎ 手芸教室 第2・4火曜日
◎ 園芸教室 第1金曜日・第2月曜日

【実施状況】

平成 24 年度においては各教室とも計画どおりに実施しましたが、平成 25 年度においては園芸教室のみ計画値に達しませんでした。

心身ともに健康でいられるよう生きがいづくりとして参加を促していきます。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活発見創造講座	陶芸教室	36 回	36 回	36 回	50 回
	手芸教室	24 回	24 回	24 回	24 回
	園芸教室	24 回	24 回	24 回	12 回

⑦ 配食サービス事業

【第5期計画概要】

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身機能の低下等により調理が困難な人で、栄養改善が必要な方に、昼食または夕食のいずれかを配食するとともに、併せて安否確認を行うなど、在宅での自立を支援するために継続して事業を実施します。

【実施状況】

高齢者要望等実態調査によると、二次予防事業対象者と在宅者（要支援）の4～5人に1人が配食サービスを必要としています。

サービスの実施により高齢者の栄養改善等が図られるとともに、安否確認にも繋がることから、今後も継続していく必要があります。

		第5期計画		第5期実績	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
配食サービス	利用者数	11 人	11 人	11 人	7 人
	提供食数	1,524 食	1,524 食	1,055 食	891 食

⑧ 住宅改修理由書作成助成事業

【第5期計画概要】

住宅改修のみの介護サービスを利用する要介護者等の支給申請に必要な住宅改修理由書については、住宅改修に関する十分な専門的知識が必要となるため、作成費用を支援することで、必要な手続きを円滑に行うとともに、利用者の負担を軽減するなど、継続して事業を実施します。

【実施状況】

第5期実績においては各年ともに計画値には達していませんが、住宅改修のみ利用される要介護者等に、理由書の作成費用を支援することで利用者の負担を軽減し、円滑な支援を行いました。高齢者が住みなれた家で自立した生活を続けていくため、身体機能に合わせた住宅の改修のニーズが増えていますので、今後も事業の継続が必要です。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
住宅改修理由書作成助成	委託数	13人	13人	9人	9人

⑨ 愛の一声運動推進事業

【第5期計画概要】

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、特に見守りや安否確認が必要と認められる方に、民生委員や福祉活動員等の訪問連絡員が定期的に訪問し、日常生活の不安をなくすとともに、安心して在宅で生活できるよう、継続して事業を実施します。

【実施状況】

見守りや安否確認が必要な方に訪問連絡員が訪問し、安否確認や話し相手になるなど、生活支援を行いました。今後もひとり暮らしの高齢者が増加するため、地域での見守り体制が必要です。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
愛の一声運動推進	延利用者数	235人	240人	209人	202人
	訪問月数 (月)	2,625件	2,680件	2,276件	1,981件

⑩ 見守りサポーター派遣事業

【第5期計画概要】

認知症等の人やその家族が、住み慣れた自宅で安心して日常生活ができるように、事業の周知及び定着化を図ります。また、サポーターに対しては定期的に認知症に関する研修を行うなど、認知症の方への円滑な支援を図ります。

【実施状況】

認知症高齢者が増加していることから、事業の周知に努めるとともに、講習会を実施し、サポーターの養成と事業の充実に努めました。

		第5期計画		第5期実績	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
見守りサポーター派遣	利用者数	5人	5人	6人	6人



政策目標3 安心して暮らせる、人にやさしい環境づくり

1 総合相談支援・権利擁護体制の強化

(1) 実態把握の推進 (P84)

【第5期計画概要】

介護支援専門員、民生委員などの関係機関との連携・協力を通して、独居高齢者を中心に高齢者自身の状況や家族の状況についての実態把握に努め、支援を必要とする高齢者を見出して総合相談に繋がります。

【実施状況】

地域包括支援センターに、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種を配置し、総合相談事業を実施するとともに、保健福祉事務所や伊万里・有田障害者生活支援センター等の関係機関と連携し、保健福祉、介護サービスの向上を図りました。

また、民生委員会に参加し、情報提供及び協力依頼を行うとともに、市内5か所の在宅介護支援センターにランチ（総合相談窓口）業務を委託して、情報提供を受け、高齢者の支援に努めました。

	平成24年度	平成25年度
ランチ総合相談支援業務	934 件	852 件

※在宅介護支援センター委託分（一般・定期訪問等数）

(2) 地域におけるネットワークの構築 (P84)

【第5期計画概要】

適切な支援や継続的な見守りを行うとともに、さらなる問題の発生を防止するため、地域包括支援センターを中核とする地域包括ケアシステムの確立・充実を図りながら、5か所のランチ及び介護支援専門員、民生委員等の様々な関係者のネットワーク化を推進します。

【実施状況】

地域包括支援センターを中心に5か所（長生園・敬愛園・西光苑・謙仁会・ユートピア）において、ランチ業務として在宅介護等に関する各種相談の対応を行うとともに、地域ケア会議を開催し、介護支援専門員、民生委員等関係機関との連携を強化しました。

(3) 総合相談 (P84)

① 初期段階での相談対応

【第5期計画概要】

本人・家族・近隣の住民・地域ネットワーク等を通じた様々な相談に対して的確な状況判断を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し、相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

【実施状況】

3職種が常に電話や来庁者の相談に対応できる体制づくりに努めています。状況把握を行い、相談内容に即したサービスに関する情報提供、関係機関への紹介を行いました。

② 継続的・専門的な相談支援

【第5期計画概要】

初期段階の相談対応で専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問を行うとともに様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、適切なサービスや制度利用に繋ぐとともに、当事者や当該関係機関から定期的に情報収集を行います。

併せて、相談業務に係る職員等の専門的知識習得のための取組を推進します。

【実施状況】

継続的な対応が必要な場合は、当事者への訪問を行うとともに、関係機関からの情報収集を行い、適切なサービスや制度利用に繋げ、情報共有や今後の対応について担当者会議を開催するなど、対応を図りました。

(4) 権利擁護体制の強化 (P85)

① 成年後見制度の活用

【第5期計画概要】

認知症高齢者の方の判断能力等の状況を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースについては、以下の業務を行います。

- ・ 対象者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援します。
- ・ 申立てを行える親族がない場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに状況等を把握し、市長申立てに繋げます。
- ・ 成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行います。鑑定または診断書の作成手続きに速やかに取組めるよう、地域の医療機関との連携を確保します。
- ・ 成年後見人等への報酬支払が困難な生活困窮者に対して、報酬を助成します。また、認知症高齢者等にとって適切な成年後見人を選任できるよう、成年後見人となるべき人を推薦する団体等を紹介します。

【実施状況】

成年後見制度利用事業は、認知症高齢者等の相談を受け、成年後見制度の必要性を判断したものの、申立てを行える親族がない場合は市長申立てを行いました。

また、民生委員会、地域ケア会議及び介護支援専門員連絡協議会の研修会等で制度の普及啓発を行いました。

	平成24年度	平成25年度
成年後見制度に関する相談	5件	1件

② 虐待への対応

【第5期計画概要】

虐待の事例を把握した場合には、出来るだけ早く複数人で訪問等を行い、高齢者の安否の確認及び客観的事実の確認を行います。そして、地域包括支援センター内での協議を行った上で、虐待解消に向けての適切な対応に努めます。

【実施状況】

虐待の相談があった場合は、地域包括支援センター内において、緊急性の判断や対応の検討を行い、複数対応による訪問等により状況把握を行いました。年々相談件数も増えており、継続した対応が必要なケースも増えています。

また平成25年度より佐賀県社会福祉士会、佐賀県弁護士会により指導を受け、虐待の解消及び職員の資質向上に努めました。

	平成24年度	平成25年度
高齢者虐待認定	10件	9件

※擁護者による虐待、施設内における虐待で認定を行った数。

③ 困難事例への対応

【第5期計画概要】

介護支援専門員等からの相談を受け、困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センターが中心となって、担当者会議を開催するなど、問題解消に向けての適切な対応に努めます。

【実施状況】

介護支援専門員等から困難事例について相談を受けた場合に、地域包括支援センターが中心となり、他職種と連携し対応しました。

今後さらに対応を要する相談件数も増えていくと予想され、虐待等の困難事例への対応や高齢者の権利擁護に係る成年後見制度についての周知・啓発が、ますます必要となります。

2 認知症高齢者ケアの充実

(1) 認知症に関する知識の普及と見守りの充実 (P86)

【第5期計画概要】

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター養成講座」を市の出前講座として開催するなど、地域や職場での見守り支援体制づくりを継続して進めていきます。

【実施状況】

認知症に関する出前講座の講師を務める「キャラバン・メイト」を地域包括支援センターと認知症の人とその家族の会から派遣して、認知症に関する知識の普及と見守りサポーターの養成に努め、平成24年と平成25年で484人（全17回開催）、平成19年度からでみると3,000人（全90回開催）を超えるサポーターが誕生しました。

「認知症」という言葉は普及してきましたが理解は十分とは言えず、より一層の理解と普及に努める必要があります。

また、育成した認知症サポーターの活用や活動の場づくりの検討も視野に入れていく必要があります。

※キャラバン・メイトと 認知症サポーター……	医師などの専門家が講座で介護経験者らを「キャラバン・メイト」として養成。メイトが先生役になり講座で一般市民を「認知症サポーター」に養成するものです。
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------

(2) 個々の状況に応じた対応の充実 (P86)

【第5期計画概要】

認知症に関する相談を受けた際には、認知症疾患医療センターとの連携を図りながら、対象者の家庭環境や病状等を包括的に捉え、適応したサービスを紹介するなど、対象者の状況に応じた適切な助言に努めます。

【実施状況】

対象者の相談に応じて、指導・助言、関係機関への連絡や紹介等を行いました。今後、かかりつけ医や認知症疾患医療センターとの連携が、さらに必要となります。

3 高齢者の生きがいづくり

(1) 老人クラブ活動の活性化 (P87)

【第5期計画概要】

老人クラブにおいては、高齢者が相互に支援する友愛活動や様々なサークル活動を通して、魅力ある老人クラブを目指した活動が展開されていますが、今後高齢化が益々進展するなかで、老人クラブは、地域福祉活動の中核的組織として重要であることから、団塊の世代の計画期間中の高齢化を見据え会員の加入促進に協調して取り組みます。

また、市として老人クラブが積極的・主体的に取り組んでいる各種活動に対して助成を行います。さらに、老人クラブ間の交流を活発化し、地域交流の場として、あるいは仲間づくりの場として大切な役割を果たしている老人クラブの魅力向上のための支援に努めます。

【実施状況】

65歳に到達者への介護保険証の配布に合わせて、老人クラブ等に関するチラシを同封するなど周知支援に努めましたが、会員数は減少傾向にあります。

平成25年10月に実施した「老人クラブ・老人福祉センター・老人憩の家についてのアンケート」の結果等を踏まえ、高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加促進の観点から、老人クラブ活動の活性化に向けて支援を行いました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
単位老人クラブ数	34 クラブ	34 クラブ	34 クラブ
老人クラブ会員数	5,277 人	5,206 人	5,110 人
65歳以上の加入率	36.2%	34.8%	33.5%
老人クラブ活動等事業費補助金額	2,588 千円	2,588 千円	2,588 千円

(2) 生きがい対策の推進 (P87)

【第5期計画概要】

元気で生き生きと過ごせるようリズム運動、気功、たっしゃか体操教室等の「生きがいづくり教室事業」や老人福祉センターでの趣味活動を中心とした「生活発見創造講座事業」の充実、強化を通して、高齢者自身の生きがいある生活の向上を図るとともに、閉じこもり防止や認知症予防対策に努めます。

また、生涯学習センターでのさわやか講座や各公民館での伊万里塾における高齢者向けの特色ある活動の充実を図ります。

その他、伊万里市老人クラブ連合会や伊万里市社会福祉協議会、関係団体等との連携のもと、ゲートボールやグラウンドゴルフ、ニュースポーツなど高齢者スポーツの振興に努めます。

さらに、長寿者に対する祝賀事業として実施している「百寿記念メダル贈呈」「敬老会開催」の各事業については、平均寿命の伸びを踏まえて、継続、充実に努めます。

【実施状況】

高齢者が生涯にわたって学習活動に参加し、充実した生活を送られるよう、生きがいづくり講座をはじめ、生涯学習センターや各公民館の講座等多様な学習機会を提供しました。

また、高齢者スポーツの振興については、関係団体との連携により、大会開催の支援や出前講座として新体力テストやニュースポーツの指導を行いました。

長寿を祝う顕彰事業として実施している百寿記念メダルの贈呈は、平均寿命の伸びに伴い対象者が増加しており、広報等で周知することにより市民の敬老意識の高揚に繋がっています。

また、敬老会は各地区に開催を委託し、地域とのつながりの中で高齢者同士のふれあい交流の場が図られました。

	平成24年度	平成25年度
百寿記念メダルの贈呈者数	7人	11人
敬老会対象者数	7,108人	7,281人

※敬老会対象年齢は77歳以上

(3) 就労機会の確保 (P88)

【第5期計画概要】

計画期間中における団塊の世代の高齢化への進展など、高齢期における就業・社会参加ニーズの一層の多様化が見込まれるなかで、地域における高齢者の雇用・就業機会の確保はますます重要な課題となっています。

シルバー人材センターは、高齢者に適した仕事の確保・提供を通じて、生きがいつくりや地域社会への貢献など果たす役割は大きいことから、引き続きその運営を支援いたします。

また、認知症の人に対する見守りサポーター派遣事業をシルバー人材センターに委託することで、高齢者の就労の場を提供します。

【実施状況】

シルバー人材センターに対し、運営支援や事業の委託を行うことにより、高年齢者の就業機会の確保が図られました。

しかし、運営は停滞傾向にあり、会員数も減少していることから、事業の拡大と会員の拡大が課題となっています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高年齢者就業機会確保事業費等補助金額	8,500 千円	8,500 千円	8,680 千円
シルバー人材センター会員数	345 人	324 人	294 人



4 高齢者が安心して生活できる地域福祉の推進

(1) 在宅福祉サービスの充実 (P89)

① 緊急通報システム事業

【第5期計画概要】

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者も増加することが予想されることから、ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等緊急時における迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与し、緊急事態における連絡体制を確保するとともに、委託業者からの安否確認を行うなど、緊急事態における生活不安を解消し、安心して在宅での生活ができるよう、継続して事業を実施します。

【実施状況】

民生委員や介護支援専門員等との連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者の緊急時の対応手段の確保に努めました。

		平成24年度	平成25年度
緊急通報システム事業	利用者数	65人	42人
	新規者数	7人	4人
	緊急通報	4件	6件

※利用者数は年度末時点の数

② 福祉電話貸与事業

【第5期計画概要】

ひとり暮らし高齢者等にとって、電話は地域社会における連絡手段として重要な役割を果たしていることから、低所得のひとり暮らし高齢者等に対する電話の無償貸与により、高齢者等の通報体制の整備を図るとともに、生活不安を解消し、安心して在宅での生活ができるよう、継続して事業を実施します。

【実施状況】

福祉電話の設置世帯数は平成25年度末11世帯と少ない状況ですが、コミュニケーションを維持するための手段として継続が必要です。

		平成24年度	平成25年度
福祉電話貸与事業	利用世帯数	14世帯	11世帯
	新規世帯数	0世帯	1世帯

※利用世帯数は年度末の数

(2) 施設福祉サービスの充実 (P90)

① 老人保護措置事業

【第5期計画概要】

高齢化の進展に伴い、在宅での生活に不安がある高齢者の増加も予想されることから、一定の介助を必要とする概ね65歳以上の高齢者の環境上及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な人を養護老人ホームへ保護することで、安心して健やかな生活を提供できるよう、継続して事業を実施します。

【実施状況】

環境上の理由など老人福祉法で定められた基準を満たす方を対象として、入所判定委員会を経て養護老人ホームへ入所の措置を行い、生活を養護しました。

	平成24年度	平成25年度
養護老人ホーム措置者数	73人	72人

※措置者数は年度末の数

② 老人福祉センター・老人憩いの家

【第5期計画概要】

指定管理者制度を活用して施設の管理、運営を行っている本市の老人福祉センター及び老人憩いの家については、60歳以上の人に対し各種の相談、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための場を提供する施設として、老人福祉センターを1か所、老人憩いの家を3か所の4施設を設置しており、今後も低廉で質の高いサービスを提供できる同制度による管理、運営を継続して実施します。

【実施状況】

指定管理者により創意工夫されたサービスが提供されていますが、利用者は減少傾向にあります。高齢者実態調査時に実施したアンケート結果では、施設の周知度が低いことがうかがわれ、周知努力が必要です。

また、老朽化が進んでいることから、憩の家と公民館との施設の一元化等、ニーズ、コストも含め、今後施設のあり方を検討していく必要があります。

		平成24年度	平成25年度
老人福祉センター	利用者	延人数	20,788 人
大川老人憩の家	利用者	延人数	3,546 人
山代老人憩の家	利用者	延人数	3,320 人
波多津老人憩の家	利用者	延人数	4,019 人

(3) 地域生活支援体制の整備 (P90)

【第5期計画概要】

高齢者の地域生活の支援にあたっては、「伊万里市地域福祉計画」、「伊万里市地域福祉活動計画」を踏まえ、民生委員、児童委員等を中心とした「愛の一声運動」等の活動により、高齢者の見守りによる安否確認や孤独感による不安を解消するとともに、「友愛ヘルプ事業」などの老人クラブの活動や、高齢者の就労機会を確保したシルバー人材センター等の活動などを通して社会参加を促進し、地域ぐるみで高齢者を支援する体制の整備、充実に努めます。

また、地域包括支援センターの主導で開催する地域ケア会議（コミュニティケア会議）においては、構成する医師会、歯科医師会、保健福祉事務所、社会福祉協議会、市健康づくり課などの関係機関や、介護支援専門員等により、研修や困難事例の対応や検討を行うなど、個々の能力向上をはじめ、多職種・多機関と連携を図りながら、高齢者を支える活動を推進し、地域ケアのさらなる質の向上に繋がります。

【実施状況】

市内 13 町（地区）において組織されているまちづくり運営協議会をはじめ、老人クラブやボランティア等により、地域の実情に応じた高齢者支援活動が行われています。

特に大坪地区栄町においては、地域の問題を住民自らが話し合っ解決していく仕組みとして、「NPO 栄町地域づくり会」を設立し、高齢者の生活支援、ふれあいの場の提供などに取り組まれました。

この取組を先進事例として情報提供し、行政主導ではなく、地域での助け合い、支え合いの「互助」による生活支援体制を構築していくことが望まれます。

(4) ボランティアの確保と育成 (P90)

【第5期計画概要】

本市のボランティア活動は、「社会福祉協議会」、「伊万里市ボランティア連絡協議会」が拠点的な役割を果たしており、ボランティア意識の高まりとともに、個人、団体ともに参加者が増える傾向にあります。

このため、ボランティアの更なる向上のため、ボランティアアドバイザーの養成講座や、ボランティアの裾野を広げるための市民向け入門講座を実施します。

地域においては、市内 13 地区公民館でのボランティアについての座談会を開催し、ボランティア活動の環境づくりに努めるとともに、「地域共生ステーション（ぬくもいホーム）」や「地区社会福祉協議会」を活動拠点として、ボランティア活動を推進します。

さらに、介護が必要な人の支援充実とともに、高齢者自身の社会活動参加を通じた生きがいづくりや介護予防を推進するため、高齢者の介護支援のボランティアを行った 65 歳以上の方に、換金できるポイントを与える仕組みの構築に努めます。

【実施状況】

社会福祉協議会では、ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動の普及と活動支援を行うなど、ボランティア活動を推進しました。

また、地域福祉活動の拠点である地区社会福祉協議会では、事務局である公民館と協働し、高齢者も含め住民参加によるふれあいのまちづくりに向け、取り組みました。

(5) 地域住民への啓発 (P91)

【第5期計画概要】

市内 13 地区に立ち上げた「地区社会福祉協議会」を通じて、地域における福祉意識向上のための活動を行います。

また、ボランティア情報紙を毎月発刊し、市民への情報提供を行うとともに、市内自治公民館で実施している「ふれあいサロン」の開催や市内の学校に対しての講師派遣を通じて、福祉体験の指導や福祉教育の充実に努めます。

【実施状況】

社会福祉協議会事業により、地域座談会やふれあいいきいきサロン連絡会を開催し、地区社会福祉協議会の活動を支援しました。

	平成24年度	平成25年度
ふれあいいきいきサロン実施数	38 か所	45 か所

5 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

(1) 利用者に配慮した公共施設の整備 (P92)

【第5期計画概要】

公共施設における、高齢者等に配慮した手すりの設置や段差解消などを計画的に継続して実施するとともに、道路などについても歩行者空間を中心に随時バリアフリー化を推進します。

【実施状況】

公共施設については、高齢者や障害のある人だけでなく、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインに配慮した設備の導入を進めました。

(2) 移動交通手段の確保 (P92)

【第5期計画概要】

公共的な高齢者の移動手段としては、市内を運行している伊万里市コミュニティバス「いまりんバス」の段階的な運行範囲の拡大等を図ります。また、障害者手帳2級以上の人に対しては、福祉タクシー利用券を交付するなど、高齢者の交通手段を確保するための支援を継続して実施します。

【実施状況】

コミュニティバスを市街地周辺や郊外において運行するなど、高齢者にとって利便性の高い移動手段の確保に努めました。

アンケートでは、外出を控えている理由として「交通手段がない(24.8%)」ことが挙げられるなど、移動手段の有無が活動の鍵となっていることから、公共交通のない地域への対応として、「伊万里市民と考える地域交通会議」の開催により、地域住民や事業者と一体となった取組を進めました。

(3) 交通安全対策 (P93)

【第5期計画概要】

高齢者の交通死亡事故を防ぐために、高齢者ドライバーの安全運転意識の徹底をはじめ、各老人クラブに配置の高齢者交通安全指導員による交通安全啓発活動など、警察等の関係機関と協力し、交通安全対策に取り組みます。

【実施状況】

交通事故防止等の安全対策については、警察と連携し、各町や老人クラブ等での講習会を開催し、意識啓発を行うとともに、高齢者相互が情報伝達や見守りの役割を担いました。

(4) 防犯対策 (P93)

【第5期計画概要】

高齢者等を犯罪から守り、安心した日常生活が送れるよう警察及び関係機関と連携しながら、犯罪情勢に沿った防犯講話や広報活動の積極的な展開を図ります。

特に、消費者支援については、県、警察等の関係機関と連携を図り、「架空請求詐欺」「悪質商法」等の実態を高齢者等に周知するとともに、関係部署との情報交換を行い、支援体制の充実、強化を図ります。

【実施状況】

高齢者を取り巻く悪質商法の実態、被害の予防対策について関係機関と連携し、各町や老人クラブ等での講習会において意識啓発を行うとともに、悪質商法については、コミュニティケア会議で周知を行い、高齢者支援体制の強化を図りました。

(5) 地域における防災体制の充実 (P93)

【第5期計画概要】

地域と連携し、高齢者等に着目した防災体制の充実を図ることで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

特に、災害時における高齢者の避難体制の構築のため、災害時の避難誘導等の支援が必要な人の把握を行い、「伊万里市災害時要援護者避難支援プラン」を基本にした防災対策を推進します。

【実施状況】

平成25年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する「避難行動要支援者」の名簿作成が市町村に義務付けられました。

これを受け、佐賀県、庁内関係部署と連携し、平成26年度の避難行動要支援者名簿作成に向けて検討を行いました。

第3章 計画達成状況等の検証・評価

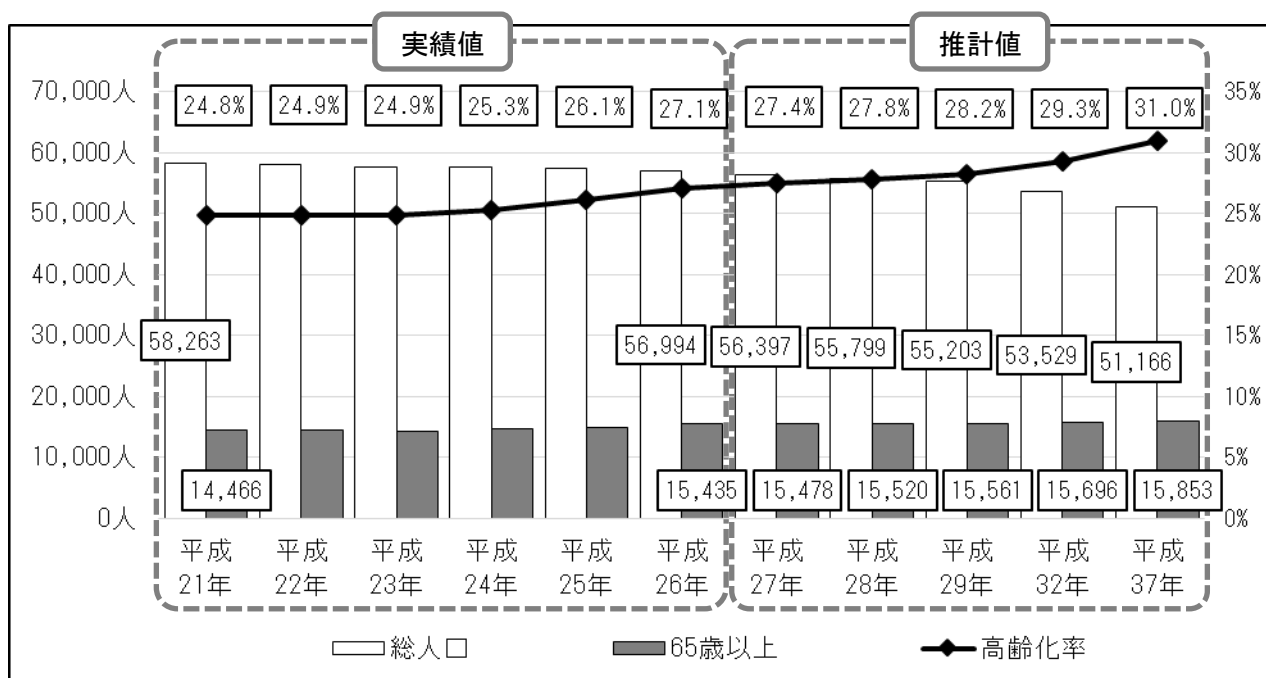
第4章

高齢者の将来推計

1 人口の将来推計

(1) 総人口の見込み

伊万里市の人口は、平成21年以降、横ばいから緩やかな減少傾向となり、平成37年には51,166人となることを見込まれます。一方、65歳以上の高齢者人口は平成23年以降、緩やかな増加傾向となり、平成37年には15,853人と見込まれます。



	実績値					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	58,263	58,006	57,647	57,662	57,362	56,994
65歳以上	14,466	14,435	14,330	14,569	14,973	15,435
高齢化率	24.8%	24.9%	24.9%	25.3%	26.1%	27.1%
	推計値					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年	
総人口	56,397	55,799	55,203	53,529	51,166	
65歳以上	15,478	15,520	15,561	15,696	15,853	
高齢化率	27.4%	27.8%	28.2%	29.3%	31.0%	

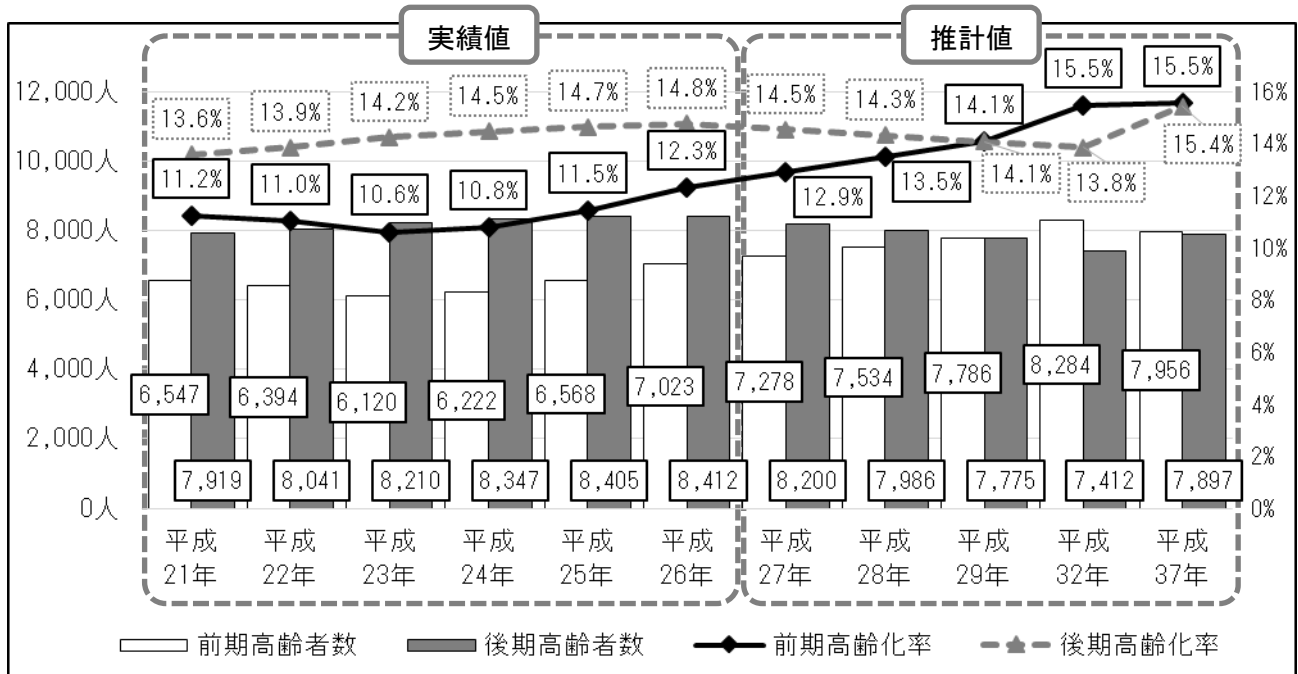
資料:実績値は住民基本台帳より(各年10月1日)

推計値はコーホート要因法により推計

第4章 高齢者の将来推計

(2) 高齢者数の見込み

高齢者数は増加傾向が続くことが想定されますが、推計によると前期高齢者数と後期高齢者数には変動がみられ、前期高齢者数は平成24年以降が増加しているのに対して、後期高齢者数は平成27年以降から減少へと転じます。



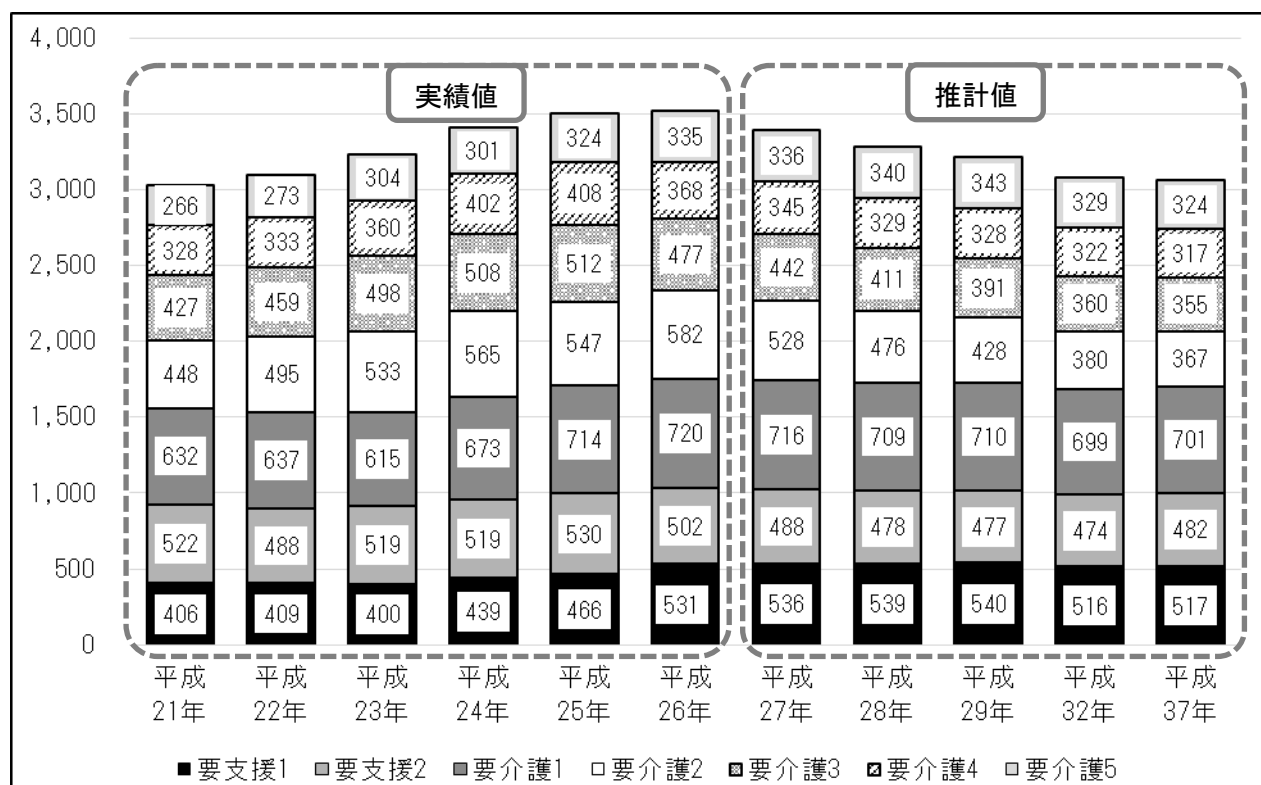
	実績値						推計値				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口	58,263	58,006	57,647	57,662	57,362	56,994	56,397	55,799	55,203	53,529	51,166
65歳以上	14,466	14,435	14,330	14,569	14,973	15,435	15,478	15,520	15,561	15,696	15,853
高齢化率	24.8%	24.9%	24.9%	25.3%	26.1%	27.1%	27.4%	27.8%	28.2%	29.3%	31.0%
前期高齢者 (65～74歳)	6,547	6,394	6,120	6,222	6,568	7,023	7,278	7,534	7,786	8,284	7,956
後期高齢者 (75歳以上)	7,919	8,041	8,210	8,347	8,405	8,412	8,200	7,986	7,775	7,412	7,897

資料：実績値は住民基本台帳より(各年10月1日)

推計値はコーホート要因法により推計

2 要介護認定者数の見込み

要介護認定者数は、平成21年から平成26年の実績を基に、性別、介護度別、年齢別に推計し、65歳以上74歳未満の前期高齢者の増加と75歳以上の後期高齢者の減少により、第6期計画期間中の3年間で298人減少し、平成37年には3,063人となることが見込まれます。



	実績値						推計値				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要支援1	406	409	400	439	466	531	536	539	540	516	517
要支援2	522	488	519	519	530	502	488	478	477	474	482
要介護1	632	637	615	673	714	720	716	709	710	699	701
要介護2	448	495	533	565	547	582	528	476	428	380	367
要介護3	427	459	498	508	512	477	442	411	391	360	355
要介護4	328	333	360	402	408	368	345	329	328	322	317
要介護5	266	273	304	301	324	335	336	340	343	329	324
合計	3,029	3,094	3,229	3,407	3,501	3,515	3,391	3,282	3,217	3,080	3,063

資料:ワークシートより

実績値各年度 10月1日

第5章

高齢者施策の将来ビジョン

伊万里市の目指す高齢社会像

本計画は平成 18 年度から平成 20 年度における第 3 期計画より地域ケア体制の構築や介護予防の推進、介護保険サービスの充実等を施策の目標に掲げ、第 4 期計画（平成 21～23 年度）、第 5 期計画（平成 24～26 年度）では伊万里市の目指す「明るく活力ある超高齢社会を創造するための将来構想」づくりや基本理念を踏まえ、取り組んできました。

本計画においても、今後団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年（2025 年）に向けた対策として地域包括ケアシステムの構築の取組が重要であることから、原則として第 5 期計画を踏襲するものとします。

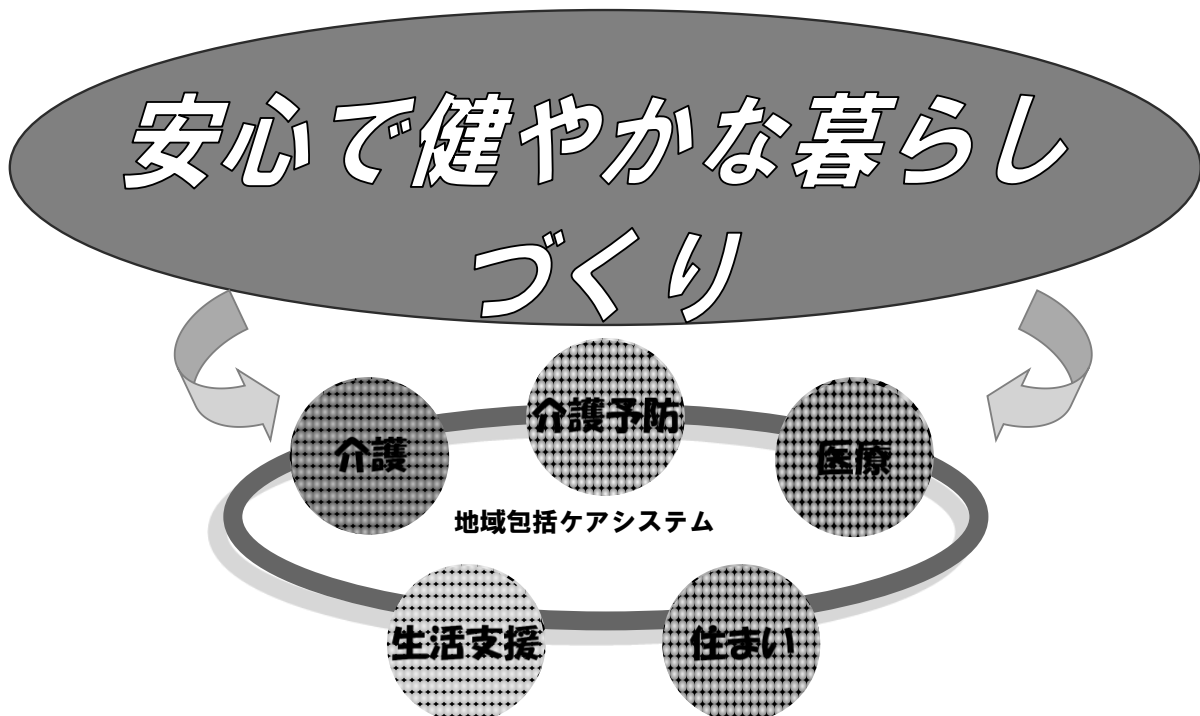
1 基本理念

伊万里市が目指す高齢社会像は、「すべて高齢者が、個人の尊厳を保持しながら、住みなれた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせる社会の実現」です。

そのため、市民一人ひとりが高齢であっても、障害があっても、お互いの人権を尊重しあい、ひとしく健やかで、生きていける実感と喜びを享受でき、すべての人が生活者として住み続けられる地域社会でなくてはなりません。

「安心して健やかな暮らしづくり」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの考え方を基に、市民・団体、事業者等と連携・協働して実現に努めます。

基本理念



2 基本目標

基本理念を達成するため、3つの基本目標を定め6の主要施策により取り組んでいきます。

基本目標1 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実

高齢者が積極的に地域社会へ参加できるような機会の確保に努め、高齢者の生きがいづくりと健康でいきいきした生活を促進します。

主要施策1 高齢者の社会参画、生きがいづくりの推進

基本目標2 高齢者が安心して快適に生活できる生活支援の充実

ひとり暮らしの高齢者等が安心して快適な生活が送れるよう生活支援の充実に努めるとともに、住みよい環境づくりを推進します。

また、認知症の人が地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう支援体制を推進していきます。

主要施策2 生活支援サービスの充実

主要施策3 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進

基本目標3 介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進

介護予防や健康づくりの推進に取り組むとともに、介護を必要とする高齢者が安心して介護保険サービスを利用できるよう、介護保険サービスの量と質の確保に努め、併せて介護保険事業の適正な運営に努めます。

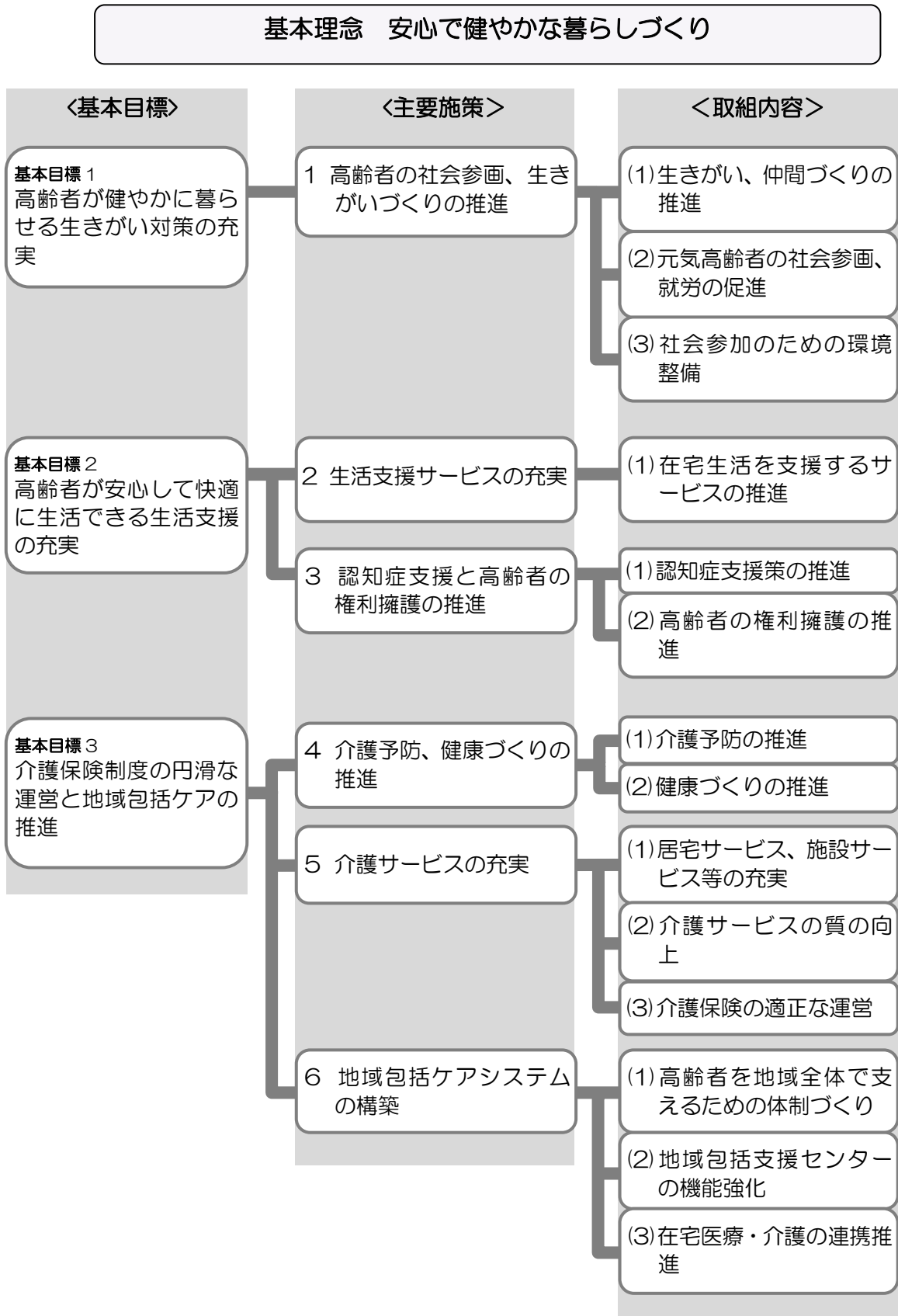
また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

主要施策4 介護予防、健康づくりの推進

主要施策5 介護サービスの充実

主要施策6 地域包括ケアシステムの構築

3 施策体系



4 日常生活圏域の設定について

(1) 日常生活圏域について

市町村介護保険事業計画において、市町村が、その住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を日常生活圏域といいます。

(2) 日常生活圏域の意義

市町村は、日常生活圏域を設定することにより、介護サービス提供施設の適正かつ計画的な整備を図るため、圏域ごとの介護サービス必要量を見込み、サービスが不足している圏域の施設整備を促し、必要量を満たしている圏域には新たな施設の指定を行わないことができます。

(3) 地域包括支援センターとの関連

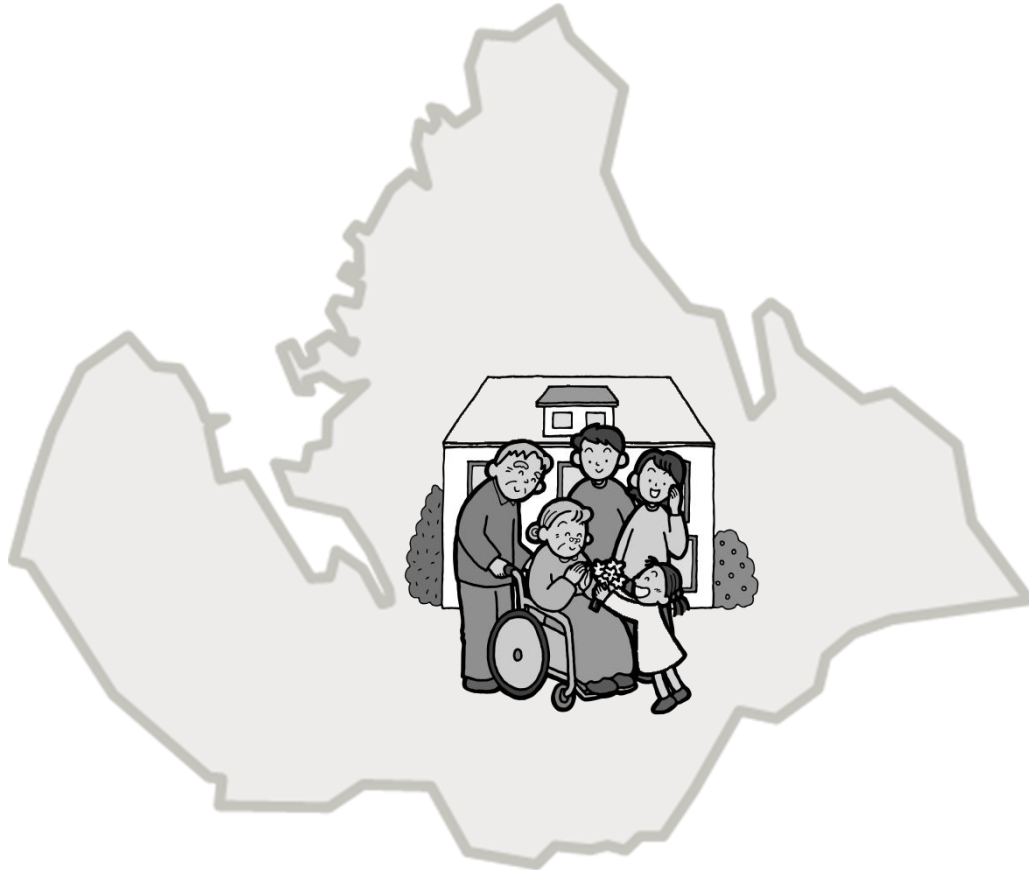
地域包括支援センターの対象圏域の設定（設置数）は、日常生活圏域との整合性を図る必要があります。

(4) 日常生活圏域設定に対する伊万里市の現状

- ① 日常生活圏域の設定の始まった第3期介護保険事業計画から第5期介護保険事業計画期間にわたり、伊万里市は市域全域を一つの日常生活圏域としており、地域密着型介護サービスの提供を受ける要介護（支援）者も市内全域で往来があります。
- ② すでに、市内のグループホームの配置については、市内全域を1圏域として施設の整備が行われており、第6期計画から新たに複数の圏域を設定することになれば、サービス過剰な圏域や不足している圏域が発生し、不足圏域への施設整備を行った場合、伊万里市全体の施設整備が過剰となる可能性があります。
- ③ 圏域設定と整合性を図る必要性がある地域包括支援センターの配置については、日常生活圏域を分けた場合、人員の確保が困難であり財源も限られていることから、市内で1か所とし、直営の設置としています。

(5) 第6期介護保険事業計画に係る圏域設定

伊万里市の日常生活圏域の設定については、第3期計画～第5期計画に引き続き市内全域で1つとします。



第6章

高齢者福祉施策の推進

基本
目標1

高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実

主要施策1

高齢者の社会参画、生きがいづくりの推進

取組方針

高齢化が進む中で、高齢者自身の豊富な知識や経験、技術を活かした地域福祉への担い手としての参加が求められています。

高齢者の約8割は介護を必要としない人たちであり、支える側の人材として社会で活躍していくことが、生きがいや健康を保ち健康寿命が延びることはもとより、地域の活性化にもつながります。

このため、高齢者が生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会の確保に努めます。

(1) 生きがい、仲間づくりの推進

① 老人団体支援事業

老人クラブは地域に根付いた自主的な組織であり、生きがい活動や健康づくりをはじめ、ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問活動や学校パトロール、児童の登下校時の安全活動等の地域見守り活動、清掃奉仕、園児や小学生との世代間交流など、様々な分野で活動しています。

今後、高齢化がさらに進む中で、仲間づくりや健康づくりなど高齢者のよりどころとしての役割が期待されますが、会員は減少傾向にあることから、老人クラブ活動の魅力についての発信や会員の加入促進に向けた取組を支援していきます。

第6章 高齢者福祉施策の推進

② 公共老人施設管理運営事業

公共老人施設である老人福祉センター及び大川老人憩の家、山代老人憩の家、波多津老人憩の家は、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための総合的なサービスを低廉な料金で提供する施設です。

指定管理者制度を活用し管理運営を行っていますが、施設の周知及び創意工夫によるサービスの提供により、活用を促進し、高齢者の生きがい、仲間づくりを推進します。

(主な利用内容)

○老人福祉センター：風呂、カラオケ、囲碁、マージャン、大正琴、会議

○老人憩の家：カラオケ、休憩、ヘルストロン、マッサージ、民謡、会議

<施設数>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
老人福祉センター	1 か所	1 か所	1 か所
老人憩の家	3 か所	3 か所	3 か所

③ 高齢者生きがい健康づくり講座開催事業

老人福祉センターで、趣味活動を中心とした高齢者生きがい健康づくり講座を開催します。

④ 高齢者顕彰事業、敬老会開催事業

長寿を祝う顕彰事業として百寿メダルの贈呈を実施します。

また、地域や社会福祉施設での敬老会開催を支援し、高齢福祉について市民の関心と理解を深めるとともに、高齢者自らの生活向上の意欲を促します。

(2) 元気高齢者の社会参画、就労の促進

① シルバー人材センター支援事業

高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かし働くことは、心身ともに健康を保つために重要です。

シルバー人材センターは、会員である高齢者に日常生活に密着した業務を提供し、就労を通じて生きがいの場を提供する公益団体であり、引き続き活動を支援していきます。

(就業紹介)

大工、左官、植木の剪定、障子・ふすま張り、宛名書き、賞状書き、
草取り、農作業、引っ越し手伝い、墓地清掃、不用品処理、清掃、
内職作業、入院患者の衣服の洗濯、家事手伝い、留守番など

(3) 社会参加のための環境整備

高齢者が、気軽に集うことができる場を提供して交流の機会を持てるよう、地域の実情に合った高齢者サロン等が、元気な高齢者や地域住民の支え合いの互助により実施されることが期待されています。

また、高齢者の参加を促進する交通手段の確保が必要とされています。

このため、高齢者地域サロン等の開催支援や福祉バス、コミュニティバス「いまりんバス」の利用を促進します。

(社会福祉協議会事業)

○高齢者ふれあいいきいきサロンの開催支援

開催助成金の交付：立ち上げ支援5年間

○福祉バスの運行

老人福祉センター及び老人憩の家や福祉団体の行事の際の送迎

基本
目標2

高齢者が安心して快適に生活できる生活支援の充実

主要施策2 生活支援サービスの充実

取組方針

地域包括支援センターを核として、介護支援専門員や民生委員等との連携により、高齢者のおかれている環境やニーズに応じた生活支援サービスを実施するとともに、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の経済的負担の軽減や地域で安心して暮らせる住まいの支援に努めます。

(1) 在宅生活を支援するサービスの推進

① 緊急通報システム運用事業

緊急時における連絡体制の確保が困難なひとり暮らし高齢者等の自宅に、福祉緊急通報システムを設置し、日常生活の安全を確保することにより、精神的な不安を解消します。

市が委託している警備会社が、24 時間体制で利用者からの緊急通報に対応し、状況に応じて救急車の出動要請等を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
緊急通報システム	利用者数	55 人	60 人	65 人

② 福祉電話貸与事業

ひとり暮らしの高齢者等が、経済的な理由で電話を設置できない場合に、地域社会とのコミュニケーションや日常生活の安全、安心を確保するため、福祉電話を貸与します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉電話	利用世帯数	11 世帯	11 世帯	11 世帯

第6章 高齢者福祉施策の推進

③ 高齢者日常生活用具給付事業

低所得のひとり暮らし高齢者等の火災関連の事故をなくすため、電磁調理器、自動消火器、火災報知器いずれかの日常生活用具を給付します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
電磁調理器	1 台	1 台	1 台
自動消火器	1 台	1 台	1 台
火災報知器	1 台	1 台	1 台

④ 配食サービス事業

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、心身機能の低下等により調理が困難な人で栄養改善が必要な人に、昼食や夕食を配食するとともに安否確認を行うなど、在宅での自立を支援します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配食サービス	利用者数/ 提供食数	15 人/ 1,311 食	15 人/ 1,311 食	15 人/ 1,311 食

⑤ 高齢者紙おむつ支給事業

家族介護支援事業として、65 歳以上の在宅で介護を受けている人の中で、寝たきりや認知症等で常時失禁状態にある人に対し、利用ニーズに応じた紙おむつを支給します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者紙おむつ支給	利用者数	210 人	210 人	210 人

第6章 高齢者福祉施策の推進

⑥ 生活管理指導員派遣事業

概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、日常生活を営む上で、生活支援が必要な高齢者宅をホームヘルパーなどの生活管理指導員が訪問し、家事など必要に応じたサービスを提供することで、在宅支援と要介護状態への移行を防止します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活管理指導員 派遣事業	利用者数/ 延回数	6 人/183 回	6 人/183 回	6 人/183 回

⑦ 愛の一声運動推進事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、特に見守りや安否確認が必要と認められる人に民生委員や福祉活動員等の訪問連絡員が定期的に訪問し、不安をなくすとともに、安心して在宅で生活できるように、継続して事業を実施します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
愛の一声運動	延利用者数/ 訪問月数	251 人/ 2,699 月	251 人/ 2,699 月	251 人/ 2,699 月

⑧ 養護老人ホーム入所措置事業

養護老人ホームは、概ね 65 歳以上で環境上及び経済的な理由により、居宅で養護を受けることが困難な方を、市が措置する福祉施設です。

生活困窮や社会的孤立等、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える高齢者については、他の施設での対応が難しい状況にあり、本人の申請に基づき、老人ホーム入所判定委員会で審査を行い、入所が適当であると判定があった方を、養護老人ホームに措置（入所）します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養護老人ホーム	定員/ 施設数	100 人/ 1 か所	100 人/ 1 か所	100 人/ 1 か所

主要施策 3 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進

取組方針

今後、急速な高齢化に伴い、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。このような中、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう本人やその家族を支援していくとともに、認知症の人の状態に応じた適切なサービスを提供します。

また、認知症等の人に対し、適切なサービスの利用や虐待防止に係る権利擁護を図るため関係機関と連携し、日常生活の自立支援や成年後見制度の利用を支援します。

(1) 認知症支援策の推進

① 認知症サポーター養成講座

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症に対して正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守り・応援する認知症サポーターの養成講座を伊万里地区認知症の人とその家族の会とともに出前講座を活用して地域に広めていきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症サポーター養成	認知症サポーター 延人数	3,800 人	4,000 人	4,200 人

② 見守りサポーター派遣事業

認知症等の人やその家族が、自宅で安心して日常生活ができるよう事業の周知を図ります。また、サポーターに対して定期的に認知症に関する研修を行うとともに、認知症の人への円滑な支援に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
見守りサポーター派遣	利用者数	6 人	6 人	6 人

③ 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備

認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターや地区医師会と連携し、認知症地域支援推進員の養成や初期集中支援チームの設置等により、地域における認知症ケア体制や医療と介護の連携体制を構築することにより、認知症の医療と介護の早期診断等に繋げることができるよう体制整備を行います。

④ 家族に対する支援

伊万里地区認知症の人とその家族の会とともに、認知症の人や家族の相談に関わり、家族に対する支援に努めます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

① 高齢者成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等について権利擁護を図るため、市長が本人に代わって審判請求を行うとともに、成年後見制度の周知をはじめ、親族への利用支援や成年後見利用へ報酬の一部を助成します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援	利用者数	2 人	2 人	2 人

② 高齢者虐待防止対策事業

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で認知症になり、親族からの支援がない高齢者が増えていることから、早期発見や高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者や擁護者に対する支援を行うため、警察などの関係機関と連携し、ネットワークの構築に努めます。

基本
目標3

介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進

主要施策4 介護予防、健康づくりの推進

取組方針

要介護、要支援状態になることを予防し、高齢者がいつまでもいきいきと自立した生活を送るためには、市民一人ひとり自らの健康づくりが必要となることから、介護予防及び健康づくりの推進を図ります。

このため、要介護に繋がる生活習慣病や生活機能低下の予防に重点を置き、生活習慣改善や介護予防の知識の普及啓発に努めます。

また、健康診査等を受診し、生活習慣病の早期発見、早期治療に努めることや、健康の維持向上のために自己管理をしていくよう、市民との協働により健康づくりの普及啓発に努めます。

(1) 介護予防の推進

① 健康相談事業

高齢者の個々の健康相談に応じ、食事、運動等の生活習慣や服薬の状況、治療状況等を確認するとともに、健康の保持や介護予防、重症化予防、生活習慣改善のための保健指導を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康相談	回数/ 延人数	280 回/ 4,500 人	280 回/ 4,500 人	280 回/ 4,500 人

② 健康教育事業

老人クラブや高齢者サロンにおける出前講座や健康づくり講演会等で、生活習慣病や介護予防に関する知識の普及啓発を行い、高齢者の健康づくりを支援します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康教育事業	回数/ 延人数	150 回/ 4,000 人	150 回/ 4,000 人	150 回/ 4,000 人

第6章 高齢者福祉施策の推進

③ 認知症予防事業

高齢社会が進展する中、認知症予防対策が求められており、認知症予防についての知識の普及や早期発見により治療に繋がるとともに、脳の健康教室を実施します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症予防健康教育	回数/ 人数	20 回/ 500 人	20 回/ 500 人	20 回/ 500 人
脳の健康教室	回数/ 人数	24 回/ 500 人	24 回/ 500 人	24 回/ 500 人

④ 高齢者閉じこもり予防事業

たっしゅか体操、気功などの閉じこもり予防教室で仲間との交流を通じて、閉じこもりや要介護状態になることを防ぎ、健康寿命の延伸に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
閉じこもり予防教室	回数/ 延人数	350 回/ 5,000 人	350 回/ 5,000 人	350 回/ 5,000 人

⑤ 健康づくり普及啓発事業

関係団体との連携を図り、健康づくり普及推進員等の研修会の開催や地域での健康づくり活動を支援するなど、市民との協働により健康づくりを推進し、健康長寿のまちづくりを推進します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康づくり 普及推進員活動	推進員数/ 活動延回数	26 人/200 回	26 人/200 回	26 人/200 回
健康づくり 普及推進員研修会	回数/ 延人数	5 回/100 人	5 回/100 人	5 回/100 人

⑥ 訪問型介護予防事業

特定健康診査の結果を活用して、高血圧や糖尿病等の要指導者に対し、訪問による個別支援を行います。特に、健診未受診者の把握に努め受診勧奨を行うなど、要介護へ繋がる生活習慣病の予防を重点的に行います。

また、孤独感や生活意欲の低下、うつや認知機能低下などがみられる閉じこもりに対する支援が必要な高齢者に対し、生活機能の維持や改善を支援するため訪問による相談指導等を行います。

第6章 高齢者福祉施策の推進

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問型介護予防事業	被訪問指導 延人員	400 人	400 人	400 人

⑦ ふれあい通所サービス事業

介護予防を目的として、対象者の心身の状況に応じて、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を目指すサービスなど、施設及び事業所において介護予防や機能訓練等を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ふれあい 通所サービス事業	利用者数/ 延回数	5 人/150 回	5 人/180 回	6 人/200 回

⑧ ロコモ予防体操教室事業

運動器の機能向上を支援するロコモ予防体操教室を実施し、運動機能の維持・改善、閉じこもり予防に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ロコモ予防体操教室	実人員/ 延人数	36 人/ 170 人	38 人/ 180 人	40 人/ 190 人

(2) 健康づくりの推進

介護状態となる可能性の高い脳血管疾患や心疾患については、特に生活習慣の改善に対する取組が必要となります。

国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳の方を対象とする特定健康診査では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病に関する健康診査を行うことで、重症化の恐れのある人を把握し、個別の保健指導を行うことにより生活習慣改善の支援を行います。

また、75 歳以上の方を対象とした後期高齢者健康診査についても、市内医療機関と協力しながら、高齢者が健康状態を自ら把握して、生活習慣を振り返る機会とします。

主要施策5 介護サービスの充実

取組方針

介護を必要とする高齢者や認知症の方などが、住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、居宅介護サービスや地域密着型サービス等、介護サービスの充実に努めます。

また、多様な介護サービスを安心して利用できるよう、佐賀県と連携し事業者への適切な支援、助言を行うことでサービスの質の向上を支援します。

さらに、介護保険事業の適正な運営のため、給付費用や要介護認定の適正化を行うとともに、制度内容の趣旨普及を行うことにより、適正な介護サービス提供への理解を得られるよう努めます。

(1) 居宅サービス、施設サービス等の充実

高齢者人口の増加とともに、通所介護や短期入所生活介護、訪問介護などの主要な居宅系サービスの需要が、今後も伸びてくることが予想されます。

認知症高齢者の増加に伴い、第5期において、認知症対応型通所介護事業所が1事業所増加し、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備も行われたことにより、利用者の増加が見込まれます。

また、医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護の両事業所の整備を推進し、地域密着型サービスの充実に努めます。

一方、施設サービスについては整備の計画はありませんが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の重点化により、原則要介護3以上の方が入所対象者となるため、施設待機者のうち重度の方の入所がより優先されることとなります。

また、介護療養型医療施設については、平成29年度末で廃止される方針であることから、引き続き新施設への転換等について情報提供を行います。

第6章 高齢者福祉施策の推進

① 居宅（介護予防）サービスの提供

サービス名	事業内容
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。
訪問入浴介護	要介護者等の家庭を、入浴設備と簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴介助を行うサービスです。
訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等で、入浴、食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設等で、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護療養型医療施設等に短期入所（入所の空きベッド利用）し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービスです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要介護者等に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴、排せつ、食事介助などの介護保険サービスや調理、洗濯、掃除などの家事援助サービス及び生活や健康に関する相談など、要介護者等が日常生活を営むにあたって必要なサービスを提供します。
福祉用具貸与	要介護者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練を行うための用具、福祉機器を貸与するサービスです。貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることとなっています。その対象用具には、車いす、じょくそう予防用具、歩行器、つえ等があります。
福祉用具購入費	腰掛便座や入浴補助用具等の福祉用具が必要な状態である要介護者等に対し、年間10万円を限度として、その購入費用の9割を支給するサービスです。
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど要介護者等の日常生活を支援するため、小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の9割を支給するサービスです。
居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、要介護者等の本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者との連絡、調整を行うサービスです。

居宅（介護予防）サービス

第6章 高齢者福祉施策の推進

② 地域密着型（介護予防）サービスの提供及び充実

サービス名		事業内容
地域密着型（介護予防）サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（新規整備）	短時間の定期巡回訪問や 24 時間、365 日対応可能な窓口を設置して、随時対応を行うサービスです。 ※介護予防給付はありません
	認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	認知症の要介護者等を対象として、デイサービスセンター等で食事、入浴の提供やその他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。
	小規模多機能型居宅介護（新規整備）	通いを中心として、要介護者等の様態や希望などに応じ、随時訪問や泊りを組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援します。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要介護者等が共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。
	地域密着型通所介護（新設平成 28 年 4 月～）	平成 28 年 4 月から、通所介護から移行されます。利用定員 18 人以下（予定）の小規模なデイサービスセンター等で食事、入浴の提供やその他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

③ 介護保険施設サービスの提供

サービス名		事業内容
介護保険施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人福祉施設（特養）において、要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うサービスです。
	介護老人保健施設	介護老人保健施設において、要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的としたサービスです。
	介護療養型医療施設	医療施設において、長期療養を必要とする慢性期に至った要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での世話、機能訓練等の必要な医療などを提供するサービスです。

(2) 介護サービスの質の向上

① 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員連絡協議会や地域ケア会議（コミュニティケア会議）において情報提供や研修を行い、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、困難事例等について相談を受け付け、問題解消に向けて支援します。

(3) 介護保険の適正な運営

① 介護給付等費用適正化事業

国保連合会と共同事業による介護給付費適正化縦覧審査及び介護サービスの利用状況を記載した給付費通知を利用者に送付するなど、事業者からの不正請求等の抑止効果を高めます。

また、適正化に関する研修会等への参加や地域包括支援センターとともに、ケアプランチェック、住宅改修や福祉用具に関する適正化を推進します。

② 要介護認定の適正化

介護保険制度では、介護度によって保険給付の限度額が異なることから公平、公正な認定を行うことが重要であるため、認定審査会委員研修を開催し、公平、公正な要介護認定の審査、判定業務を実施します。

また、要介護認定調査員の研修会の実施や認定調査関連情報の提供を図り、認定調査員の質的向上に努めるとともに、市の職員（認定調査員）が調査内容を点検し、要介護認定調査の平準化を図ります。



主要施策6 地域包括ケアシステムの構築

取組方針

要介護状態になっても、住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて体制づくり・各種取組を推進していきます。

(1) 高齢者を地域全体で支えるための体制づくり

要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活が続けられ、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援ができるよう「地域包括ケアシステム」の実現に向けて体制づくりに努めます。

また、今後ますます高齢化が進展する中で、民生委員、社会福祉協議会、各種ボランティアや各種団体と連携を図りながら、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことができる地域づくりを支援していきます。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターは、高齢者人口に応じて適切に職員を配置し、相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限発揮できるよう体制整備に努めるとともに、地域包括支援センター運営協議会の開催により公正及び中立性の確保や事業の推進に努めます。

② 相談窓口の充実

地域包括支援センターでは、地域の高齢者の様々な生活上の相談に応じるとともに、成年後見制度の利用や高齢者虐待防止などの権利擁護業務を行っています。

さらに高齢者が身近な場所で相談することができるよう、市内5か所の在宅介護支援センターに相談・訪問を委託し相談体制を充実します。

(3) 在宅医療・介護の連携推進

① 地域ケア会議等の開催

地域の様々な職種や関係機関等とネットワークを構築するために、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例検討会、研修会等を開催します。

② 多職種連携会議・情報交換会の開催

地域の在宅医療・介護に関わる多職種が一同に集まる場を設け、会議、研修会、情報交換会等を通じ、顔の見える関係づくりを推進します。

③ 在宅医療・介護に関する研修会

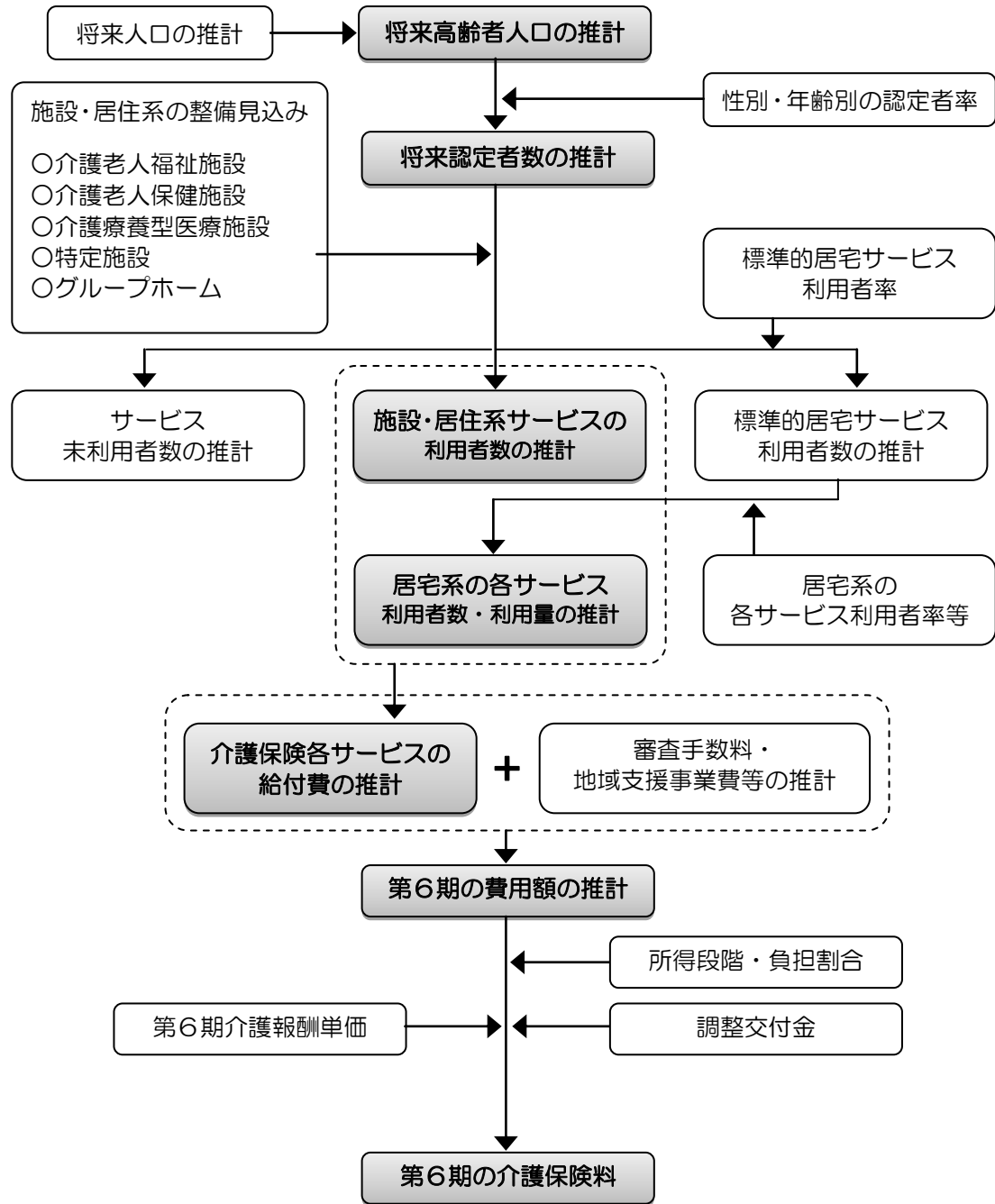
地区医師会をはじめ、関係機関、介護支援専門員等と連携して在宅医療・介護に関する研修会を実施します。

第7章

介護保険事業の推進

1 介護保険関係の推計の流れ

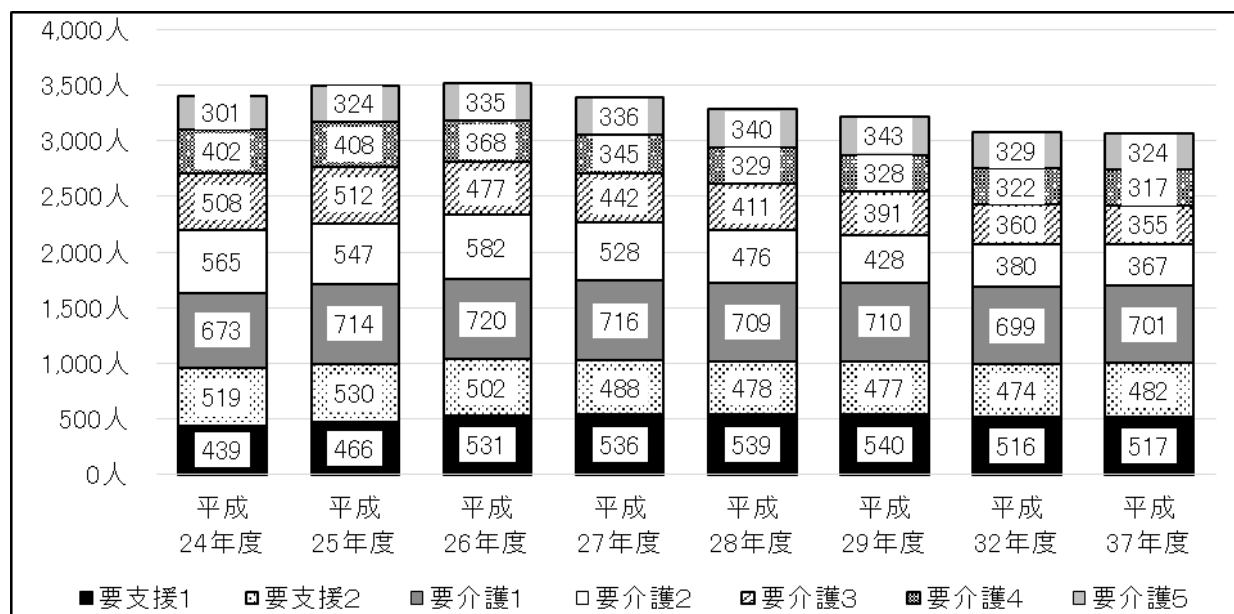
本章では平成24年度、平成25年の実績及び平成26年度の見込みより以下の流れで推計を行っています。



2 将来の認定者数の推計

認定者数はこれまで増加傾向で推移し、平成26年度には3,515人となりましたが、今後は減少が予想され、平成29年度には3,217人が見込まれ、平成37年度には3,063人となることが見込まれます。

■認定者数の実績と推計



		実績値			推計値				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認定者数	要支援1	439人	466人	531人	536人	539人	540人	516人	517人
	要支援2	519人	530人	502人	488人	478人	477人	474人	482人
	要介護1	673人	714人	720人	716人	709人	710人	699人	701人
	要介護2	565人	547人	582人	528人	476人	428人	380人	367人
	要介護3	508人	512人	477人	442人	411人	391人	360人	355人
	要介護4	402人	408人	368人	345人	329人	328人	322人	317人
	要介護5	301人	324人	335人	336人	340人	343人	329人	324人
全体	3,407人	3,501人	3,515人	3,391人	3,282人	3,217人	3,080人	3,063人	
認定者数割合	要支援1	12.9%	13.3%	15.1%	15.8%	16.4%	16.8%	16.7%	16.9%
	要支援2	15.2%	15.1%	14.3%	14.4%	14.6%	14.8%	15.4%	15.7%
	要介護1	19.8%	20.4%	20.5%	21.1%	21.6%	22.1%	22.7%	22.9%
	要介護2	16.6%	15.6%	16.5%	15.6%	14.5%	13.3%	12.3%	12.0%
	要介護3	14.9%	14.6%	13.6%	13.0%	12.5%	12.1%	11.7%	11.6%
	要介護4	11.8%	11.7%	10.5%	10.2%	10.0%	10.2%	10.5%	10.3%
	要介護5	8.8%	9.3%	9.5%	9.9%	10.4%	10.7%	10.7%	10.6%
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

※上記の数値は第1号被保険者と第2号被保険者の合算値

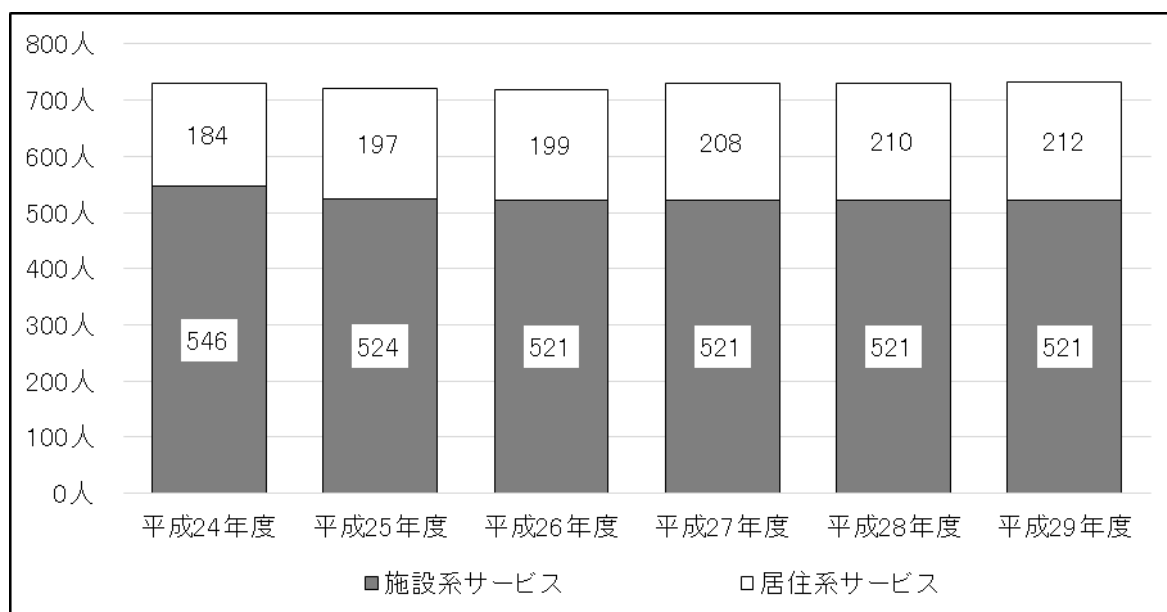
※実績は各年度10月

3 サービス利用者数の推計

(1) 施設・居住系サービスの利用者数の推計

施設・居住系サービスの利用者数については、第6期における基盤整備の見通し等を踏まえ、平成29年度において施設サービス利用者数が521人、居住系サービス利用者数が212人の計733人を見込んでいます。

■施設・居住系サービスの利用者数



(単位: 人)

	第5期(実績値)			第6期(推計値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	234	236	239	239	239	239
介護老人保険施設	182	178	177	177	177	177
介護療養型医療施設	130	110	105	105	105	105
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-	-	-
施設 計	546	524	521	521	521	521
特定施設入居者生活介護	56	57	57	54	54	54
介護予防特定施設入居者生活介護	12	14	16	22	23	24
認知症対応型共同生活介護	112	123	126	131	132	133
介護予防認知症対応型共同生活介護	4	3	0	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-	-
居住系 計	184	197	199	208	210	212
施設・居住系 合計	730	721	720	729	731	733

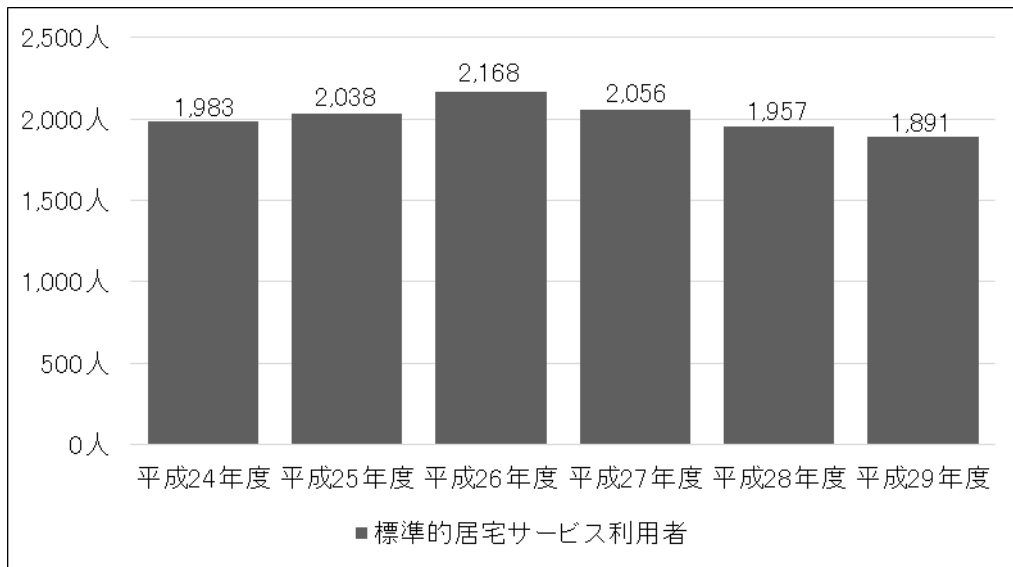
※実績は各年度10月

(2) 標準的居宅サービス利用者数の推計

標準的居宅サービス利用者とは、施設・居住系サービス利用者以外で、何らかの介護サービスを利用される方のことです。

標準的居宅サービスの利用者数については、平成26年度まで増加してきましたが、今後は認定者数の減少に伴い、利用者数も減少傾向が予想されるため、平成29年度には1,891人を見込んでいます。

■標準的居宅サービス利用者数



(単位:人)

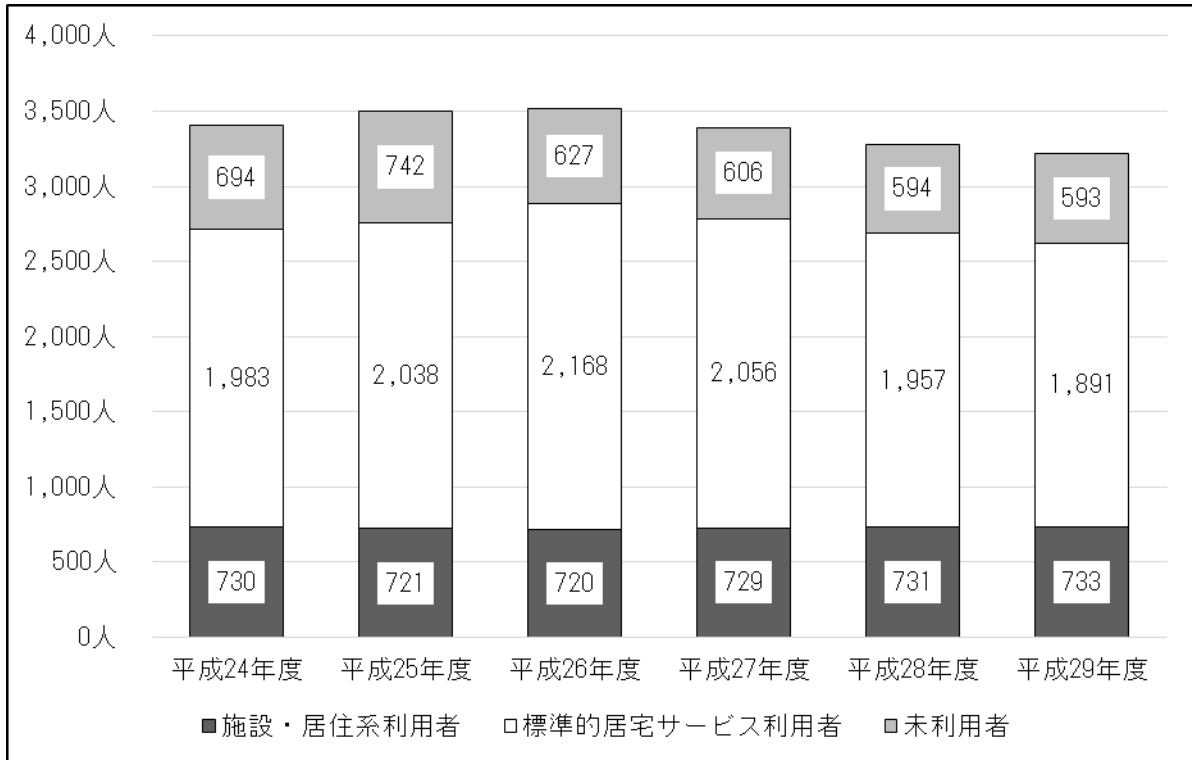
	第5期(実績値)			第6期(推計値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
標準的居宅サービス利用者	1,983	2,038	2,168	2,056	1,957	1,891
要支援1	263	280	307	311	313	313
要支援2	368	366	379	359	343	333
要介護1	468	500	557	557	552	555
要介護2	381	372	381	344	309	276
要介護3	282	270	269	227	192	166
要介護4	150	162	163	144	130	127
要介護5	71	88	112	114	118	121

※実績は各年度10月

(3) 認定者に占める利用者数（総括）

前掲のサービス利用状況について総括すると、平成 26 年度における認定者数 3,515 人のうち、サービス利用者数が 2,888 人（施設・居住系利用者数 720 人、標準的居宅サービス利用者数 2,168 人）となり、認定者の 82.2%がサービスを利用することを見込んでいます。

■認定者に占める利用者数



(単位: 人・%)

	第5期(実績値)			第6期(推計値)		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定者	3,407	3,501	3,515	3,391	3,282	3,217
施設・居住系利用者	730	721	720	729	731	733
標準的居宅サービス利用者	1,983	2,038	2,168	2,056	1,957	1,891
利用者 計	2,713	2,759	2,888	2,785	2,688	2,624
未利用者	694	742	627	606	594	593
認定者	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
施設・居住系利用者	21.4%	20.6%	20.5%	21.5%	22.3%	22.8%
標準的居宅サービス利用者	58.2%	58.2%	61.7%	60.6%	59.6%	58.8%
利用者 計	79.6%	78.8%	82.2%	82.1%	81.9%	81.6%
未利用者	20.4%	21.2%	17.8%	17.9%	18.1%	18.4%

※実績は各年度 10 月

第7章 介護保険事業の推進

内訳は以下のとおりとなっています。

(単位:人)

	第5期(実績値)			第6期(推計値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者	3,407	3,501	3,515	3,391	3,282	3,217
要支援1	439	466	531	536	539	540
要支援2	519	530	502	488	478	477
要介護1	673	714	720	716	709	710
要介護2	565	547	582	528	476	428
要介護3	508	512	477	442	411	391
要介護4	402	408	368	345	329	328
要介護5	301	324	335	336	340	343
施設・居住系利用者	730	721	720	729	731	733
要支援1	7	9	7	10	11	11
要支援2	10	8	9	13	13	14
要介護1	64	78	89	83	82	83
要介護2	102	103	104	101	101	101
要介護3	176	172	168	173	174	174
要介護4	190	178	159	161	162	162
要介護5	181	173	184	188	188	188
標準的居宅サービス利用者	1,983	2,038	2,168	2,056	1,957	1,891
要支援1	263	280	307	311	313	313
要支援2	368	366	379	359	343	333
要介護1	468	500	557	557	552	555
要介護2	381	372	381	344	309	276
要介護3	282	270	269	227	192	166
要介護4	150	162	163	144	130	127
要介護5	71	88	112	114	118	121
未利用者	694	742	627	606	594	593
要支援1	169	177	217	215	215	216
要支援2	141	156	114	116	122	130
要介護1	141	136	74	76	75	72
要介護2	82	72	97	83	66	51
要介護3	50	70	40	42	45	51
要介護4	62	68	46	40	37	39
要介護5	49	63	39	34	34	34

※実績は各年度10月

4 サービス別の事業量の推計

施設・居住系サービス及び居宅系サービスの事業量については、次のように見込んでいます。

■ 介護給付

(回数・人数/年)

		第5期(実績値)			第6期(推計値)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回数	59,619	60,779	59,690	60,036	59,483	59,100
	人数	3,482	3,495	3,480	3,420	3,384	3,360
訪問入浴介護	回数	478	559	451	420	420	420
	人数	90	109	84	96	96	96
訪問看護	回数	7,470	8,430	8,809	7,466	7,548	7,672
	人数	1,359	1,251	1,248	1,044	1,044	1,068
訪問リハビリテーション	回数	8,157	7,536	6,062	6,876	6,624	6,552
	人数	800	715	552	636	624	624
居宅療養管理指導	人数	1,665	1,460	1,452	1,500	1,524	1,524
通所介護	回数	133,526	152,859	175,428	180,756	186,528	195,084
	人数	8,900	9,597	10,188	10,272	10,140	10,152
通所リハビリテーション	回数	45,200	42,993	41,828	42,048	41,004	40,476
	人数	4,693	4,350	4,248	4,164	4,164	4,164
短期入所生活介護	日数	42,414	45,884	50,809	49,152	50,316	52,476
	人数	2,210	2,257	2,376	2,364	2,400	2,556
短期入所療養介護 (老健・病院等)	日数	724	714	856	900	900	900
	人数	111	119	144	156	156	156
特定施設入居者生活介護	人数	673	678	684	648	648	648
福祉用具貸与	人数	5,459	5,773	5,928	5,892	5,940	5,916
特定福祉用具販売	人数	140	152	132	120	120	120
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数	0	0	0	0	42	84
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	3,858	5,771	8,416	8,568	8,568	8,568
	人数	180	260	384	384	384	384
小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	96	192
認知症対応型共同生活介護	人数	1,346	1,480	1,512	1,572	1,584	1,596
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能居宅介護 (旧称:複合型サービス)	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護 【移行分再掲】	回数					53,160	55,598
	人数					2,892	2,892

第7章 介護保険事業の推進

		第5期(実績値)			第6期(推計値)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(3) 住宅改修費	人数	141	128	96	132	144	156
(4) 居宅介護支援	人数	16,225	16,706	17,772	17,628	18,048	18,468
(5) 介護保険施設サービス							
介護老人福祉施設	人数	2,808	2,826	2,868	2,868	2,868	2,868
介護老人保健施設	人数	2,178	2,140	2,124	2,124	2,124	2,124
介護療養型医療施設 (平成32年度以降は転換施設)	人数	1,557	1,325	1,260	1,260	1,260	1,260

■ 予防給付

(回数・人数/年)

		第5期(実績値)			第6期(推計値)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人数	2,508	2,550	2,616	2,544	2,532	0
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	72	72	72
	人数	0	0	0	12	12	12
介護予防訪問看護	回数	1,451	1,154	1,056	1,092	989	948
	人数	274	268	252	264	240	228
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	2,312	2,414	3,043	2,868	2,880	2,928
	人数	215	212	240	216	216	228
介護予防居宅療養管理指導	人数	232	220	204	264	276	276
介護予防通所介護	人数	3,050	3,460	3,948	4,032	4,068	0
介護予防通所 リハビリテーション	人数	2,301	2,111	2,016	1,956	1,920	1,884
介護予防短期入所生活介護	日数	361	179	86	348	348	348
	人数	50	20	24	36	36	36
介護予防短期入所療養介護 (老健・病院等)	日数	6	51	9	112	108	108
	人数	2	11	12	12	12	12
介護予防特定施設入居者 生活介護	人数	148	165	180	264	276	288
介護予防福祉用具貸与	人数	1,430	1,570	1,620	1,632	1,596	1,560
特定介護予防福祉 用具販売	人数	95	90	132	108	120	120
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型 通所介護	回数	12	0	0	72	72	72
	人数	2	0	0	12	12	12
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人数	0	0	0	0	24	48
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数	46	40	0	12	12	12
介護予防地域密着型 通所介護	人数	/	/	/	/	0	/
(3) 住宅改修	人数	117	124	108	120	132	144
(4) 介護予防支援	人数	7,573	7,746	8,232	8,172	8,376	8,508

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

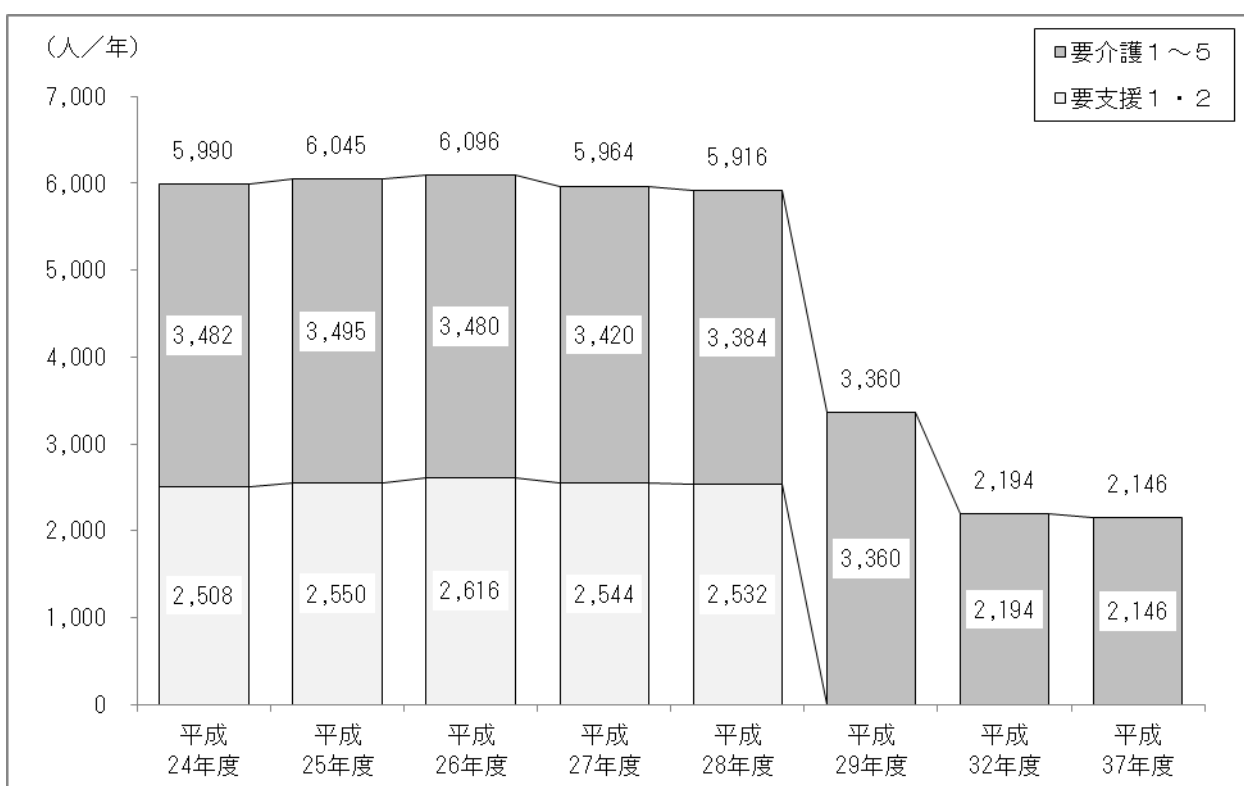
① 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

訪問介護（要介護1～5）の利用者については、平成26年度（見込値）まで増加してきましたが、認定者数の減少に伴い、平成27年度以降は利用者の減少を見込んでいます。

介護予防訪問介護（要支援1・2）も同様の状況ですが、平成29年度以降は地域支援事業へ移行されるため、利用者はなくなります。

■「訪問介護・介護予防訪問介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	1,054	1,110	1,124	1,130	1,154	0	0	0
要支援2	1,454	1,440	1,492	1,414	1,378	0	0	0
要介護1	1,401	1,295	1,364	1,260	1,165	1,066	674	676
要介護2	1,106	1,186	1,168	1,248	1,343	1,429	988	946
要介護3	543	525	494	451	405	371	211	207
要介護4	271	284	220	202	185	182	111	109
要介護5	161	205	234	259	286	312	210	208
要支援1・2	2,508	2,550	2,616	2,544	2,532	0	0	0
要介護1～5	3,482	3,495	3,480	3,420	3,384	3,360	2,194	2,146
合計	5,990	6,045	6,096	5,964	5,916	3,360	2,194	2,146

第7章 介護保険事業の推進

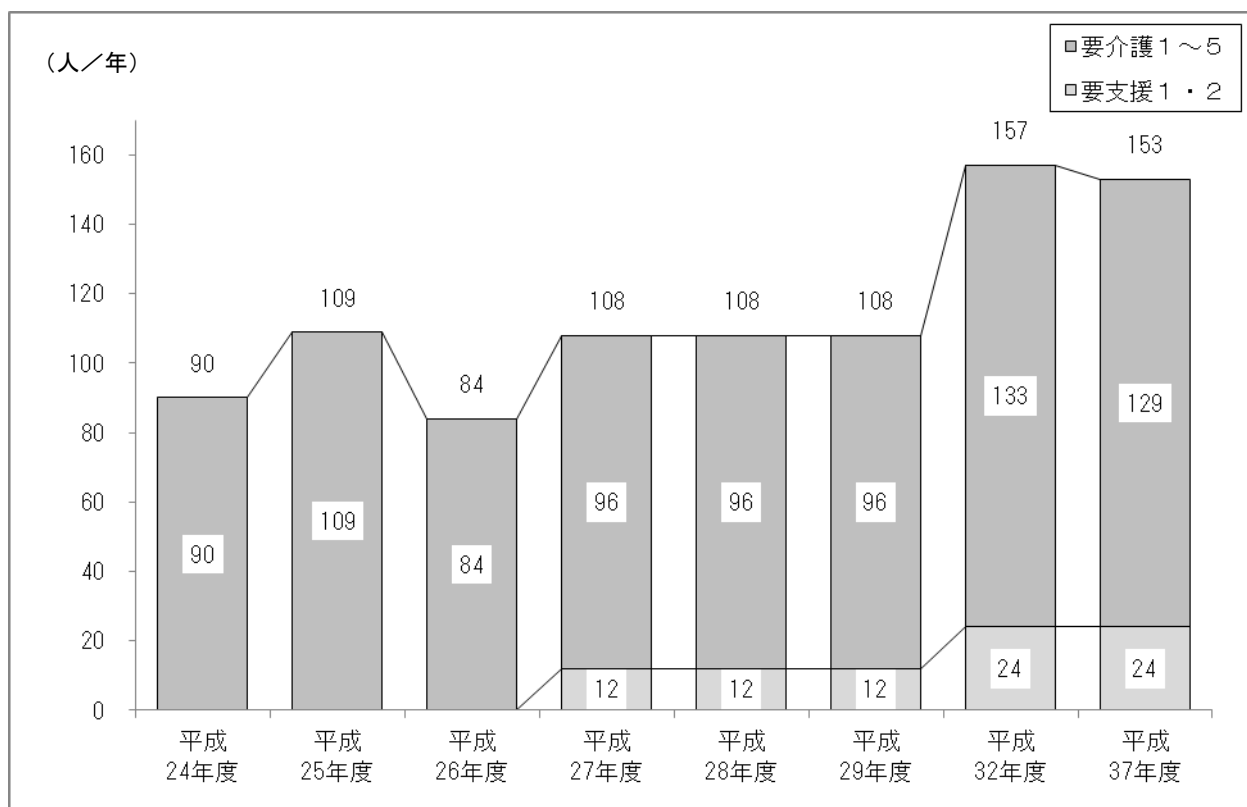
② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者等の家庭を、入浴設備と簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

訪問入浴介護（要介護1～5）については、平成26年度（見込値）の利用者は前年に比べ減少しましたが、平成27年度以降は利用者の増加を見込んでいます。

介護予防訪問入浴介護（要支援1・2）については、平成24年度から平成26年度（見込値）までの利用者はありませんが、平成27年度以降は利用者を見込んでいます。

■「訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	12	12	12	24	24
要介護1	3	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	8	15	10	12	12	12	22	21
要介護3	1	1	0	12	12	12	0	0
要介護4	17	9	0	12	12	12	0	0
要介護5	61	84	74	60	60	60	111	108
要支援1・2	0	0	0	12	12	12	24	24
要介護1～5	90	109	84	96	96	96	133	129
	90	109	84	108	108	108	157	153

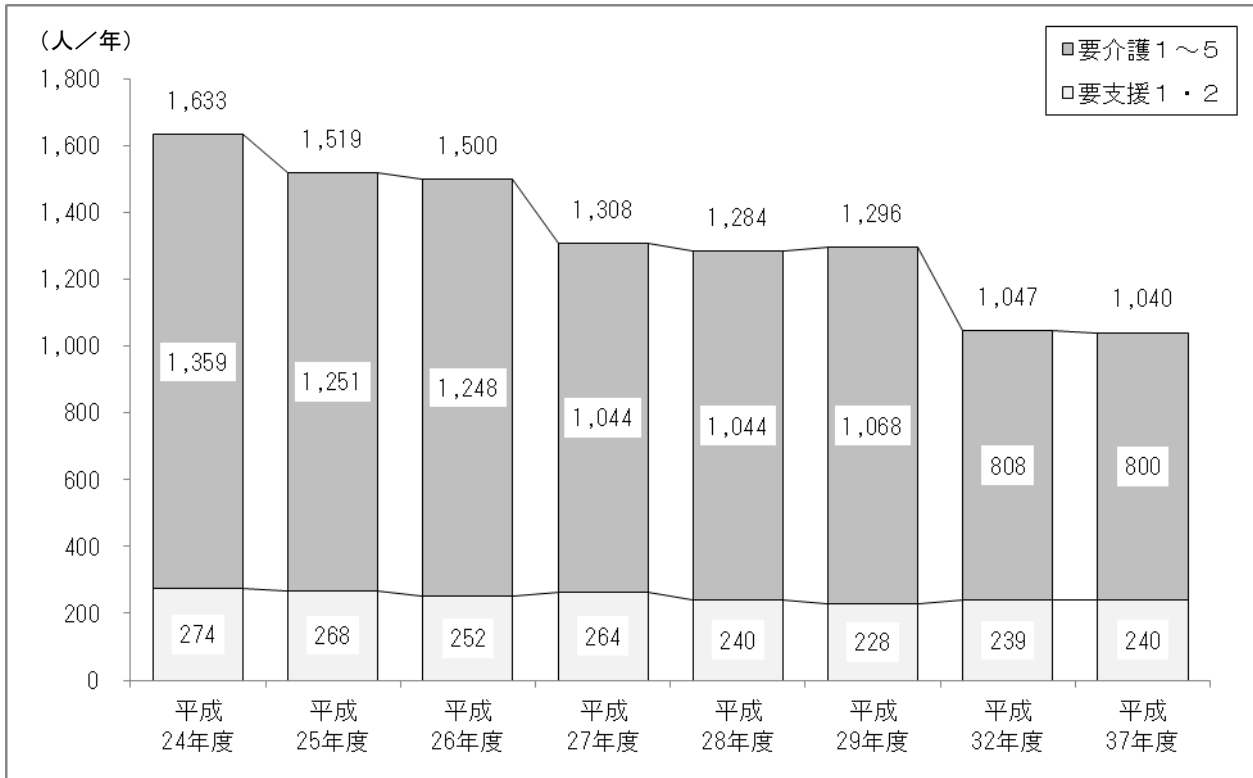
第7章 介護保険事業の推進

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問看護（要介護1～5）・介護予防訪問看護（要支援1・2）ともに、平成24年度から平成26年度（見込値）までの利用者の減少を踏まえ、平成27年度以降も利用者の減少傾向を見込んでいます。

■ 「訪問看護・介護予防訪問看護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	42	72	114	112	106	94	221	221
要支援2	232	196	138	152	134	134	18	19
要介護1	390	447	399	438	318	324	516	518
要介護2	397	335	423	339	349	361	148	141
要介護3	262	144	133	19	124	123	0	0
要介護4	167	165	158	129	126	131	77	76
要介護5	143	160	135	119	127	129	67	65
要支援1・2	274	268	252	264	240	228	239	240
要介護1～5	1,359	1,251	1,248	1,044	1,044	1,068	808	800
合計	1,633	1,519	1,500	1,308	1,284	1,296	1,047	1,040

第7章 介護保険事業の推進

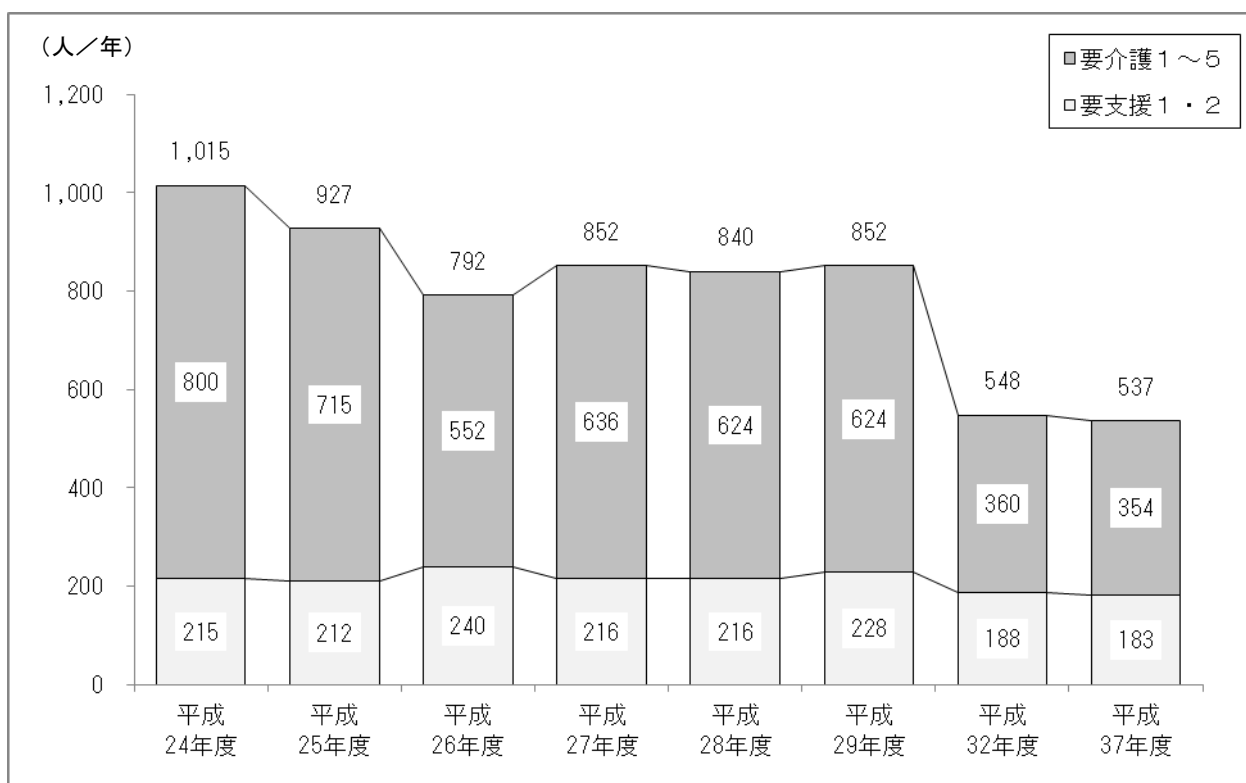
④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

訪問リハビリテーション（要介護1～5）については、平成24年度から平成26年度（見込値）までの利用者は減少していますが、平成27年度以降は利用者の増加を見込んでいます。

介護予防訪問リハビリテーション（要支援1・2）については、平成26年度（見込値）の利用者は増加しますが、平成27年度以降は利用者の減少を見込んでいます。

■ 「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	55	51	76	54	37	47	45	45
要支援2	160	161	164	162	179	181	143	138
要介護1	209	203	228	197	192	190	149	150
要介護2	242	245	177	232	227	227	143	137
要介護3	180	113	47	90	87	85	0	0
要介護4	104	119	65	81	81	84	68	67
要介護5	65	35	35	36	37	38	0	0
要支援1・2	215	212	240	216	216	228	188	183
要介護1～5	800	715	552	636	624	624	360	354
合計	1,015	927	792	852	840	852	548	537

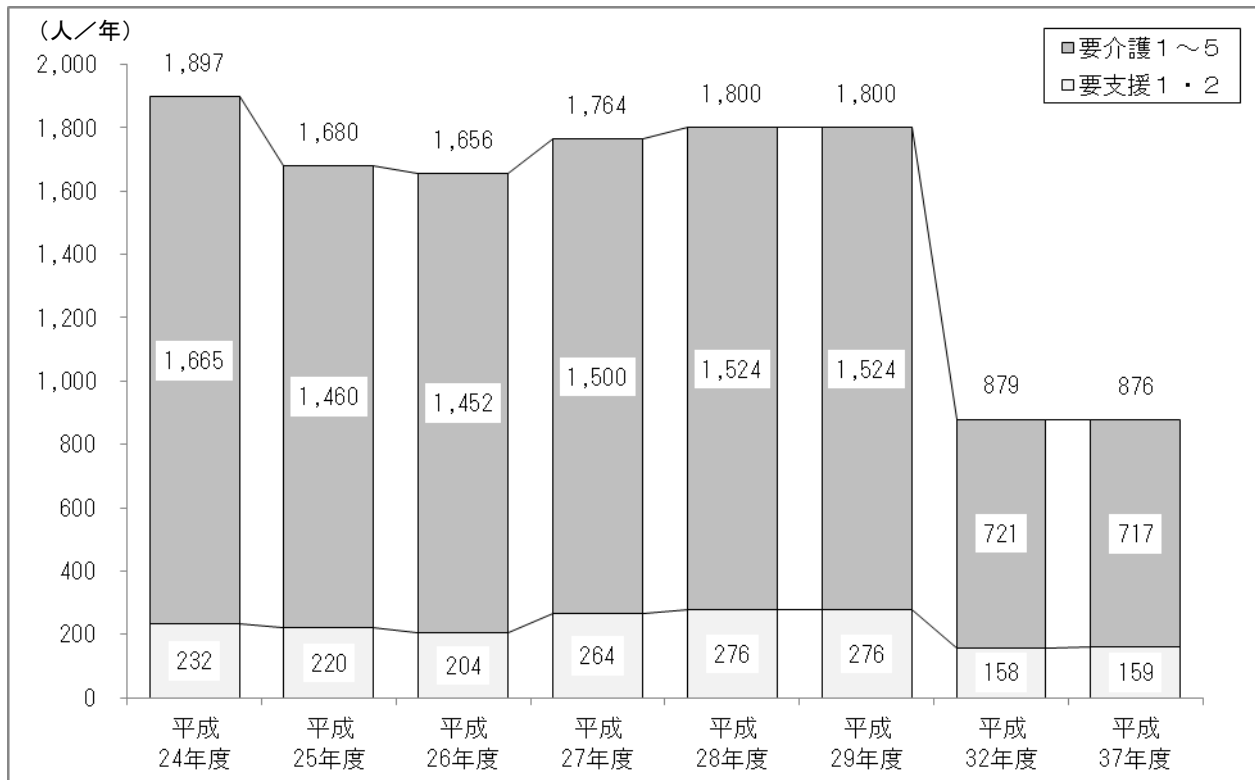
第7章 介護保険事業の推進

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

居宅療養管理指導（要介護1～5）・介護予防居宅療養管理指導（要支援1・2）ともに、平成24年度から平成26年度（見込値）まで利用者が減少していますが、第6期（平成27～29年度）は利用者の増加を見込んでいます。

■「居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	64	81	81	101	106	106	133	134
要支援2	168	139	123	163	170	170	25	25
要介護1	304	348	459	450	435	436	548	550
要介護2	334	267	308	296	302	304	73	69
要介護3	525	376	393	390	398	399	0	0
要介護4	245	258	168	211	224	222	100	98
要介護5	257	211	124	153	165	163	0	0
要支援1・2	232	220	204	264	276	276	158	159
要介護1～5	1,665	1,460	1,452	1,500	1,524	1,524	721	717
合計	1,897	1,680	1,656	1,764	1,800	1,800	879	876

第7章 介護保険事業の推進

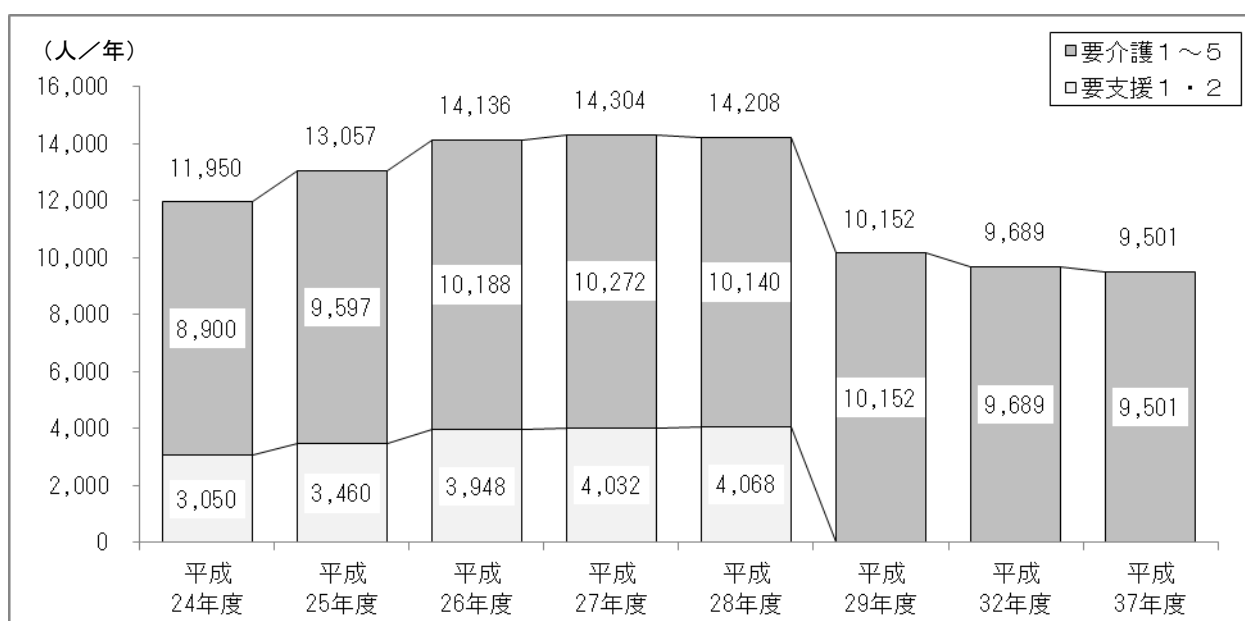
⑥ 通所介護・介護予防通所介護

デイサービスセンター等で、入浴、食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

平成 29 年度以降、介護予防通所介護（要支援 1・2）は地域支援事業へ移行されるため、平成 29 年度以降は利用者なしとしています。

また、小規模のサービス提供分に関しては、平成 28 年度から地域密着型通所介護へ移行します。

■「通所介護・介護予防通所介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	1,373	1,550	1,855	1,942	1,955	0	0	0
要支援2	1,677	1,910	2,093	2,090	2,113	0	0	0
要介護1	3,065	3,632	4,429	4,289	4,236	4,308	5,658	5,677
要介護2	2,708	2,726	2,615	2,921	2,816	2,778	1,982	1,899
要介護3	1,774	1,784	1,723	1,716	1,654	1,606	1,074	995
要介護4	976	987	909	835	841	816	496	487
要介護5	377	468	512	511	593	644	479	443
要支援1・2	3,050	3,460	3,948	4,032	4,068	0	0	0
要介護1～5	8,900	9,597	10,188	10,272	10,140	10,152	9,689	9,501
合計	11,950	13,057	14,136	14,304	14,208	10,152	9,689	9,501

【移行分】 地域密着型通所介護（上記要介護1～5の再掲）

	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要介護1～5					2,892	2,892	2,916	2,760
合計					2,892	2,892	2,916	2,760

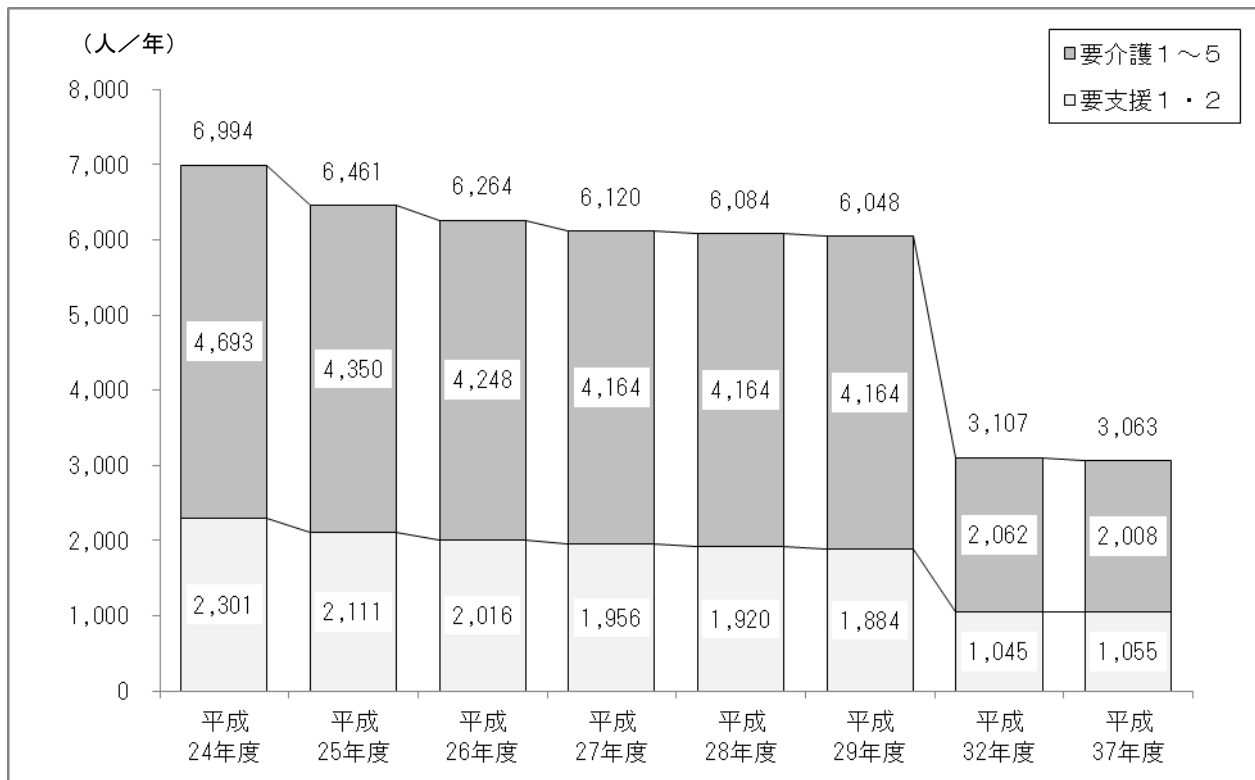
第7章 介護保険事業の推進

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等で心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

通所リハビリテーション(要介護1～5)・介護予防通所リハビリテーション(要支援1・2)とともに、平成24年度から平成26年度(見込値)までの利用者の減少を踏まえ、平成27年度以降も利用者の減少を見込んでいます。

■「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	814	828	765	842	846	834	561	562
要支援2	1,487	1,283	1,251	1,114	1,074	1,050	484	493
要介護1	2,063	1,772	1,638	1,598	1,598	1,604	407	409
要介護2	1,338	1,336	1,461	1,444	1,444	1,497	1,068	1,023
要介護3	885	774	712	682	682	666	215	211
要介護4	278	326	295	312	312	292	300	295
要介護5	129	142	142	128	128	105	72	70
要支援1・2	2,301	2,111	2,016	1,956	1,920	1,884	1,045	1,055
要介護1～5	4,693	4,350	4,248	4,164	4,164	4,164	2,062	2,008
合計	6,994	6,461	6,264	6,120	6,084	6,048	3,107	3,063

第7章 介護保険事業の推進

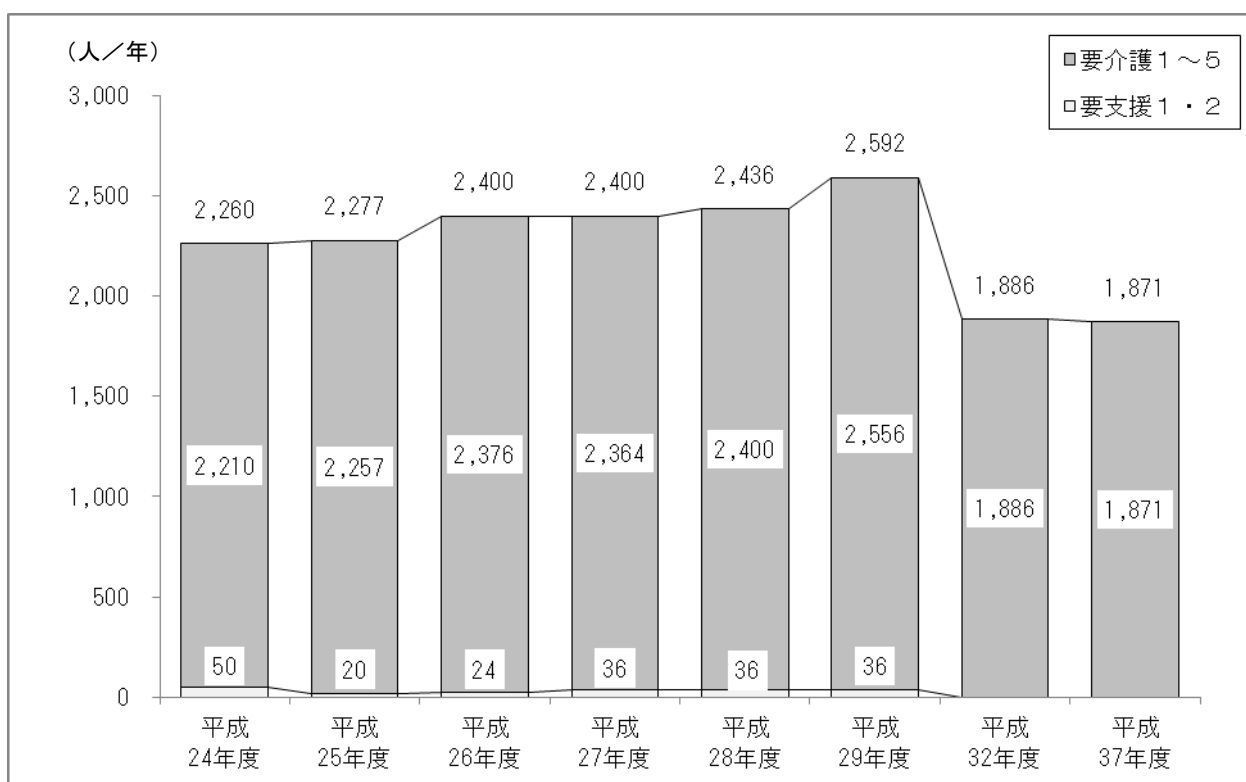
⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

短期入所生活介護（要介護1～5）については、平成24年度から平成26年度（見込値）まで利用者は増加しており、第6期（平成27～29年度）も、利用者の増加を見込んでいます。

介護予防短期入所生活介護（要支援1・2）については、平成24年度から平成26年度（見込値）までの利用者は減少していますが、平成27年度以降は利用者の増加を見込んでいます。

■「短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	17	6	6	12	12	12	0	0
要支援2	33	14	18	24	24	24	0	0
要介護1	190	267	279	303	312	324	482	482
要介護2	360	267	349	376	384	396	51	49
要介護3	895	823	635	699	704	768	233	229
要介護4	531	582	624	596	602	636	494	503
要介護5	234	318	489	390	398	432	626	608
要支援1・2	50	20	24	36	36	36	0	0
要介護1～5	2,210	2,257	2,376	2,364	2,400	2,556	1,886	1,871
合計	2,260	2,277	2,400	2,400	2,436	2,592	1,886	1,871

第7章 介護保険事業の推進

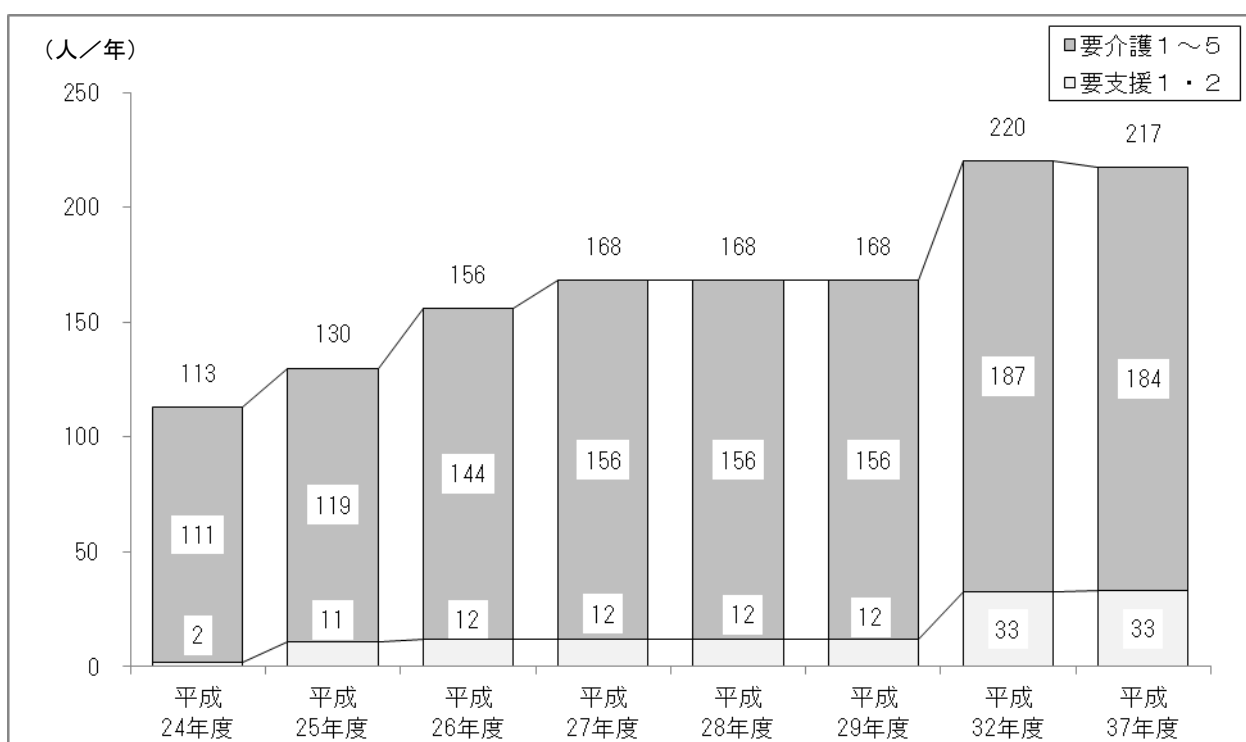
⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護療養型医療施設に短期間入所（空きベット利用）し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。

短期入所療養介護（要介護1～5）は、平成24年度から平成26年度（見込値）まで利用者が増加しており、今後も増加を見込んでいます。

介護予防短期入所療養介護（要支援1・2）については、平成24年度から平成26年度（見込値）まで増加していますが、平成27年度以降も平成26年度と同じ水準で推移していくと見込んでいます。

■「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	2	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	11	12	12	12	12	12	33
要介護1	28	31	19	43	43	47	53	53
要介護2	24	21	14	57	57	47	17	16
要介護3	48	44	19	28	28	31	10	10
要介護4	9	21	92	28	28	31	105	103
要介護5	2	2	0	0	0	0	2	2
要支援1・2	2	11	12	12	12	12	33	33
要介護1～5	111	119	144	156	156	156	187	184
合計	113	130	156	168	168	168	220	217

第7章 介護保険事業の推進

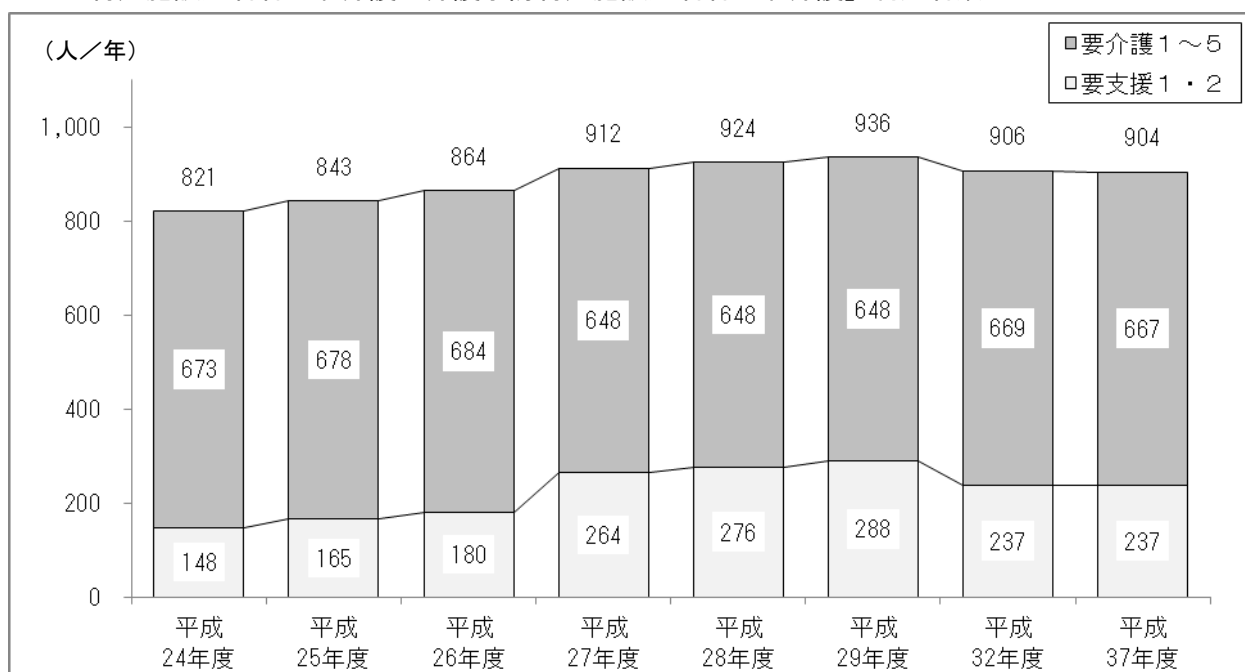
⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要介護者・要支援者に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴、排せつ、食事介助などの介護保険サービス、調理、洗濯、掃除などの家事援助サービス及び生活や健康に関する相談など、要介護者・要支援者が日常生活を営むにあたって必要なサービスを提供します。

特定施設入居者生活介護（要介護1～5）については、平成24年度から平成26年度（見込値）まで利用者が増加していますが、平成27年度以降は利用者の減少を見込んでいます。

介護予防特定施設入居者生活介護（要支援1・2）については、平成24年度から平成26年度（見込値）まで利用者が増加していることから、第6期（平成27年度～29年度）は利用者の増加を見込んでいます。

■「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	80	109	83	125	131	136	183	183
要支援2	68	56	97	139	145	152	54	54
要介護1	189	255	276	220	212	212	497	498
要介護2	173	149	133	162	165	165	47	46
要介護3	119	97	97	104	106	106	24	23
要介護4	132	116	123	104	106	106	60	59
要介護5	60	61	55	58	59	59	41	41
要支援1・2	148	165	180	264	276	288	237	237
要介護1～5	673	678	684	648	648	648	669	667
合計	821	843	864	912	924	936	906	904

第7章 介護保険事業の推進

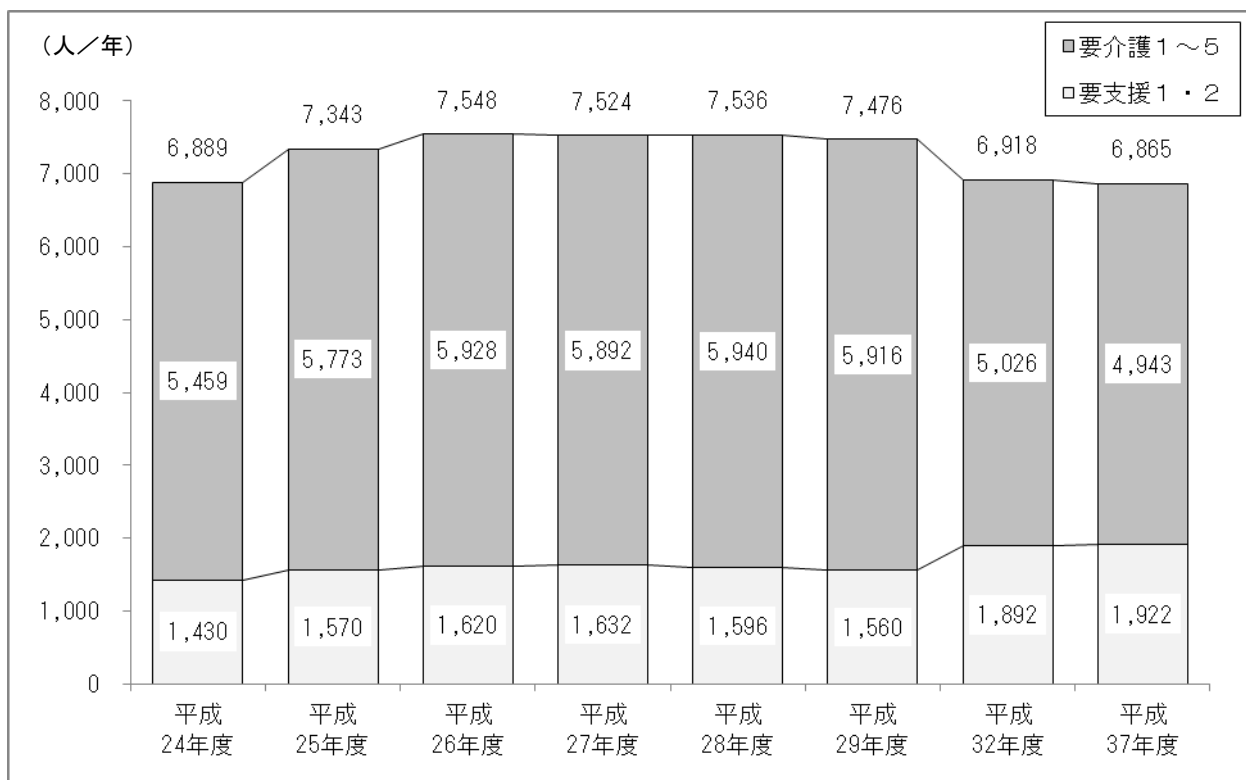
⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉機器を貸与するサービスです。貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっています。その対象用具には、車いす、じょくそう予防用具、歩行器、つえ等があります。

福祉用具貸与（要介護1～5）については、平成24年度から平成26年度（見込値）まで増加していますが、平成27年度以降は利用者の減少傾向を見込んでいます。

介護予防福祉用具貸与（要支援1・2）については、これまでと同様に推移していくと見込んでいます。

■「福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	480	433	361	418	387	366	90	90
要支援2	950	1,137	1,259	1,214	1,209	1,194	1,802	1,832
要介護1	998	1,216	1,669	1,401	1,402	1,413	2,176	2,184
要介護2	1,885	1,986	1,731	1,997	1,985	1,997	1,512	1,449
要介護3	1,342	1,284	1,359	1,346	1,405	1,358	678	666
要介護4	821	801	622	648	636	624	256	251
要介護5	413	486	547	500	512	524	404	393
要支援1・2	1,430	1,570	1,620	1,632	1,596	1,560	1,892	1,922
要介護1～5	5,459	5,773	5,928	5,892	5,940	5,916	5,026	4,943
合計	6,889	7,343	7,548	7,524	7,536	7,476	6,918	6,865

第7章 介護保険事業の推進

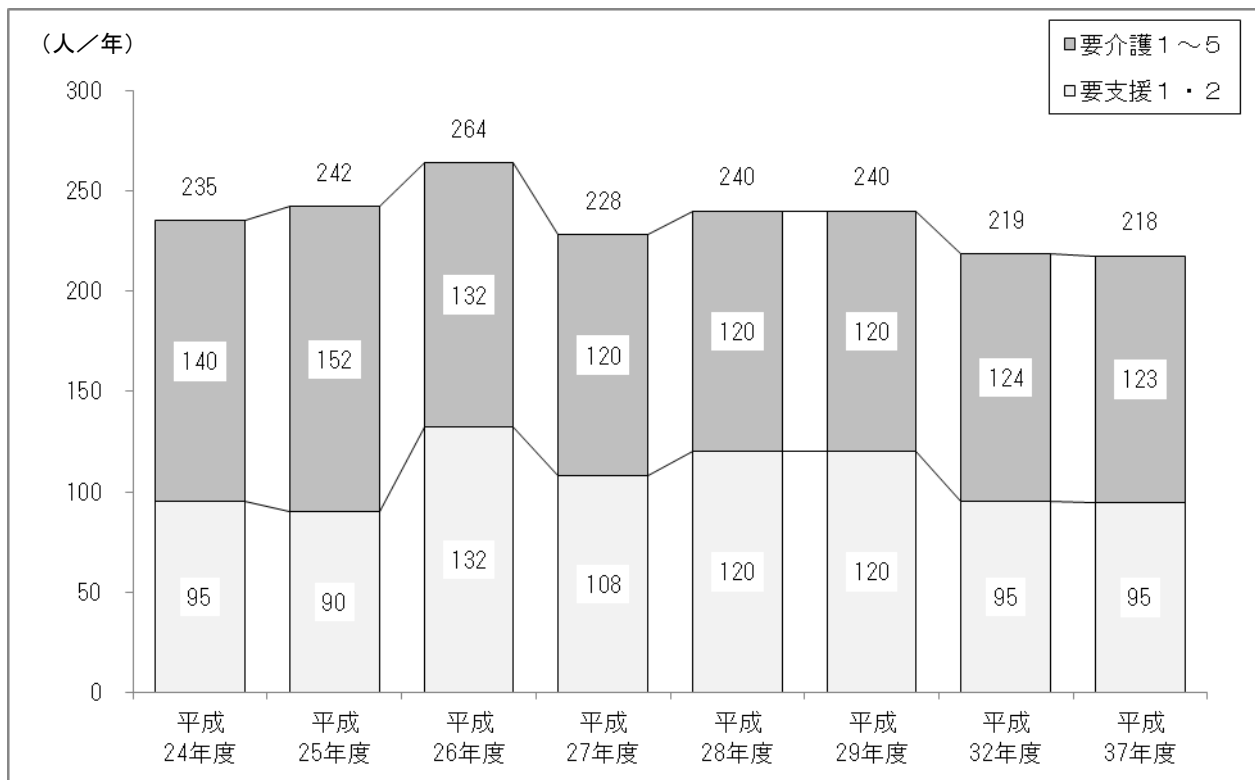
⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具が必要な状態である要介護者・要支援者に対し、その購入費用の9割を支給するものです。年間10万円が、利用額の限度です。

特定福祉用具販売（要介護1～5）について、平成27年度以降は若干の利用者の減少を見込んでいます。

特定介護予防福祉用具販売（要支援1・2）については、平成26年度（見込値）の利用者が一時的に増加していますが、平成27年度以降は平成26年度より若干利用者の減少を見込んでいます。

■「特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	39	33	48	47	48	48	17	17
要支援2	56	57	84	61	72	72	78	78
要介護1	57	66	48	46	46	46	67	67
要介護2	50	39	72	42	42	42	23	22
要介護3	21	36	0	23	23	23	29	29
要介護4	10	8	12	7	7	7	3	3
要介護5	2	3	0	2	2	2	2	2
要支援1・2	95	90	132	108	120	120	95	95
要介護1～5	140	152	132	120	120	120	124	123
合計	235	242	264	228	240	240	219	218

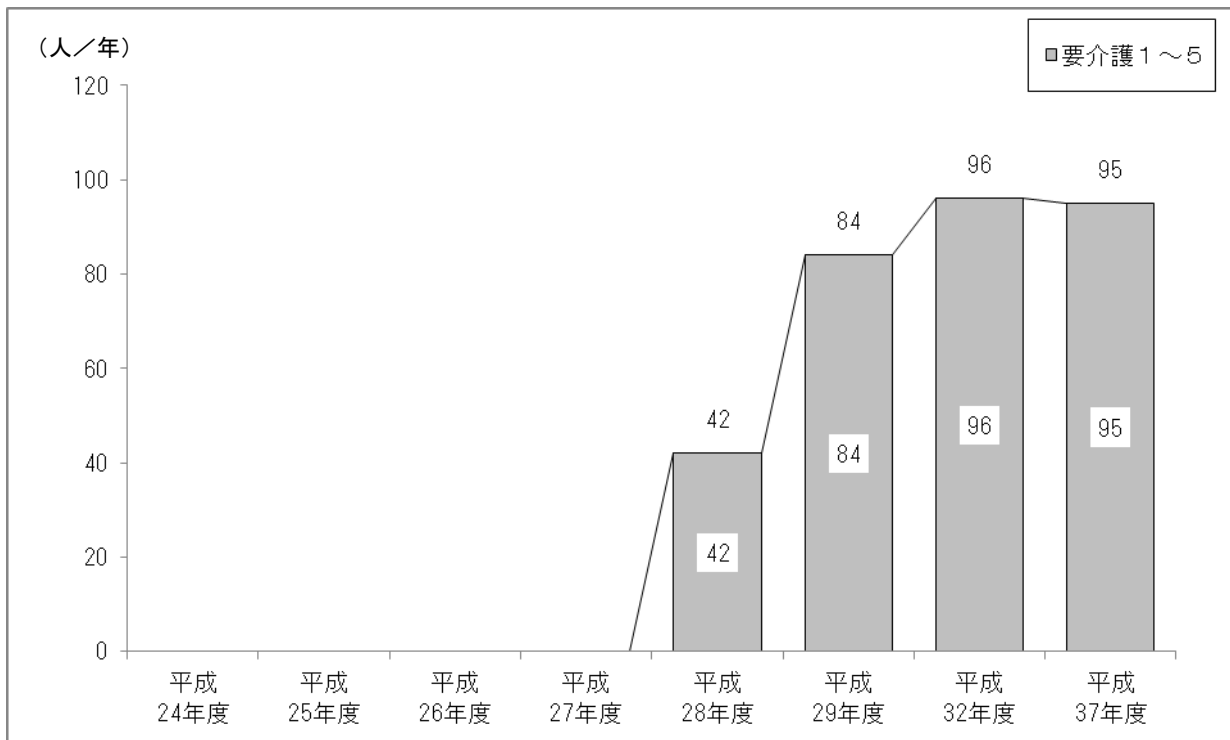
(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短時間の定期巡回訪問や24時間、365日対応可能な窓口を設置して、随時対応を行うサービスです。

本計画で平成28年度に整備を行うため、平成27年度の利用者は見込んでいません。

■「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要介護1	0	0	0	0	24	48	38	38
要介護2	0	0	0	0	12	24	29	29
要介護3	0	0	0	0	6	12	29	28
要介護4	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1~5	0	0	0	0	42	84	96	95
合計	0	0	0	0	42	84	96	95

第7章 介護保険事業の推進

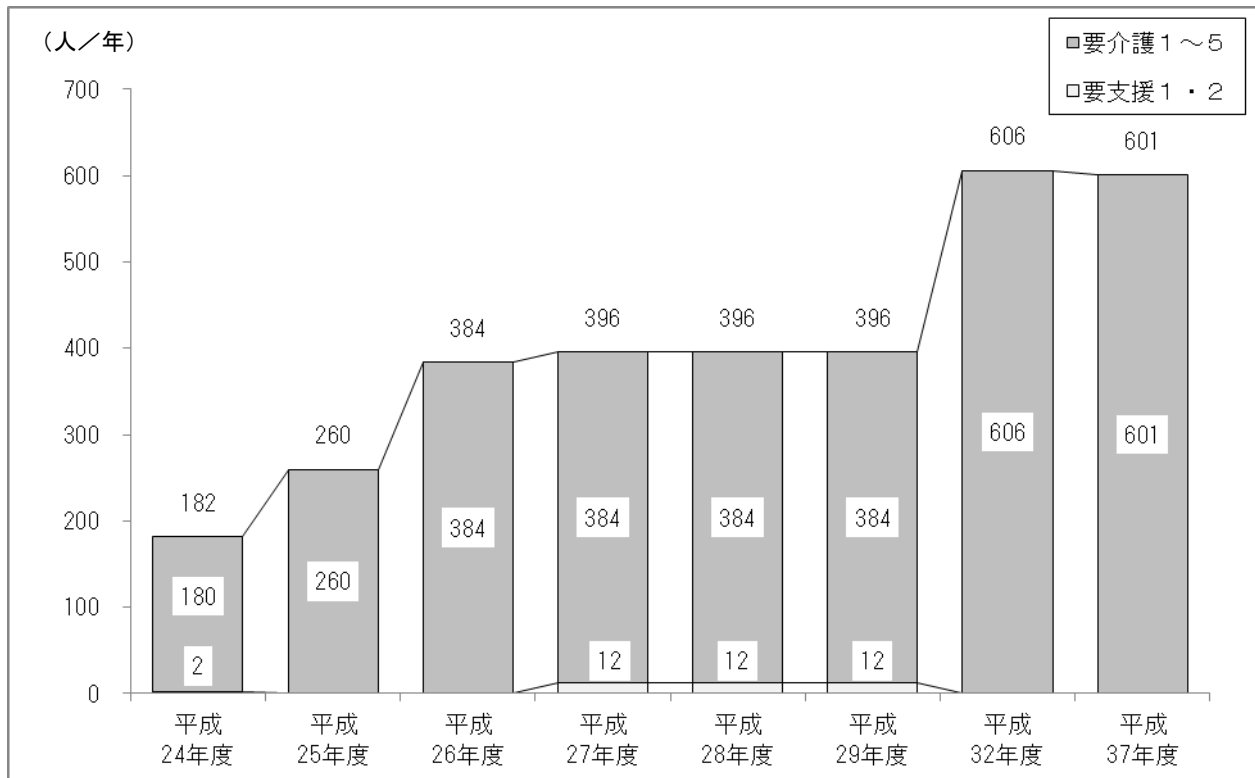
② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者を対象として、デイサービスセンター等で食事、入浴の提供やその他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

認知症対応型通所介護（要介護1～5）については、平成27年度以降は平成26年度並の利用者を見込んでいます。

介護予防認知症対応型通所介護（要支援1・2）については、平成25年度、平成26年度の実績はありませんが、平成27年度以降は利用者を見込んでいます。

■「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	2	0	0	12	12	12	0	0
要介護1	10	17	29	20	20	20	62	62
要介護2	29	28	29	40	40	40	26	25
要介護3	19	40	83	72	72	72	130	128
要介護4	51	84	161	156	156	156	259	255
要介護5	71	91	82	96	96	96	129	131
要支援1・2	2	0	0	12	12	12	0	0
要介護1～5	180	260	384	384	384	384	606	601
合計	182	260	384	396	396	396	606	601

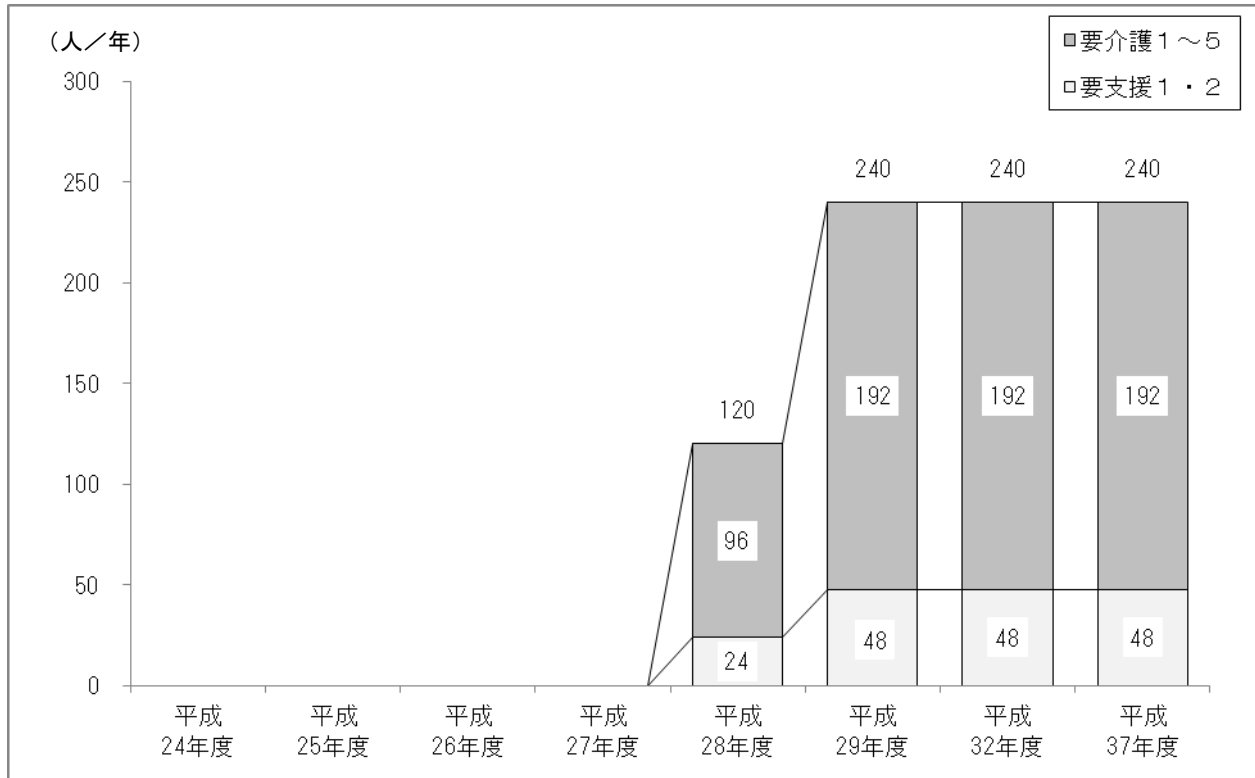
第7章 介護保険事業の推進

③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所サービスを中心に訪問・宿泊を柔軟に組みあわせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。

本計画で平成28年度に整備を行うため、平成27年度の利用者は見込んでいません。

■ 「小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	0	0	0	0	12	24	24	24
要支援2	0	0	0	0	12	24	24	24
要介護1	0	0	0	0	42	84	84	84
要介護2	0	0	0	0	36	72	72	72
要介護3	0	0	0	0	12	24	24	24
要介護4	0	0	0	0	6	12	12	12
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1・2	0	0	0	0	24	48	48	48
要介護1~5	0	0	0	0	96	192	192	192
合計	0	0	0	0	120	240	240	240

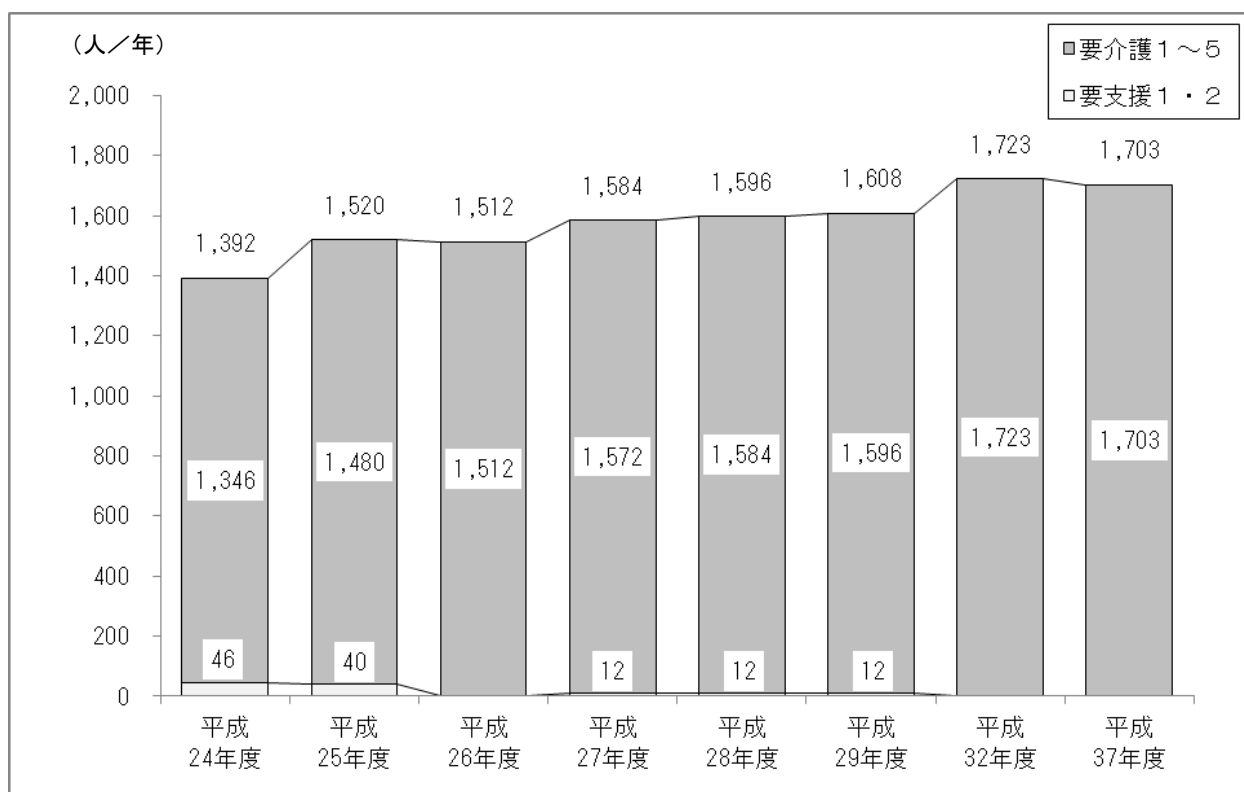
第7章 介護保険事業の推進

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

第5期（平成24～26年度）においてグループホームが2ユニット整備されたことにより、平成27年度以降、利用者は緩やかに増加していくと見込んでいます。

■ 「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援2	46	40	0	12	12	12	0	0
要介護1	225	296	402	378	381	384	648	649
要介護2	295	329	421	353	356	359	427	422
要介護3	464	466	342	390	393	396	268	259
要介護4	247	297	255	305	307	309	380	373
要介護5	115	92	92	146	147	148	0	0
要支援2	46	40	0	12	12	12	0	0
要介護1～5	1,346	1,480	1,512	1,572	1,584	1,596	1,723	1,703
合計	1,392	1,520	1,512	1,584	1,596	1,608	1,723	1,703

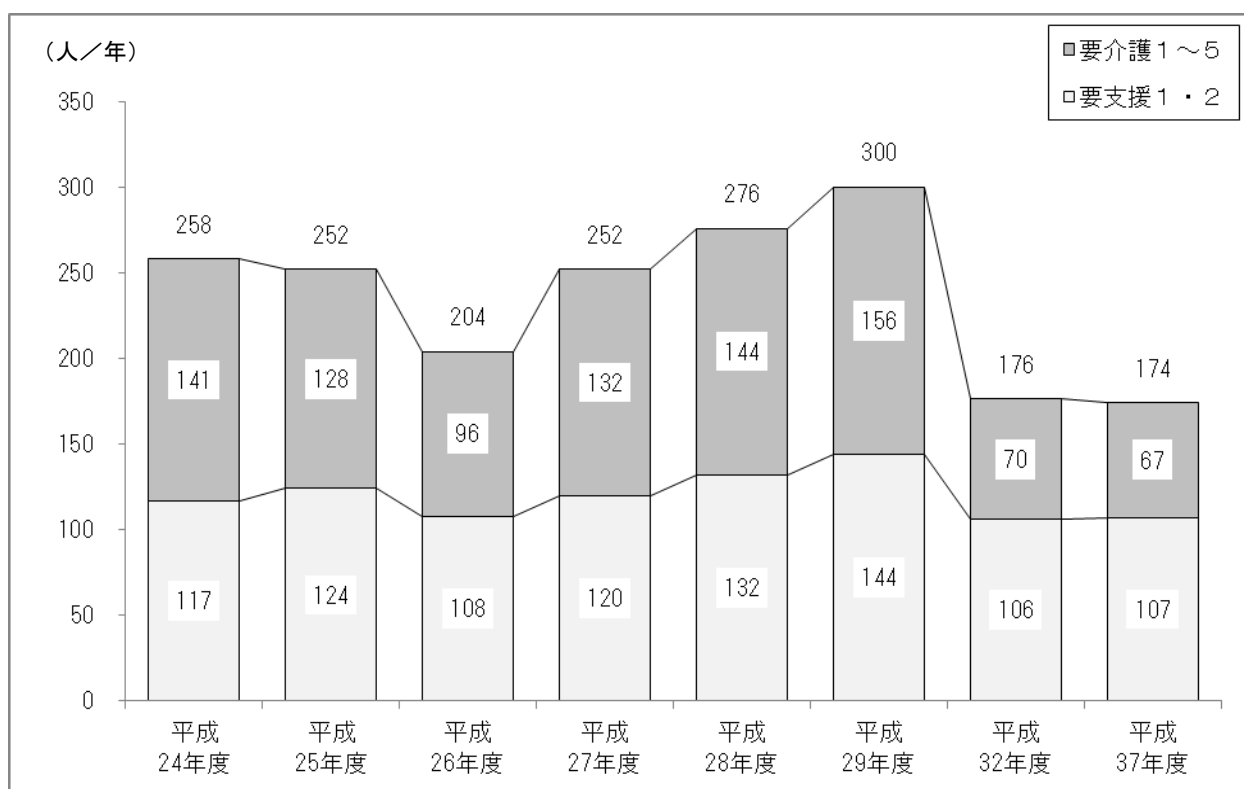
(3) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修費の支給は、要介護者・要支援者の日常生活を支援し、手すりの取付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の9割を支給するサービスです。改修工事を行う前に、申請が必要です。

住宅改修（要介護1～5）については、平成24年度から平成26年度（見込値）までは減少となりますが、第6期（平成27～29年度）は増加を見込んでいます。

介護予防住宅改修（要支援1・2）についても、平成27年度以降の増加を見込んでいます。

■「住宅改修・介護予防住宅改修」利用者数



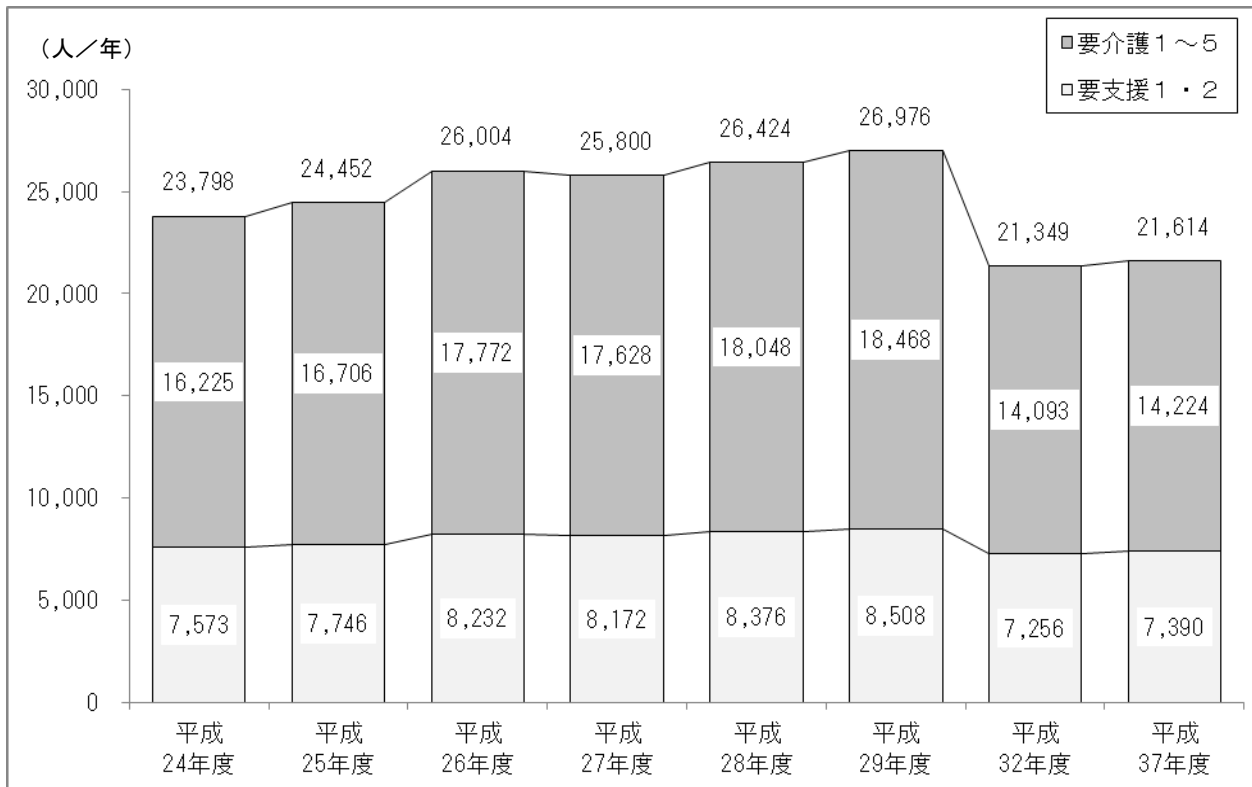
	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	60	59	72	62	69	77	49	49
要支援2	57	65	36	58	63	67	57	58
要介護1	57	59	48	66	76	76	41	39
要介護2	47	31	24	43	45	53	0	0
要介護3	24	20	0	14	13	13	0	0
要介護4	11	15	24	8	8	12	27	26
要介護5	2	3	0	1	2	2	2	2
要支援1・2	117	124	108	120	132	144	106	107
要介護1～5	141	128	96	132	144	156	70	67
合計	258	252	204	252	276	300	176	174

(4) 居宅介護支援・介護予防支援

在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画(ケアプラン)、または介護予防サービス計画(予防ケアプラン)を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。

居宅介護支援(要介護1~5)・介護予防支援(要支援1・2)ともに、平成27年度以降も平成26年度と同様の水準で推移していくと見込んでいます。

■「居宅介護支援・介護予防支援」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	3,154	3,352	3,686	3,712	3,785	3,835	3,644	3,756
要支援2	4,419	4,394	4,546	4,460	4,591	4,673	3,612	3,634
要介護1	5,617	6,002	6,687	6,338	6,515	6,638	6,786	7,083
要介護2	4,579	4,461	4,566	4,844	5,000	5,117	2,981	3,009
要介護3	3,381	3,240	3,221	3,203	3,096	2,970	1,592	1,563
要介護4	1,801	1,943	1,956	1,970	2,005	2,042	1,428	1,360
要介護5	847	1,060	1,342	1,273	1,432	1,701	1,306	1,209
要支援1・2	7,573	7,746	8,232	8,172	8,376	8,508	7,256	7,390
要介護1~5	16,225	16,706	17,772	17,628	18,048	18,468	14,093	14,224
合計	23,798	24,452	26,004	25,800	26,424	26,976	21,349	21,614

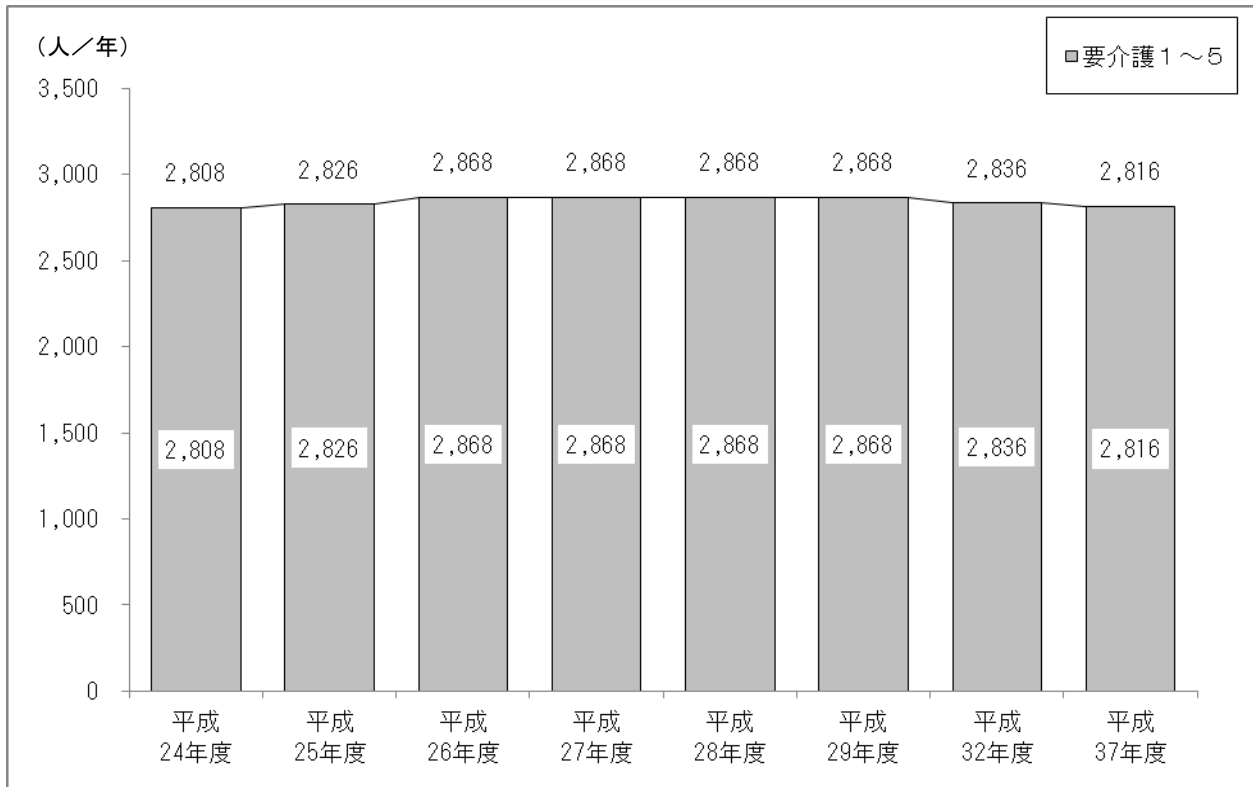
(5) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

介護老人福祉施設については、第6期計画期間中に新たな施設整備は想定されないことから、現在の水準で移行していくと見込んでいます。

■ 「介護老人福祉施設」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要介護1	79	125	184	184	184	184	184	184
要介護2	283	232	203	203	203	203	204	204
要介護3	668	639	756	756	756	756	746	740
要介護4	958	965	801	801	801	801	791	784
要介護5	820	865	924	924	924	924	911	904
要介護1～5	2,808	2,826	2,868	2,868	2,868	2,868	2,836	2,816
合計	2,808	2,826	2,868	2,868	2,868	2,868	2,836	2,816

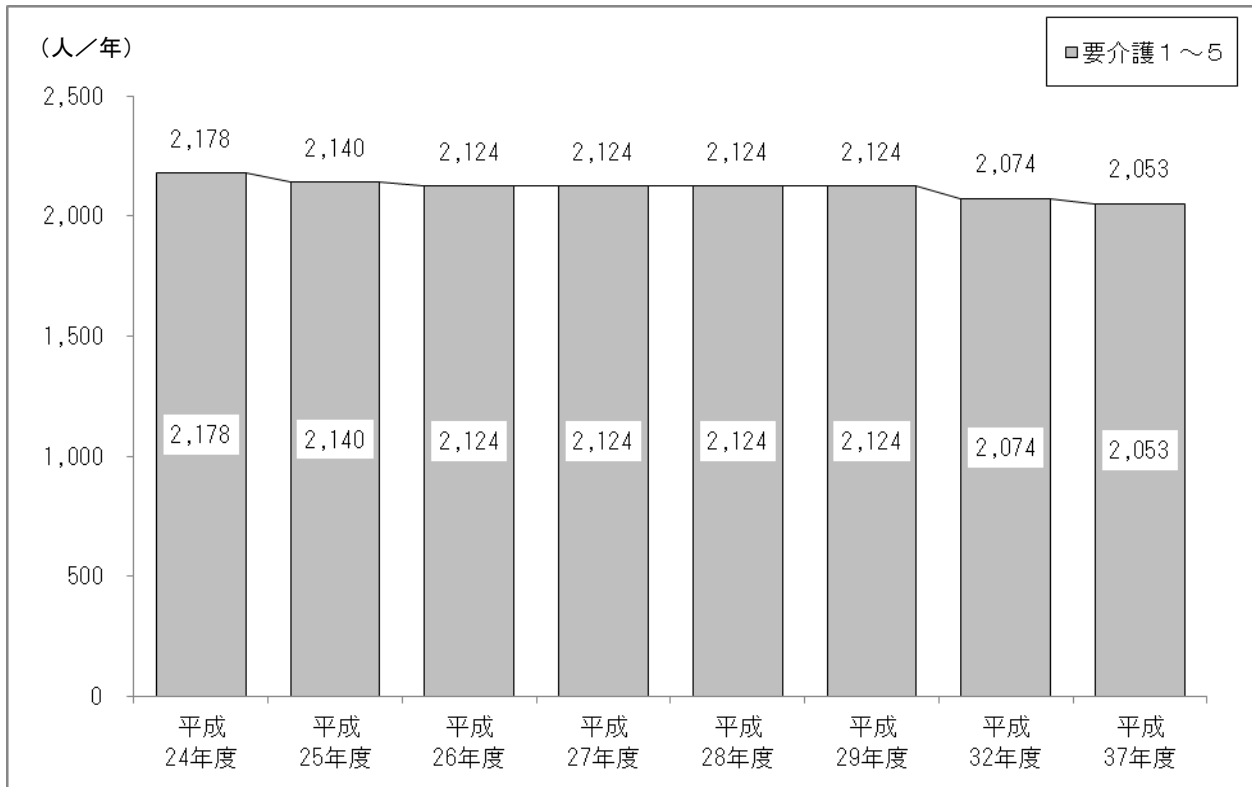
第7章 介護保険事業の推進

② 介護老人保健施設

要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

介護老人福祉施設については、第6期計画期間中に新たな施設整備は想定されないことから、現在の水準で移行していくと見込んでいます。

■ 「介護老人保健施設」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要介護1	198	213	176	176	176	176	180	180
要介護2	358	452	410	410	410	410	381	376
要介護3	613	615	627	627	627	627	600	593
要介護4	489	401	414	414	414	414	413	406
要介護5	520	459	497	497	497	497	500	498
要介護1～5	2,178	2,140	2,124	2,124	2,124	2,124	2,074	2,053
合計	2,178	2,140	2,124	2,124	2,124	2,124	2,074	2,053

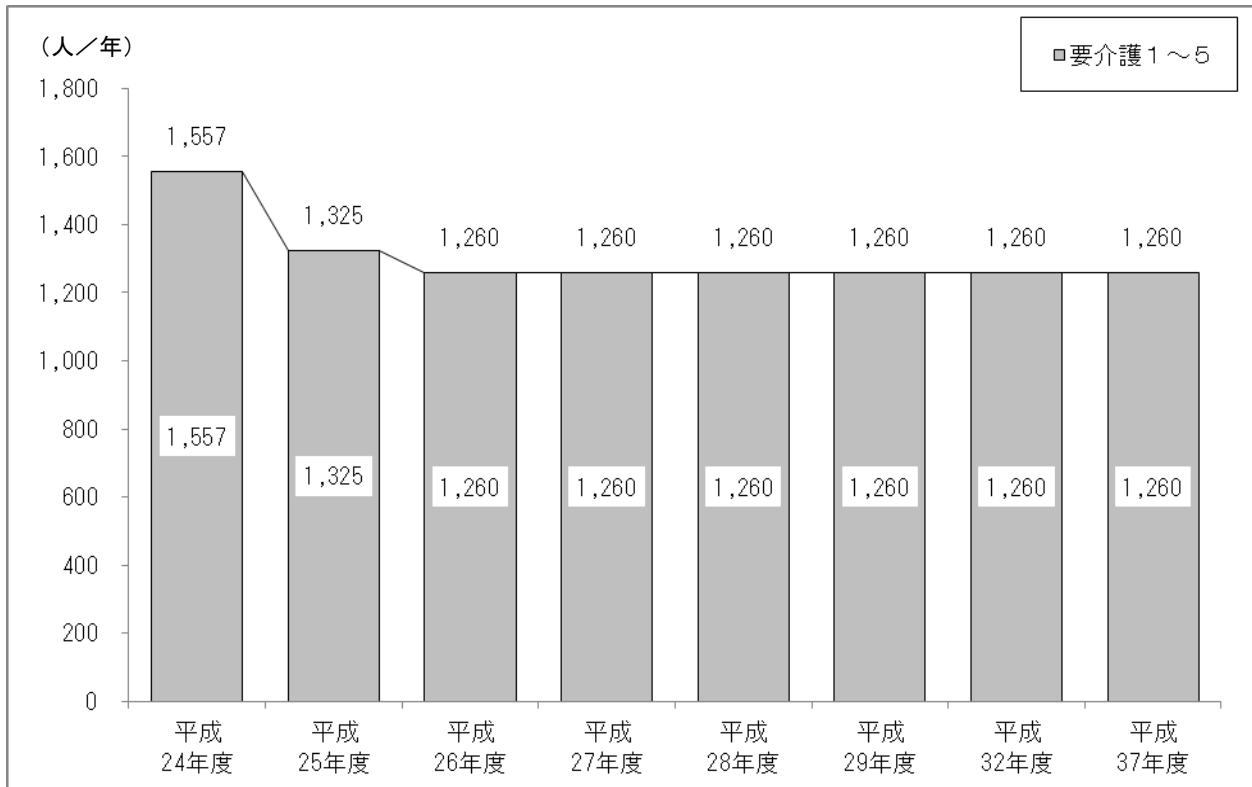
第7章 介護保険事業の推進

③ 介護療養型医療施設

長期療養を必要とする慢性期に至った要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での世話、機能訓練等の必要な医療などを提供する施設です。

介護療養型医療施設については、第6期計画期間中に新たな施設整備は想定されないことから、現在の水準で移行していくと見込んでいます。

■ 「介護療養型医療施設」利用者数



	実績値		見込値	推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要介護1	73	45	35	35	35	35	35	35
要介護2	120	74	80	80	80	80	80	80
要介護3	246	254	199	199	199	199	199	199
要介護4	457	358	313	313	313	313	313	313
要介護5	661	594	633	633	633	633	633	633
要介護1～5	1,557	1,325	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
合計	1,557	1,325	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260



5 給付費の見込み

(1) 介護報酬の改定

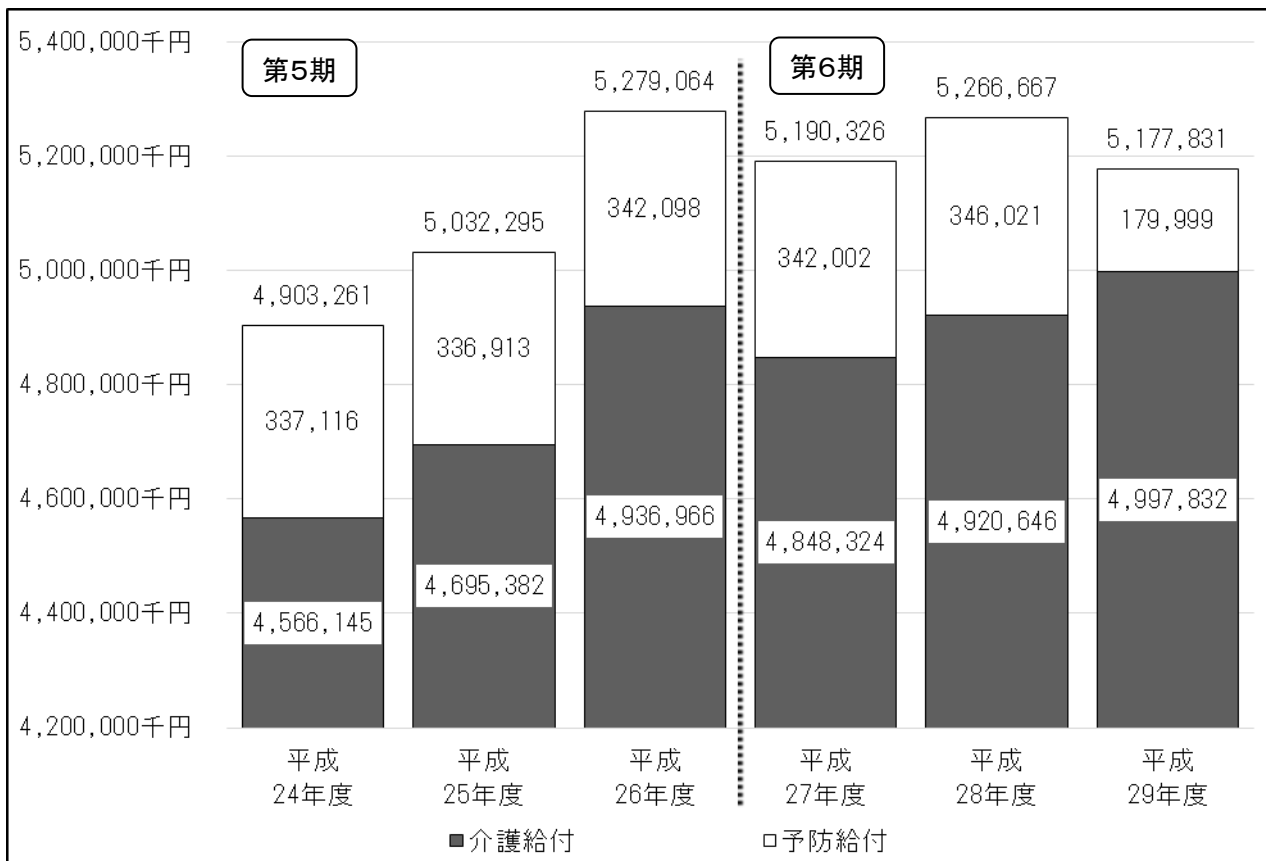
第6期の介護報酬の改定については、各サービスの介護報酬の単位数及び単価の改定が行われました。

このうち、単価については、伊万里市では従来どおり1単位=10円となっており、改定の影響はありません。

また、単位数の改定については、第5期の介護報酬に比べ総額ベースで2.27%引き下げられることになりました。

(2) 介護報酬の改定を踏まえた給付費の見込み

介護報酬の改定を踏まえた第6期3年間(平成27~29年度)の給付費は、総額で約156億3千万円、第5期に比べ2.8%の増加を見込んでいます。



第7章 介護保険事業の推進

(単位:千円/年)

	第5期(実績値)			第6期(計画値)		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	4,566,145	4,695,382	4,936,966	4,848,324	4,920,646	4,997,832
居宅サービス	2,218,978	2,377,770	2,596,203	2,512,113	2,154,997	2,189,744
地域密着型サービス	381,635	427,909	435,501	475,995	899,927	936,791
介護保険施設サービス	1,753,597	1,667,715	1,666,116	1,628,294	1,628,294	1,628,294
居宅介護支援	211,935	221,988	239,146	231,922	237,428	243,003
予防給付	337,116	336,913	342,098	342,002	346,021	179,999
介護予防サービス	294,587	294,718	307,336	304,242	306,323	138,243
地域密着型介護予防サービス	10,379	9,162	0	3,305	4,794	6,284
介護予防支援	32,150	33,033	34,762	34,455	34,904	35,472
給付費 合計	4,903,261	5,032,295	5,279,064	5,190,326	5,266,667	5,177,831
給付費 合計(3年間)	15,214,620			15,634,824		
介護給付	93.1%	93.3%	93.5%	93.4%	93.4%	96.5%
居宅サービス	45.2%	47.3%	49.2%	48.4%	40.9%	42.3%
地域密着型サービス	7.8%	8.5%	8.2%	9.2%	17.1%	18.1%
介護保険施設サービス	35.8%	33.1%	31.6%	31.4%	30.9%	31.4%
居宅介護支援	4.3%	4.4%	4.5%	4.4%	4.5%	4.7%
予防給付	6.9%	6.7%	6.5%	6.6%	6.6%	3.5%
介護予防サービス	6.0%	5.8%	5.8%	5.9%	5.8%	2.7%
地域密着型介護予防サービス	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
介護予防支援	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%

(3) サービス別の給付費の見込み

サービス別の給付費については、次のように見込んでいます。

[介護給付]

(単位:千円/年)

	第5期(実績値)			第6期(計画値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス	2,218,978	2,377,770	2,596,203	2,512,113	2,154,997	2,189,744
訪問介護	170,977	170,569	168,811	152,674	151,546	150,643
訪問入浴介護	5,477	6,413	5,551	5,023	5,023	5,023
訪問看護	46,818	51,096	64,247	46,152	46,670	47,381
訪問リハビリテーション	23,381	21,352	17,449	19,027	19,019	18,132
居宅療養管理指導	11,627	10,714	10,252	10,360	10,539	10,557
通所介護	1,064,558	1,199,488	1,387,813	1,381,385	1,010,073	1,049,082
通所リハビリテーション	333,037	318,156	302,490	296,680	289,619	284,753
短期入所生活介護	347,839	380,356	417,962	396,695	416,927	417,905
短期入所療養介護(老健)	4,126	5,942	4,039	7,504	7,504	7,504
短期入所療養介護(病院等)	2,551	541	0	739	739	739
福祉用具貸与	67,188	69,954	65,976	64,782	65,550	65,121
特定福祉用具購入費	4,416	4,108	4,065	3,998	4,018	4,053
住宅改修費	13,820	12,197	10,117	9,849	10,525	11,606
特定施設入居者生活介護	123,163	126,884	137,431	117,245	117,245	117,245
(2) 地域密着型サービス	381,635	427,909	435,501	475,995	899,927	936,791
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	4,052	8,104
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	47,836	67,924	96,448	96,937	96,937	96,937
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	14,284	28,568
認知症対応型共同生活介護	333,799	359,985	339,053	379,058	382,037	385,016
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護(旧称:複合型サービス)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護					402,617	418,166
(3) 施設サービス	1,753,597	1,667,715	1,666,116	1,628,294	1,628,294	1,628,294
介護老人福祉施設	664,128	673,316	679,012	663,598	663,598	663,598
介護老人保健施設	563,578	561,233	566,681	553,817	553,817	553,817
介護療養型医療施設	525,891	433,166	420,423	410,879	410,879	410,879
(4) 居宅介護支援	211,935	221,988	239,146	231,922	237,428	243,003
合計	4,566,145	4,695,382	4,936,966	4,848,324	4,920,646	4,997,832

※合計と内訳は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

第7章 介護保険事業の推進

(単位:千円/年)

	(推計値)	
	平成 32 年度	平成 37 年度
(1) 居宅サービス	2,216,766	2,346,561
訪問介護	161,840	164,583
訪問入浴介護	6,267	6,267
訪問看護	50,110	50,110
訪問リハビリテーション	21,481	21,481
居宅療養管理指導	10,472	10,472
通所介護	1,056,632	1,119,103
通所リハビリテーション	302,609	302,609
短期入所生活介護	402,803	465,374
短期入所療養介護(老健)	5,550	6,753
短期入所療養介護(病院等)	0	0
福祉用具貸与	67,513	68,510
特定福祉用具購入費	3,661	3,623
住宅改修費	4,091	3,939
特定施設入居者生活介護	123,737	123,737
(2) 地域密着型サービス	944,251	969,152
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,127	8,127
夜間対応型訪問介護	0	0
認知症対応型通所介護	101,108	101,108
小規模多機能型居宅介護	27,654	27,654
認知症対応型共同生活介護	386,187	386,187
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護(旧称:複合型サービス)	0	0
地域密着型通所介護	421,175	446,076
(3) 施設サービス	1,607,167	1,596,918
介護老人福祉施設	655,006	650,301
介護老人保健施設	541,282	535,738
介護療養型医療施設	410,879	410,879
(4) 居宅介護支援	232,002	232,002
合計	5,000,186	5,144,633

第7章 介護保険事業の推進

[予防給付]

(単位:千円/年)

	第5期(実績値)			第6期(計画値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防サービス	294,587	294,718	307,336	304,242	306,323	138,243
介護予防訪問介護	51,755	51,598	51,411	46,940	46,699	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	517	517	517
介護予防訪問看護	8,753	7,105	5,106	5,952	5,789	5,593
介護予防 訪問リハビリテーション	6,504	6,749	7,588	7,670	7,781	7,992
介護予防居宅療養管理指導	1,849	1,550	1,629	2,061	2,136	2,186
介護予防通所介護	95,840	109,152	118,886	118,955	120,687	0
介護予防 通所リハビリテーション	90,263	81,372	79,485	73,338	72,303	70,874
介護予防短期入所生活介護	1,696	863	938	1,797	1,797	1,797
介護予防 短期入所療養介護(老健)	33	346	15	741	741	741
介護予防 短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	10,779	9,687	8,308	8,674	8,467	8,274
特定介護予防福祉用具購入費	2,190	2,377	2,407	2,405	2,456	2,527
介護予防住宅改修	12,384	10,846	11,312	11,341	11,646	11,796
介護予防 特定施設入居者生活介護	12,541	13,073	20,251	23,851	25,304	25,946
(2) 地域密着型介護予防サービス	10,379	9,162	0	3,305	4,794	6,284
介護予防 認知症対応型通所介護	106	0	0	619	619	619
介護予防 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	1,489	2,979
介護予防 認知症対応型共同生活介護	10,273	9,162	0	2,686	2,686	2,686
介護予防 地域密着型通所介護	/	/	/	/	0	/
(3) 介護予防支援	32,150	33,033	34,762	34,455	34,904	35,472
合計	337,116	336,913	342,098	342,002	346,021	179,999

※合計と内訳は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

第7章 介護保険事業の推進

(単位:千円/年)

	(推計値)	
	平成 32 年度	平成 37 年度
(1) 介護予防サービス	134,970	131,425
介護予防訪問介護	0	0
介護予防訪問入浴介護	164	164
介護予防訪問看護	5,581	5,581
介護予防 訪問リハビリテーション	7,424	7,424
介護予防居宅療養管理指導	1,807	1,515
介護予防通所介護	0	0
介護予防 通所リハビリテーション	74,450	71,329
介護予防短期入所生活介護	1,287	1,287
介護予防 短期入所療養介護(老健)	146	146
介護予防 短期入所療養介護(病院等)	0	0
介護予防福祉用具貸与	9,637	9,791
特定介護予防福祉用具購入費	2,676	2,635
介護予防住宅改修	10,605	10,360
介護予防 特定施設入居者生活介護	21,193	21,193
(2) 地域密着型介護予防サービス	6,269	6,269
介護予防 認知症対応型通所介護	623	623
介護予防 小規模多機能型居宅介護	2,979	2,979
介護予防 認知症対応型共同生活介護	2,667	2,667
介護予防 地域密着型通所介護	/	/
(3) 介護予防支援	29,966	30,526
合計	171,205	168,220

6 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第6期の総事業費の推計

前掲（126～131 ページ）の総給付費（介護給付費・予防給付費）に特定入所者介護サービス費等の給付額や算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、第6期3年間の総額で約 165 億9千8百万円となります。

また、これに地域支援事業費を加えた総事業費は、第6期3年間の総額で約 170 億9千3百万円となります。

（単位：円／年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
標準給付費見込額(A)	5,522,042,474	5,580,225,685	5,495,366,545	16,597,634,704
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	5,173,993,692	5,241,685,848	5,153,520,484	15,569,200,024
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	213,496,389	201,713,977	202,705,699	617,916,065
高額介護サービス費等給付額	111,898,655	113,575,005	115,276,500	340,750,160
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,412,648	15,828,790	16,256,167	47,497,605
算定対象審査支払手数料	7,241,090	7,422,065	7,607,695	22,270,850
地域支援事業費(B)	109,168,199	109,168,199	276,554,199	494,890,597
介護予防・日常生活支援総合事業費	19,900,841	19,900,841	187,286,841	227,088,523
包括的支援事業・任意事業費	89,267,358	89,267,358	89,267,358	267,802,074
総事業費(A+B)	5,631,210,673	5,689,393,884	5,771,920,744	17,092,525,301

(2) 介護保険の負担構造

① 標準的な負担構造

■ 介護サービス給付費

事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割・2割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分の半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。

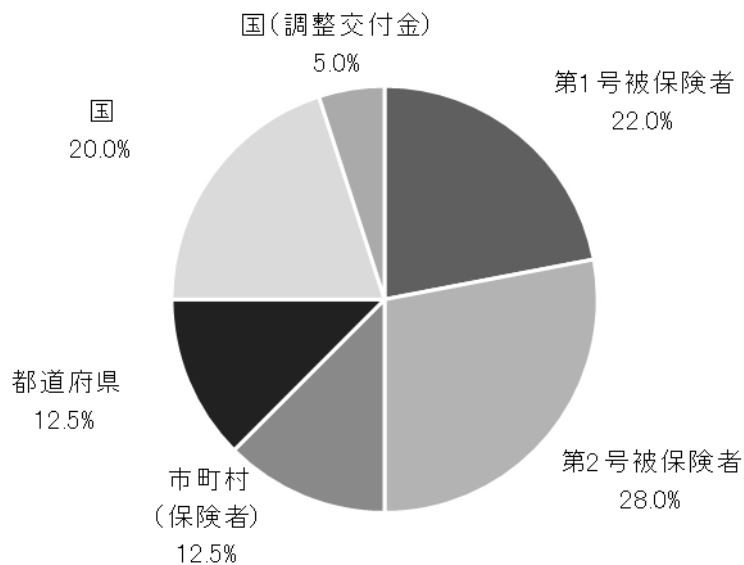
保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人当たり負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の22%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は28%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。

つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■ 標準給付費の負担割合



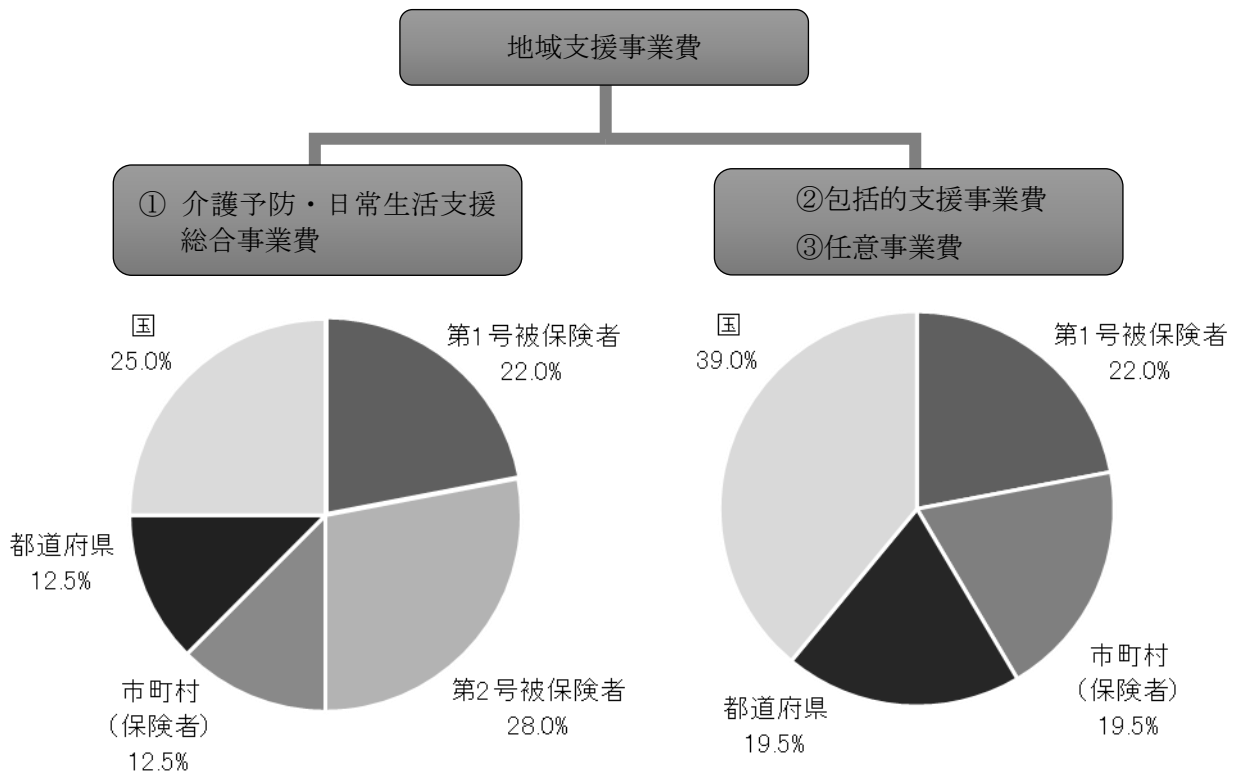
※ただし、施設等給付費については国20%、都道府県17.5%

第7章 介護保険事業の推進

○ 地域支援事業

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

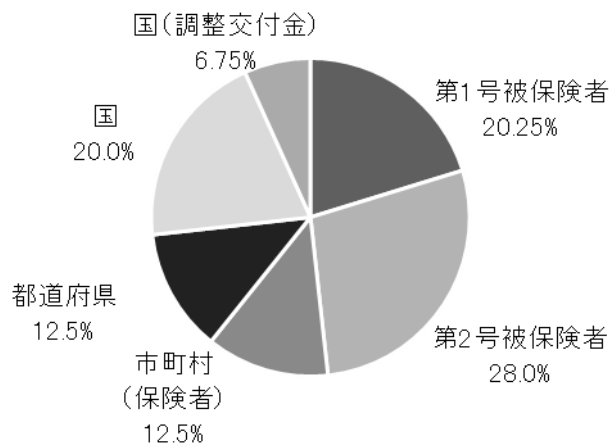
○ 地域支援事業費の負担割合



② 伊万里市における負担構造

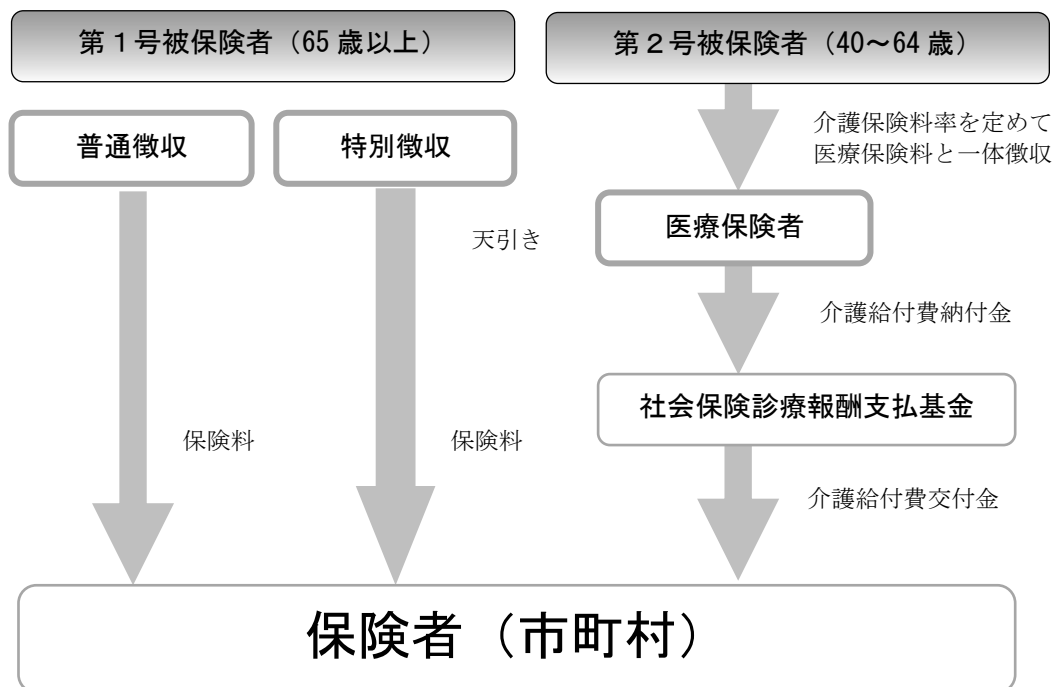
第6期における高齢化の見込みや所得構造から、伊万里市における調整交付金は標準的な5%を越える6.75%程度が見込まれます。

この結果、第1号被保険者の負担割合は、標準的な22%よりも少なく、20.25%程度となります。



(3) 予定保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収は、普通徴収と特別徴収があり、普通徴収分については現状を踏まえ、第6期の予定保険料収納率を98.5%と見込んでいます。



(4) 保険料として収納する必要のある額

ここまでを示した給付費や負担構造等から、第6期においては第1号被保険者の保険料として、約34億6千万円を収納する必要があります。

			第6期計画期間
①	標準給付費見込額		16,597,634,704 円
②	地域支援事業費		494,890,597 円
③	第1号被保険者負担分相当額	(①+②) × 22%	3,760,355,566 円
④	調整交付金相当額	① × 5%	829,881,735 円
⑤	調整交付金見込額		1,121,091,000 円
⑥	財政安定化基金償還金		— 円
⑦	準備基金取崩額		61,000,000 円
⑧	保険料収納必要額	③+④-⑤-⑥-⑦	3,408,146,301 円
⑨	予定保険料収納率		98.50%
⑩	保険料収納率を踏まえた必要額	⑧ ÷ ⑨	3,460,047,007 円

(5) 第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納率を踏まえた必要額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で割ることによって、一人当たりの年間の保険料基準額が算出されます。

よって、第6期における第1号被保険者の保険料を算定すると保険料基準月額が 6,450 円となり、年額 77,400 円となります。

<伊万里市第6期介護保険料段階>

段階	対象者	料率	月額保険料
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.5	3,225
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.75	4,838
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	0.75	4,838
第4段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	5,805
第5段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	1.0	6,450
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	7,740
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.3	8,385
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.5	9,675
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上の人	1.7	10,965

7 制度改正による負担の見直し

(1) 低所得者保険料の軽減強化

介護保険関連法令の改正により保険料段階が第1段階から第3段階までの市民税が世帯非課税である低所得者については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図ることが示されています。

ただし、実施については段階的に行われ、まずは平成27年4月からは特に所得の低い第1段階の人を対象に、平成29年4月からは第1段階から第3段階までを対象に実施が予定されています。

軽減した保険料相当額は、国 1/2、県 1/4、市 1/4 の割合で負担します。

<軽減強化のイメージ>

①平成27年4月 第一弾として、市民税非課税世帯のうち 特に所得の低い人を対象		②平成29年4月 消費税10%引上げ時に、市民税非課税世帯 全体を対象として完全実施	
①	保険料基準額に対する割合	②	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45	第1段階	0.50 → 0.3
第2段階	-	第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	-	第3段階	0.75 → 0.7

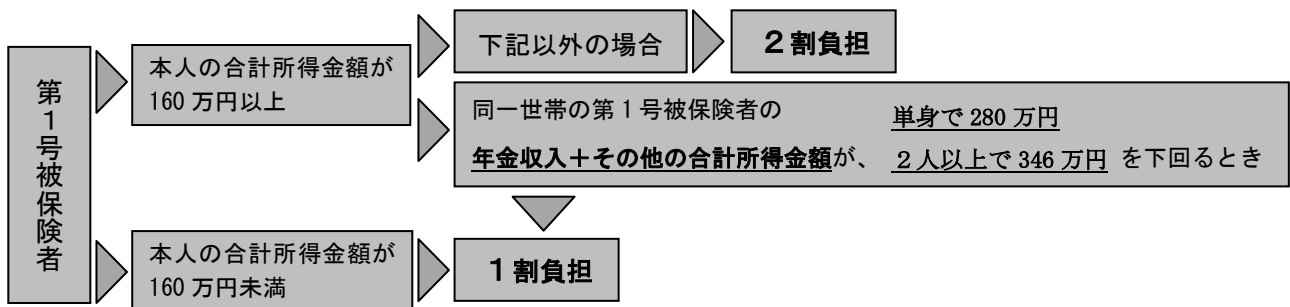
資料：厚生労働省資料より作成

※現時点(平成27年3月時点)での予定であり、今後、国の法制度の改定等を受けて変更となる可能性があります。

(2) 一定以上所得者の自己負担の見直し

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまでの一律1割の利用者負担について、平成27年8月1日から一定以上の所得者の自己負担割合を2割とします。

<一定以上の所得における利用者負担のイメージ>



(3) 特定入所者介護（予防）サービス費の見直し（資産等の勘案）

施設入所等に係る費用のうち、食費及び居住費は自己負担が原則となっていますが、市民税非課税世帯の入所者については、申請に基づき「特定入所者介護（予防）サービス費」を支給して負担を軽減しています。

本制度は福祉的な性格や経過的な性格を有するものであり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行います。

① 配偶者所得について 【平成 27 年 8 月 施行】

施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外とします。

② 預貯金等について 【平成 27 年 8 月 施行】

一定額超の預貯金等（単身では 1,000 万円超、夫婦世帯では 2,000 万円超程度を想定）がある場合には、対象外とします。

判定については、本人申告によるものとしますが、金融機関への照会を可能にすることや不正受給に対してはペナルティ加算金を設ける予定です。

③ 非課税年金について 【平成 28 年 8 月 施行】

遺族年金及び障害年金といった非課税年金についても、年金収入額に含めて判定を行います。

第8章

計画推進のために

1 計画の推進方策

(1) 県・他市町村との連携の強化

県主催「保険者会議」や県内の保険者で構成する「佐賀県介護保険制度推進協議会」等への参加を通じて、介護保険に関する情報を共有し、共通する課題に対しては協力して取り組むことで、県や他市町村との広域的な連携の充実、強化を図ります。

(2) 国・県への働きかけ

「保険者会議」における制度改正等の伝達や制度運営上の問題点等の協議を通して、国や県への必要な要請や支援及び協力の働きかけを継続して行っていきます。

2 計画の進行管理

(1) 公表と普及啓発

本計画は佐賀県知事に提出するほか、これを公表し、被保険者である市民に対し、介護保険事業に関する情報の提供に努めます。

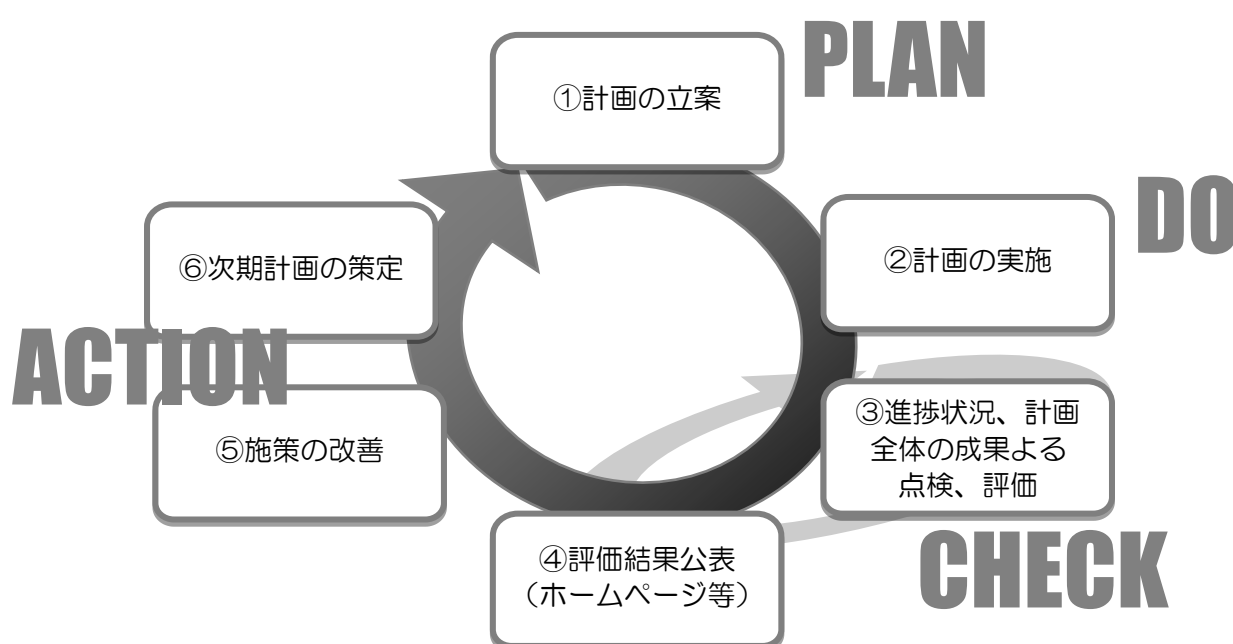
その具体的な方法として、①計画書を関係機関に配付、②計画書を市ホームページに掲載、③計画概要を市広報等で市民に知らせます。

また、地域包括ケアシステムの構築は、地域の住民、事業者、関係団体等により支えられるため、様々な経路や手法により地域が目指す方向に対する理解が共有できるよう、普及啓発を図ります。

(2) 実施状況の確認・評価

本計画は、着実に推進していくため「介護保険運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況及び計画全体の成果について点検、評価し、施策の改善等に繋がっていきます。

また、地域包括支援センターの円滑な運営については「地域包括支援センター運営協議会」、地域密着型サービスの運営等に関することは「地域密着型サービス運営委員会」において評価していきます。



第8章 計画推進のために

資料編

1 伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、老人福祉法第20条の8の規定による「伊万里市高齢者福祉計画」並びに介護保険法第117条の規定による「伊万里市介護保険事業計画」（以下「伊万里市高齢者福祉計画等」という。）の策定（以下（計画策定という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会）

第2条 計画策定に関する事務を推進するため、伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

（委員長の責務等）

第3条 委員長は、委員会を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会 議）

第4条 委員会は、委員長が召集する。

（任 期）

第5条 委員会の委員の任期については、計画策定が完了するまでとする。

（庶 務）

第6条 委員会の庶務は、市民部において処理する。

（補 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画策定に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

資料編

別表第1（第2条関係）

区 分	職 名 等	氏 名
医療関係者	伊万里・有田地区医師会副会長	◎西田 博之
医療関係者	伊万里・有田地区歯科医師会専務理事	吉永 信秀
医療関係者	伊万里有田薬剤師会会長	山下 順一郎
保健関係者	伊万里保健福祉事務所所長	野田 種敏
介護保険事業者	社会福祉法人 花心会 特別養護老人ホームグランパランいまりホーム長	赤司 耕子
介護保険事業者	社会福祉法人 長生会 特別養護老人ホーム長生園園長	吉富 達夫
介護保険事業者	社会福祉法人 伊万里敬愛会 特別養護老人ホーム敬愛園施設長	齊藤 賢市
介護保険事業者	社会福祉法人 鶴丸会 伊万里市東部デイサービスセンターユートピア 施設長	大串 衛
介護保険事業者	医療法人 光仁会 介護老人保健施設西光苑事務長	力武 芳昭
介護保険事業者	社会医療法人 謙仁会 謙仁会グループ地域包括ケア管理部部長	西田 智之
民生児童委員	伊万里市民生委員・児童委員協議会副会長	山下 美直
社会福祉協議会	社会福祉法人 伊万里市社会福祉協議会事務局長	吉田 正男
被保険者代表	伊万里市老人クラブ連合会会長	○原口 擴
被保険者代表	伊万里市区長会連合会会長	安並 勇
被保険者代表	伊万里市地域婦人連絡協議会会長	川内 嘉津子
被保険者代表	連合佐賀北部地域協議会事務局長 (平成26年8月29日～平成26年12月18日)	杉本 克頼
	連合佐賀北部地域協議会事務局長 (平成26年12月19日～平成27年3月31日)	白石 啓二
被保険者代表	伊万里地区認知症の人とその家族の会代表	黒川 憲一
被保険者代表	伊万里市介護保険運営会議推薦公募委員	山口 昭徳
被保険者代表	伊万里市介護保険運営会議推薦公募委員	大黒 みはる
行政関係者	伊万里市副市長	江頭 興宣

◎委員長 ○副委員長

(任期：平成26年8月29日～平成27年3月31日)

2 計画の策定経緯

(1) 伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会の開催経緯

高齢者福祉計画等策定委員会の開催日時と審議内容は下記のとおりです。

開催数	日 程	審議内容
第1回	日時:平成26年8月29日(金) 場所:伊万里市役所 第3会議室	(1)高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定の概要について (2)本市の高齢者を取り巻く状況について (3)介護保険制度改正案の概要 (4)計画策定のスケジュール
第2回	日時:平成26年10月23日(木) 場所:伊万里市役所 大会議室	(1)第2次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画における施策等の達成状況 (2)高齢者要望等実態調査からみた課題 (3)第6期の保険料について (4)日常生活圏域について (5)地域密着型サービスの整備について
第3回	日時:平成26年11月26日(水) 場所:伊万里市役所 第3会議室	(1)第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の骨子(案)について (2)地域密着型サービスの整備について (3)本市の第6期介護保険料の考え方について (4)地域支援事業について
第4回	日時:平成26年12月19日(金) 場所:伊万里市役所 大会議室	(1)第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の骨子(案)について (2)パブリックコメントについて
第5回	日時:平成27年2月20日(金) 場所:伊万里市役所 第3会議室	(1)パブリックコメントの結果について報告 (2)本市の介護保険料について (3)伊万里市第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画(案)について (4)計画の推進体制について

伊万里市

第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画

平成27年3月

編集・発行 伊万里市 市民部 長寿社会課

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1

TEL : 0955-23-2154

FAX : 0955-22-7844

E-mail : choujushakai@city.imari.lg.jp